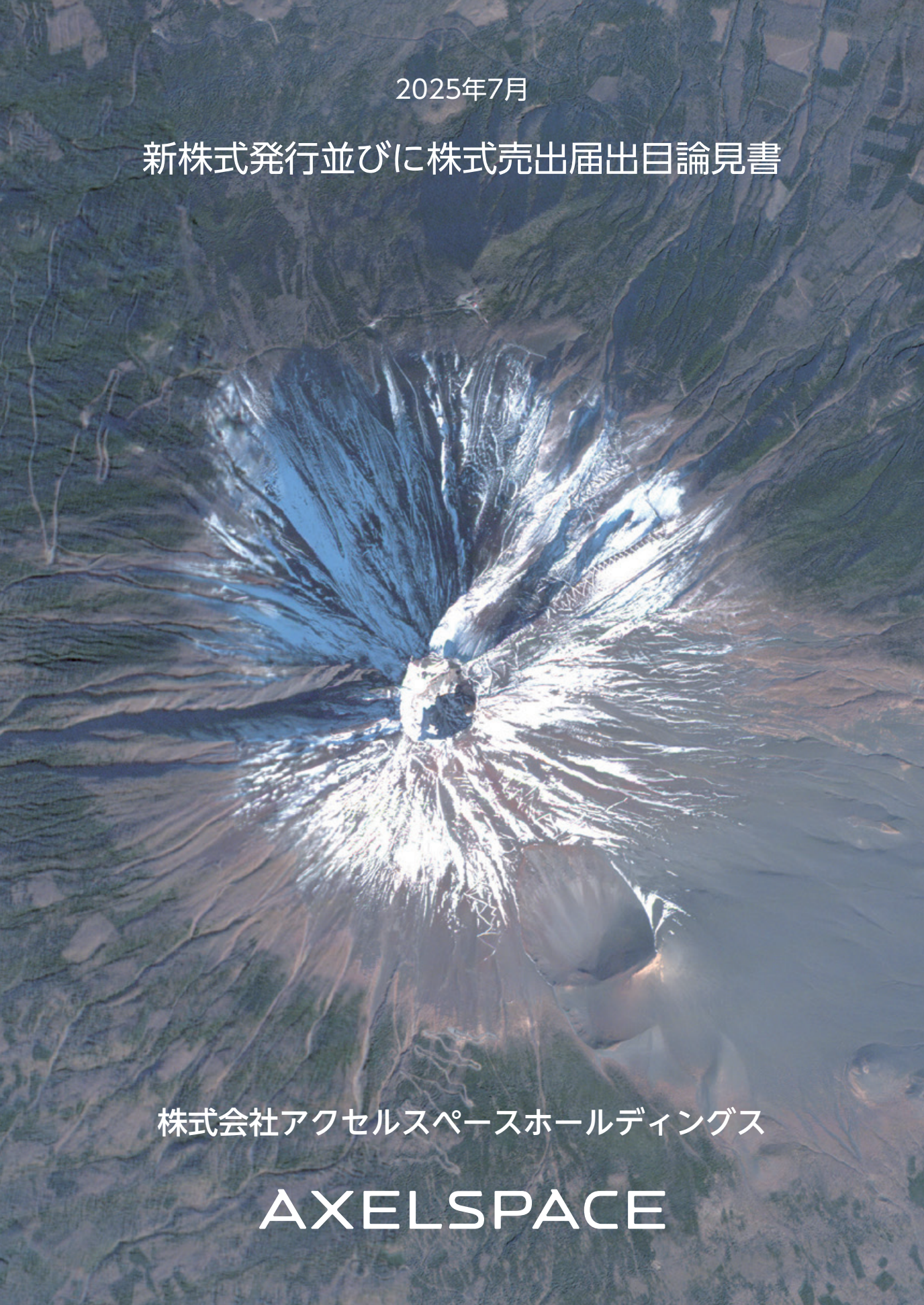


An aerial photograph of a volcanic crater. The crater floor is covered in dark, jagged rock formations and patches of green vegetation. A central vent is visible, emitting a thick plume of white smoke or ash that rises into the air. The surrounding landscape is rugged and mountainous, with deep valleys and ridges.

2025年7月

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アクセルスペースホールディングス

AXELSPACE

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式4,460,655千円（見込額）の募集並びに株式502,182千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年7月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アクセルスペースホールディングス

東京都中央区日本橋本町三丁目3番3号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

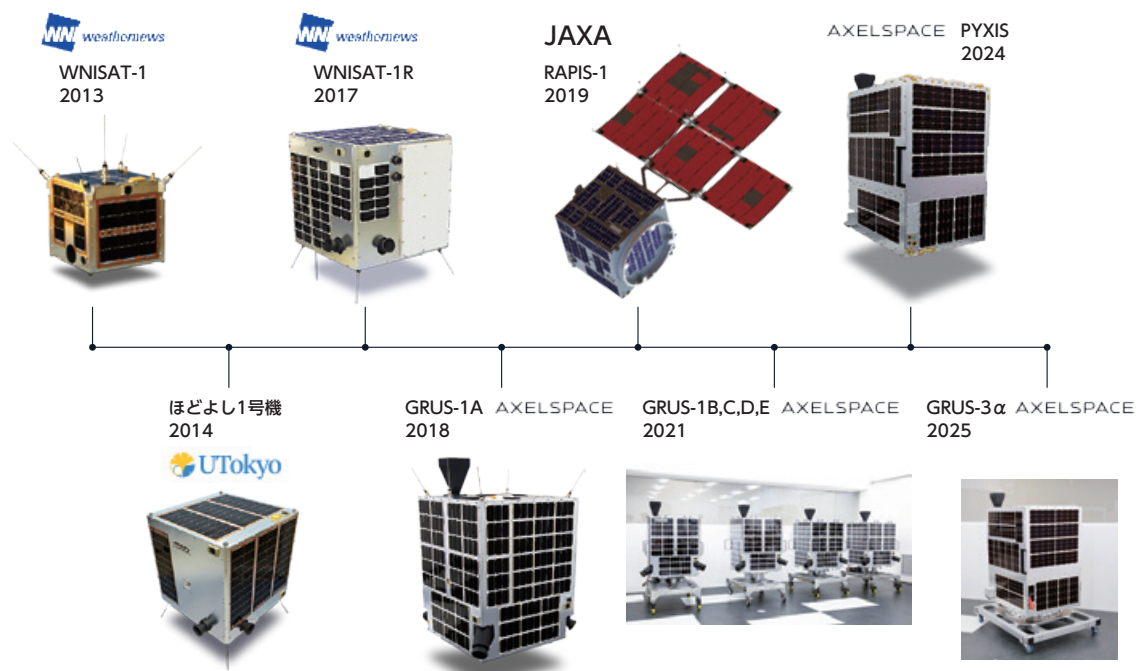
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

事業の内容

1 当社グループについて

当社グループは当社と連結子会社1社で構成されており、当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。他方、当社グループの主要な事業はいずれも連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいて行っております。当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、従来人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指しております。

当該ビジョンを達成するために、当社グループは、2008年より世界に先駆けて小型衛星の開発に取り組んでまいりました。これまでに「WNISAT-1」「ほどよし1号機」「RAPIS-1」等の顧客向け人工衛星に加え、当社グループのAxelGlobe事業向け人工衛星である「GRUS-1」5機を含む合計11機の小型衛星を製造した実績を有しております。



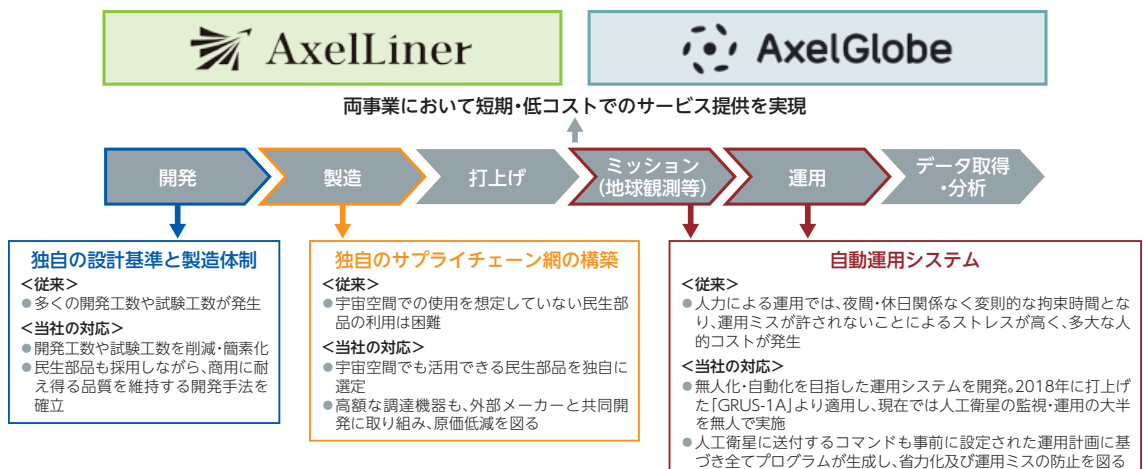
当社グループでは、Axelliner事業とAxelGlobe事業の2つの事業を運営しております。Axelliner事業は創業以来約17年にわたり蓄積してきた経験・ノウハウを基盤とし、小型衛星の開発・製造・打上げ後の運用に関して、打上げ機の手配や許可等の取得等の非技術的な手続きも含めて顧客向け小型衛星プロジェクトの開発・運用サービスを提供しております。AxelGlobe事業は当社グループが保有・運用する光学地球観測衛星コンステレーションが取得した画像データを販売、又はそれらの画像を加工・分析して情報を抽出し、ソリューションとして顧客にサービス提供しております。農業や土地管理をはじめ、環境や金融、報道等、他産業での用途にも拡大しております。なお、「衛星コンステレーション」とは、複数機の人工衛星を打上げ、それらを一体運用して事業等に活用する仕組みのことをいいます。



2 基盤となる小型衛星に関する技術

当社グループは、2008年8月より世界に先駆けて小型衛星の開発に取り組んできました。当時、一般に人工衛星と言えば、質量1トンを超える大型衛星が主流であり、時に5年以上にも及ぶ長い開発期間や宇宙用の部品を用いることによる高額な調達費用のため、政府系機関による開発が一般的でした。当社グループが手掛ける小型衛星は独自ノウハウにより、宇宙でも利用可能な民生部品を積極的に選定・活用したり、信頼性を損なわない範囲で各種環境試験を簡略化することによって、低コストでの設計・製造、及び契約の締結から宇宙での利用開始までの期間の短縮を実現しました。

当社グループの小型衛星の開発・運用技術の特徴



3 AxelLiner事業

AxelLiner事業は、顧客向け小型衛星プロジェクトの設計・製造・打上げ手配・運用を提供しております。

AxelLiner事業の前身となる、創業当初から取り組んできた顧客専用衛星開発では、顧客の要望に応じた小型衛星の設計から製造・運用までを行うサービスとして、「WNISAT-1」、「ほどよし1号機」、「WNISAT-1R」、「RAPIS-1」の開発を行ってまいりました。

政府系機関より委託を受け、取り組んでいるプロジェクトのうち、主なものは以下のとおりです。

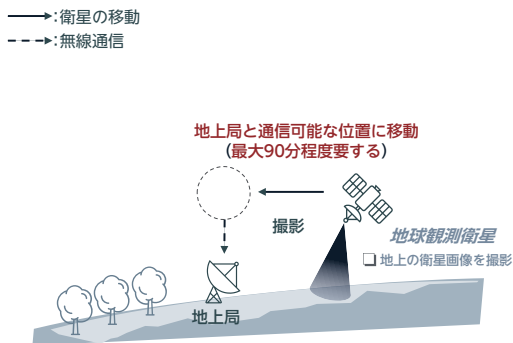
・光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募した「経済安全保障重要技術育成プログラム」におけるテーマの一つであり、2023年3月に採択されました。

背景

衛星技術の進展により、安価で高品質な衛星画像の提供が実現。需要増大に伴う膨大な撮影データの授受が必須

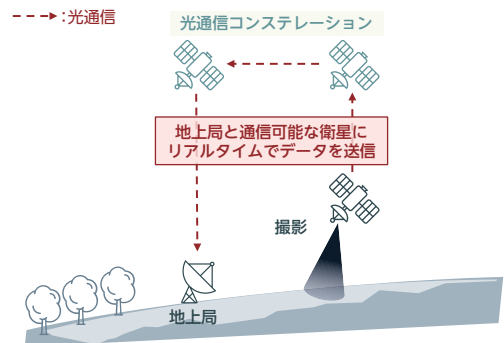
従来の地球観測



目的

光通信コンステレーションを活用し、ニアリアルタイム地球観測を実現。より少ない機数でタイムリーなデータの取得が可能に

光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の実装後

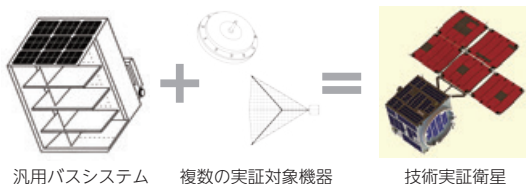


AxelLiner事業の今後の成長

AxelLiner事業では本格的な収益化に向けて、多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの確立並びにユーザーエクスペリエンス革新と衛星開発プロジェクトの短縮化・省力化の鍵となるソフトウェアの完成等の研究開発活動を推進し、世界的に官民双方で急速に高まる小型衛星利用ニーズに応えてまいります。

これらの研究開発によって獲得した技術を活用し、宇宙空間での人工衛星を構成する機器（コンポーネント）の実証ニーズを有する顧客に向けた「AxelLiner Laboratory」、実施したいミッションを有する顧客に対し、複数機のコンステレーションも含むそのニーズ実現を目的とした衛星及びその運用までを提供する「AxelLiner Professional」という2種類のサービスを準備しております。

AxelLiner Laboratory (「AL Lab」)



宇宙用コンポーネントの軌道上実証を支援

AxelLiner Professional (「AL Pro」)



顧客の独自ミッションを実現する
専用衛星の開発を支援

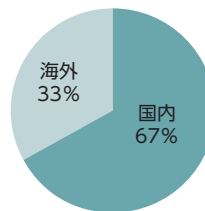
4 AxelGlobe事業

AxelGlobe事業は当社グループが運用する衛星にて撮影した画像データの販売及び衛星画像を使ったサービスを提供しており、現在5機の「GRUS-1」により顧客が求める世界中の地点の衛星データを高頻度かつ安価に提供できることを最大の強みとしております。

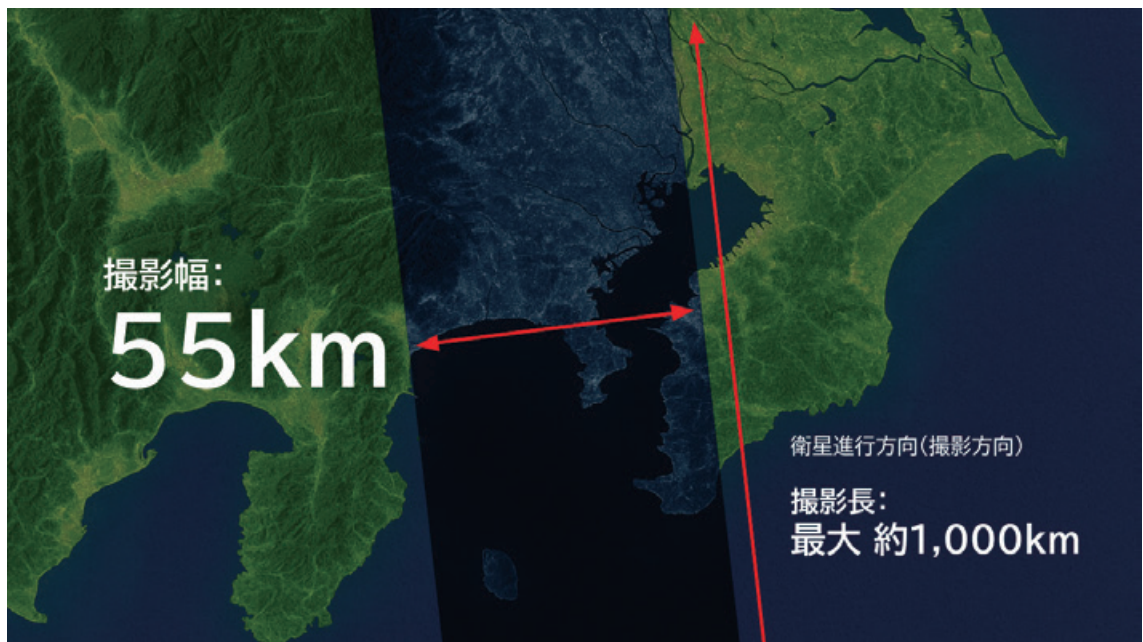
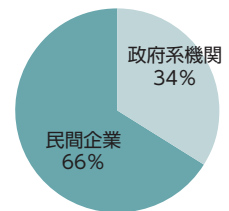
AxelGlobe事業を構成する小型衛星「GRUS-1」において提供する衛星画像の地上分解能(画像における1ピクセルに相当する地上の幅)は2.5mと、地上の航空機1機レベルの識別が可能であり、撮影幅は55km(直下視の場合)、撮影長は最大約1,000kmと世界的に見ても商用衛星としては幅広い画像を一度に取得することができます。

現在の主要顧客 (2024年5月期)

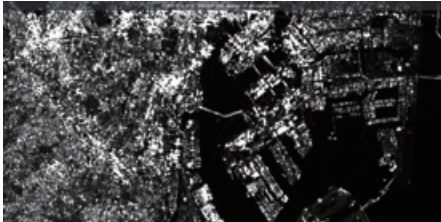
地域別



顧客別



一般的な衛星画像としては、一眼レフカメラのように人の目で見たように写る光学画像と、電波を用いた合成開口レーダー (SAR; Synthetic Aperture Radar) 画像の大きく分けて2種類がありますが、「GRUS-1」が取得する画像は光学画像となります。

	光学衛星	SAR衛星
データの扱いやすさ	○ ・カラー画像 ・専門知識がなくても容易に扱うことができる  当社衛星「GRUS-1」による撮影画像 東京(日本)	△ ・モノクロであり、人間の目での判読は困難 ・データの扱いに専門知識が必要  出所: Copernicus Browser [Sentinel-1 IW, VH - linear gamm] (Copernicus Sentinel data 2025)
撮影面積*1	広い	狭い
製造コスト*2	低い	高い

*1: 衛星1機が1日あたりに撮影可能な面積

*2: 国内SAR小型衛星事業者と当社製造コストの比較より

AxelGlobe事業の今後の成長

2026年には次世代地球観測衛星「GRUS-3」7機を打上げ予定です。これにより、自社で運用する衛星コンステレーションを10機以上の体制に増強し、広範囲を高頻度に観測することを可能にします。

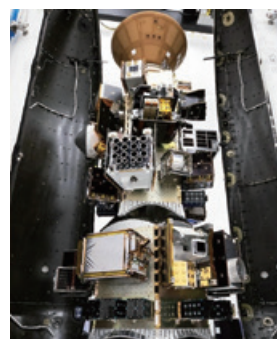
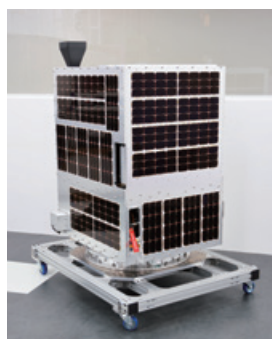
<GRUS-3の提供価値>

1	タイミング	● 日々変化する作物の生育状況、都市部の土地変化などの定点観測に役立つ ● 災害発生時など緊急撮影に柔軟に対応
2	データ量	● 解析に使うデータの選択肢が増える ● 広域の観測データをより短期間に取得可能
3	扱いやすさ	● 画質の向上と観測バンド追加により、より多様な解析ニーズに応える



なお、「GRUS-3」に使用する汎用バスシステムや望遠鏡の性能の検証のため、2025年6月24日（日本時間）に小型衛星「GRUS-3α」を上げました。打上げ同日にファーストボイスを受信後、軌道上での健全性を確認するためのクリティカル運用も終了し、現在は初期運用を行っております。

（「GRUS-3α」フライトモデル（左）と2025年6月24日（日本時間）に打上げられたFalcon 9に搭載された「GRUS-3α」を含むペイロード ©SpaceX）

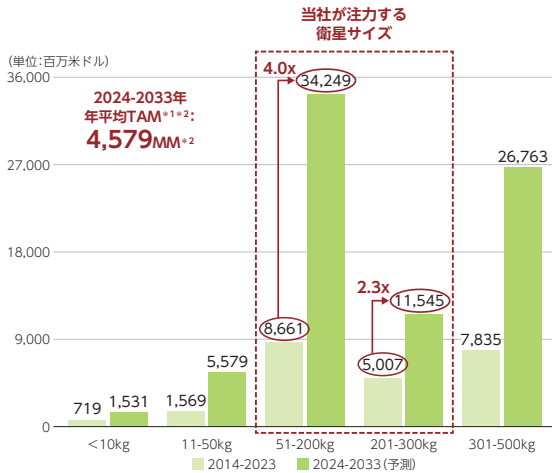


経営環境

当社グループが属する民間宇宙利用の分野では、「最後のフロンティア」として次なる成長産業としての期待が強く、欧米を含めた世界各国での宇宙スタートアップの設立、政府主導のプログラムの組成及びユーザーとしての宇宙利用の拡大など、民間企業や民間投資を巻き込んだ宇宙開発・利用活動が活発化しております。直近では、2023年12月には国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部が改正され、10年で総額1兆円規模の支援を行うことを目指す宇宙戦略基金が組成。第一期、第二期それぞれで3,000億円が予算に組み入れられました。また、防衛省により令和7年度予算にて公表された衛星コンステレーションの構築（2,832億円）で光学衛星・SAR衛星の活用が明記され、安全保障分野も含めて宇宙産業の急速な拡大が予測されております。このような環境の中、当社グループの手がけるAxelLiner事業及びAxelGlobe事業においても、持続的な成長を見込んでおります。

当社グループのAxelLiner事業は、多様なミッションに対応可能な小型衛星を設計・製造・運用するサービスを提供することにより社会に存在する様々な宇宙利用ニーズに応える、いわゆる宇宙産業における製造分野の一つとされております。この人工衛星の製造分野については宇宙利用の拡大に伴い全世界で市場規模が拡大しており、2024年から2033年の10年間で、797億米ドルに成長すると見込まれております（Novaspaces社 Prospects for the Small Satellite Market, 10th edition, 2024）。

小型衛星製造の市場規模



*1: Total Addressable Market

*2: 2024-2033年平均TAMは、当該期間の合計額より年数を除して算出(4,579=(34,249+11,545)/10)

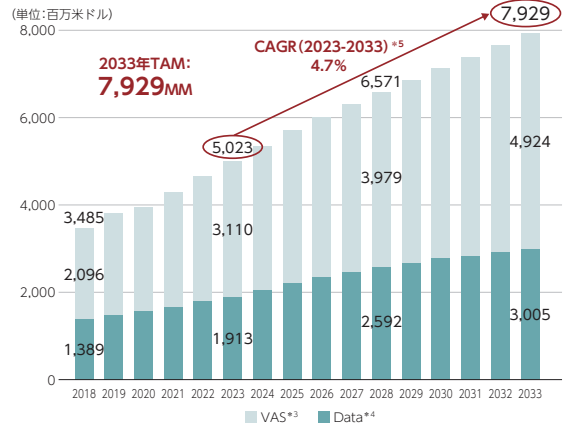
*3: [Value Add Service (VAS)]は、アドバンスド・キャリブレーション(より高度な画像校正)や画像修正、付加的な分析サービス市場のこと

*4: [Data]は、衛星画像市場及び衛星画像データの基礎加工プロセス市場のこと

*5: 2023-2033年平均成長率は当該期間の年数を除して算出(4.7%=(7,929/5,023)^(1/10)-1)

出所: Novaspaces社「Prospects for the Small Satellite Market, 10th edition, 2024」, 「Earth Observation Data & Services Market 17th Edition, 2024」

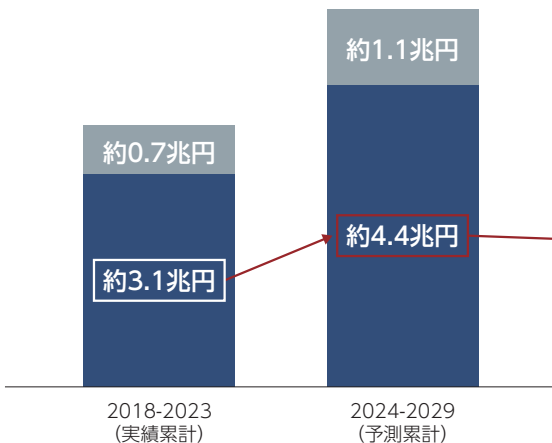
地球観測衛星データサービスの市場規模



また、当社グループが展開するAxelGlobe事業は、人工衛星のデータを利用・解析することにより、様々な業界で用いられる「地球観測衛星データサービス市場」の一つとされており。この「地球観測衛星データサービス市場」は全世界で市場規模が拡大しており、2023年には5,023百万米ドルだった市場が2033年には7,929百万米ドルまで拡大することが見込まれております。地球観測衛星データサービス市場の中でも光学衛星は最大規模を誇ります。当社の事業領域である中分解能及び今後当社が打上げを予定する高分解能衛星の市場規模とあわせると、2024年から2029年までの累計で約3.5兆円の市場規模に拡大すると見込まれております (Novaspaces社 Earth Observation Data & Services Market 17th Edition, 2024)。

データタイプ別の市場規模^{*1,2}

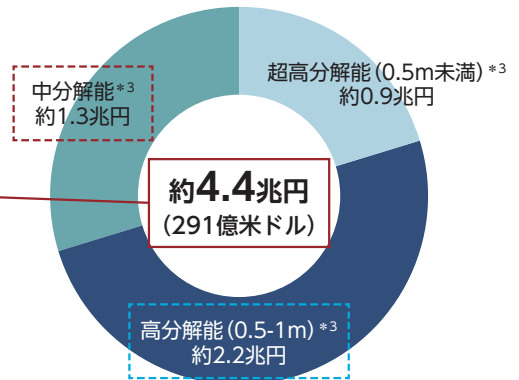
■ SAR ■ 光学



光学衛星 分解能別市場規模^{*1,3}

---: 当社の現在の事業領域

---: 当社が開発中の衛星の事業領域



*1: 1ドル150円で換算

*2: Commercial Data & VAS (Value Add Service) revenues

*3: 1mから10m程度の地上分解能を中分解能、1mから50cm程度の地上分解能を高分解能、50cm未満を超高分解能と定義

出所: Novaspaces社「Earth Observation Data & Services Market, 17th Edition, 2024」を基に当社作成

(注) 1. 2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記では第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。なお、第1期、第2期、第3期の数値については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

2. 「利益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 2020年1月21日開催の臨時株主総会決議により、株式移転による完全親会社を設立する株式移転計画の承認がなされ、当該計画は2020年3月2日に設立されました。したがって、2020年5月期においては、2020年3月2日から2020年5月31日まで の3ヶ月間となっております。

4. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	3
3. 募集の条件	4
4. 株式の引受け	6
5. 新規発行による手取金の使途	7
第2 売出要項	8
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	13
第1 企業の概況	13
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	17
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	31
5. 従業員の状況	32
第2 事業の状況	33
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	33
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	44
3. 事業等のリスク	46
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	60
5. 経営上の重要な契約等	69
6. 研究開発活動	71
第3 設備の状況	72
1. 設備投資等の概要	72
2. 主要な設備の状況	72
3. 設備の新設、除却等の計画	73
第4 提出会社の状況	74
1. 株式等の状況	74
2. 自己株式の取得等の状況	102
3. 配当政策	104
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	105

第5	経理の状況	120
1.	連結財務諸表等	121
(1)	連結財務諸表	121
(2)	その他	173
2.	財務諸表等	179
(1)	財務諸表	179
(2)	主な資産及び負債の内容	191
(3)	その他	191
第6	提出会社の株式事務の概要	192
第7	提出会社の参考情報	193
1.	提出会社の親会社等の情報	193
2.	その他の参考情報	193
第四部	株式公開情報	194
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	194
第2	第三者割当等の概況	199
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	199
2.	取得者の概況	200
3.	取得者の株式等の移動状況	203
第3	株主の状況	204
	〔監査報告書〕	207

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月10日
【会社名】	株式会社アクセルスペースホールディングス
【英訳名】	Axelspace Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中村 友哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目 3 番 3 号
【電話番号】	03-6262-6105
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 折原 大吾
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目 3 番 3 号
【電話番号】	03-6262-6105
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 折原 大吾
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 4,460,655,075円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 502,182,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式には、日本国内において販売される株式と、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」をご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	15,211,100（注）2	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、 単元株式数は100株であります。

（注）1. 2025年7月10日開催の取締役会決議によっております。

2. 2025年7月10日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式15,211,100株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行数については、2025年7月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限であります。本募集における国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（2025年8月4日）に決定されます。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,455,600株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である中村友哉（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社の割当先とする第三者割当による当社普通株式1,455,600株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記発行数の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に売付けることを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
UntroD野村クロスオーバーインパクト ファンド投資事業有限責任組合	取得金額800百万円に相当する株式数 を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業 価値向上に資することを目的とする ため
JICVGIオポチュニティファンド1号投 資事業有限責任組合	取得金額500百万円に相当する株式数 を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業 価値向上に資することを目的とする ため
NVCC9号投資事業有限責任組合	取得金額200百万円に相当する株式数 を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業 価値向上に資することを目的とする ため
リアルテック グロースファンド1号 投資事業有限責任組合	取得金額200百万円に相当する株式数 を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業 価値向上に資することを目的とする ため
M2投資事業組合	取得金額150百万円に相当する株式数 を上限として要請を行う予定であります。	当社株主への参画によって、当社の企業 価値向上に資することを目的とする ため
株式会社リバネス	取得金額50百万円に相当する株式数を 上限として要請を行う予定であります。	国内ディーブテックスタートアップと のネットワークを活用した協業に取り 組むため

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
アクセルスペースグループ従業員持株会	取得金額100百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。	当社グループ従業員の福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

5. 本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2025年8月4日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2025年7月25日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	15,211,100	4,460,655,075	2,414,001,570
計（総発行株式）	15,211,100	4,460,655,075	2,414,001,570

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2025年7月10日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2025年8月4日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
 5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
 6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（345円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）の上限は5,247,829,500円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年8月5日(火) 至 2025年8月8日(金)	未定 (注) 4	2025年8月12日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年7月25日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年8月4日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年7月25日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年8月4日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2025年8月4日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年8月13日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2025年7月28日から2025年8月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
株式会社みずほ銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町一丁目1番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社 大和証券株式会社 株式会社 S B I 証券 みずほ証券株式会社 東海東京証券株式会社 極東証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	15, 211, 100	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2025年7月25日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格等決定日（2025年8月4日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,828,003,140	14,000,000	4,814,003,140

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（345円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額4,814百万円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限462百万円を合わせた手取概算額合計上限5,276百万円については、主に当社子会社への投融資資金及び当社の運転資金に充当する予定です。具体的には、以下のとおりです。

①投融資資金（設備資金及びマーケティング費用等）

主に連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいて2027年5月期打上げ予定の中分解能衛星「GRUS-3」7機及び2028年5月期打上げ予定の高分解能衛星3機に対する材料費・経費、及び打上げ費等設備資金として、5,094百万円（2026年5月期に2,276百万円、2027年5月期以降に2,818百万円）を充当する予定です。

また、連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいてAxelLiner事業・AxelGlobe事業の事業展開に係る人員強化とマーケティングなどの費用として、162百万円（2026年5月期に78百万円、2027年5月期に84百万円）を充当する予定です。

②当社運転資金

当社の人員強化を目的とした採用費等として、20百万円（2026年5月期に10百万円、2027年5月期に10百万円）を充当する予定です。

なお、調達資金については、上記のとおり、当社の成長に資する支出及び投資に充当する方針ですが、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,455,600	502,182,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	1,455,600	502,182,000	—

（注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

- 2．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 3．本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 4．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6に記載した振替機関と同一であります。
- 5．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（345円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2025年 8月5日(火) 至 2025年 8月8日(金)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、発行価格等決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

（注） 上記発行数は、海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（2025年8月4日）に決定されます。

(3) 海外販売の発行価格（募集価格）

未定

（注） 1. 海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。

2. 海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

（注） 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年8月4日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 海外販売の資本組入額

未定

（注） 海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

（注） 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2025年8月12日（火）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,455,600株を上限として、本募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025年9月5日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2025年9月5日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025年8月4日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年7月10日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,455,600株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。（注）2
(4)	払込期日	2025年9月10日（水）

- （注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、2025年7月25日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2025年8月4日に決定します。

5 ロックアップについて

本募集に関し、貸株人である中村友哉、当社株主である永島隆、宮下直己、株式会社Space Compass、京セラ株式会社、国立研究開発法人科学技術振興機構、合同会社J&TC Frontier、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社ウェザーニューズ及びその他12名並びに当社新株予約権者である40名は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2026年2月8日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である31VENTURESーグローバル・ブレインーグロース I 合同会社、株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 宇宙フロンティアファンド）、Kepple Liquidity 1号投資事業有限責任組合、SBI Ventures Three合同会社、ジャパン・コインベスト 3号投資事業有限責任組合、JPインベストメント 1号投資事業有限責任組合、野尻悠太、三井物産株式会社、協創プラットフォーム開発 1号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、SMB Cベンチャーキャピタル 2号投資事業有限責任組合、EEIクリーンテック投資事業有限責任組合、第一生命保険株式会社、三菱UFJキャピタル 7号投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資 3号投資事業有限責任組合、AH-GB未来創造投資事業有限責任組合、日揮みらい投資事業有限責任組合、富国-GB投資事業有限責任組合、有限会社TomyK、SBI Ventures Two株式会社、テクノロジーベンチャーズ 4号投資事業有限責任組合及びその他1名は、主幹事会社に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2025年11月10日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2026年2月8日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）並びに株式会社日本政策金融公庫から買取る予定の第5回新株予約権の売却等を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期
決算年月		2022年5月	2023年5月	2024年5月
売上高	(千円)	411,222	1,313,609	2,110,676
経常損失(△)	(千円)	△1,093,797	△1,330,384	△2,509,711
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△1,677,267	△1,342,316	△3,174,278
包括利益	(千円)	△1,677,267	△1,342,316	△3,174,278
純資産額	(千円)	2,325,535	1,910,309	4,976,627
総資産額	(千円)	3,343,065	2,872,527	7,353,280
1株当たり純資産額	(円)	△31,257.24	△187.68	△213.36
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△11,058.22	△43.75	△85.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	69.5	66.5	67.7
自己資本利益率	(%)	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,307,009	△1,229,022	△2,579,367
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△104,121	△40,558	△980,814
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	926,759	6,434,453
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,652,134	1,354,982	4,242,383
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	93 (16)	130 (20)	161 (37)

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第3期から第5期の経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上については、開発期間が長期となる宇宙関連機器の開発に従事しており、小型衛星の量産化を見据えた設計の汎用化、製造の効率化、運用の自律化・自動化について、研究開発のための先行投資を行った事等によります。
6. 第4期及び第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。第3期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
7. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は

() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
9. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期の連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2022年5月	2023年5月	2024年5月
1株当たり純資産額 (円)	△156.29	△187.68	△213.36
1株当たり当期純損失(△) (円)	△55.29	△43.75	△85.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	2020年 5 月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月
売上高 (千円)	46, 102	181, 433	234, 228	333, 192	407, 972
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	7, 807	2, 237	△2, 565	31, 501	36, 805
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	5, 001	1, 008	△2, 950, 494	△1, 342, 316	△3, 174, 278
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000
発行済株式総数					
普通株式	49, 500	49, 500	49, 500	49, 500	49, 500
A 種優先株式	30, 338	30, 338	30, 338	30, 338	30, 338
B 種優先株式 (株)	36, 371	36, 371	36, 371	36, 371	36, 371
C 種優先株式	—	35, 467	35, 467	35, 467	35, 467
C2種優先株式	—	—	—	10, 387	10, 387
D 種優先株式	—	—	—	—	54, 887
純資産額 (千円)	2, 689, 086	5, 276, 029	2, 325, 535	1, 910, 309	4, 976, 627
総資産額 (千円)	2, 813, 540	5, 393, 275	2, 361, 425	1, 967, 199	5, 042, 818
1 株当たり純資産額 (円)	△15, 416. 08	△11, 804. 63	△31, 257. 24	△187. 68	△213. 36
1 株当たり配当額	—	—	—	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	43. 04	8. 46	△19, 452. 61	△43. 75	△85. 72
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	95. 5	97. 8	98. 4	97. 1	98. 7
自己資本利益率 (%)	0. 2	0. 0	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	10	16	20	26	26
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

5. 第3期から第5期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第3期から第5期は、連結子会社である株式会社アクセルスペースに対する債務超過相当に係る子会社株式評価損及び貸倒引当金を計上したため、当期純損失を計上しております。

8. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第1期、第2期、第3期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の

2 第 1 項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

9. 2020年1月21日開催の臨時株主総会決議により、株式移転による完全親会社を設立する株式移転計画の承認がなされ、当社は2020年3月2日に設立されました。したがって、2020年5月期においては、2020年3月2日から2020年5月31日までの3ヶ月間となっております。
10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）については、その総数が従業員数の100分の10未満となる期は記載を省略しております。
11. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を、定款に定める取得条項に基づき2024年10月4日付で自己株式として取得し、その対価として、それぞれ普通株式30,338株、36,371株、35,467株、10,387株、54,887株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式は同日付ですべて消却しております。
12. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
13. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期、第2期、第3期の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月
1株当たり純資産額 (円)	△77.08	△59.02	△156.29	△187.68	△213.36
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△） (円)	0.22	0.04	△97.26	△43.75	△85.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の前身である株式会社アクセルスペースは2008年8月に設立され、その後2020年3月に単独株式移転の方式により純粋持株会社として当社が設立され、現在に至っております。

そこで、以下では、当社及び株式会社アクセルスペースの沿革をそれぞれ記載しております。

(株式会社アクセルスペース)

年月	概要
2008年8月	小型衛星の活用により多くの人に宇宙が当たり前に使われる社会の実現を目指して、東京都文京区に株式会社アクセルスペースを設立
2008年8月	株式会社ウェザーニューズと超小型衛星「WNISAT-1」(注1)の製作に係る契約締結
2009年5月	千葉県柏市柏の葉に事業所を開設
2011年3月	業務拡大により、東京都千代田区神田小川町に本店及び事業所を移転
2013年11月	株式会社ウェザーニューズより受注した北極海航路監視用超小型衛星「WNISAT-1」を打上げ
2014年11月	東京大学主導のプロジェクト(内閣府最先端研究開発支援プログラムに採択)の一環で、ビジネス実証用超小型衛星「ほどよし1号機」を打上げ
2017年4月	業務拡大により、東京都中央区日本橋本町に本店及び事業所を移転
2017年7月	「WNISAT-1」の後続機である超小型衛星「WNISAT-1R」を打上げ
2018年5月	業務拡大により、サテライトオフィスとして東京都中央区日本橋室町に事業所を開設
2018年12月	衛星画像データ等を利活用する地球観測プラットフォームであるAxelGlobe事業に供する自社所有の小型衛星「GRUS初号機(GRUS-1A)」(注2)を打上げ
2019年1月	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)より受注した小型実証衛星「RAPIS-1」(注3)を打上げ
2019年5月	自社衛星にて撮影した画像データを販売及び衛星画像を使ったサービスを提供するAxelGlobe事業を開始

(当社)

年月	概要
2020年3月	株式会社アクセルスペースから単独株式移転の方式により、純粋持株会社として当社を設立
2021年3月	株式会社アクセルスペースにてAxelGlobe事業に供する「GRUS-1B, C, D, E」の打上げに成功、運用を開始
2021年6月	株式会社アクセルスペースのAxelGlobe事業にて、「GRUS-1A～E」の5機体制でのサービスを開始
2022年4月	株式会社アクセルスペースにて顧客向け小型衛星プロジェクトの設計・製造・打上げ・運用をワンストップで提供するサービスとしてAxelLiner事業を再定義し、発表
2022年5月	ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、「GRUS-1F, G, H, J」の打上げ中止に関する取締役会決議を実施
2023年3月	株式会社アクセルスペースが経済安全保障重要技術育成プログラムの1テーマである「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」に、株式会社Space Compass、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)、日本電気株式会社と共に採択
2024年3月	株式会社アクセルスペースが開発したAxelLiner実証機「PYXIS」(注4)を打上げ
2025年6月	株式会社アクセルスペースにて小型衛星「GRUS-3」(2027年5月期打上げ予定)の性能検証機である「GRUS-3α」を打上げ

(注) 当社グループが開発した衛星名の読み方

1. WNISAT…ダブリュエヌアイサット
2. GRUS…グルース
3. RAPIS…ラピス
4. PYXIS…ピクシス

3【事業の内容】

(1) 当社グループについて

当社グループは当社と連結子会社1社で構成されており、当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。他方、当社グループの主要な事業はいずれも連結子会社である株式会社アクセルスペースにおいて行っております。当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、従来人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指しております。

当該ビジョンを達成するために、当社グループは、2008年より世界に先駆けて小型衛星の開発に取り組んでまいりました。現在は、AxelLiner事業とAxelGlobe事業の2つの事業を運営しております。AxelLiner事業は創業以来約17年にわたり蓄積してきた経験・ノウハウを基盤とし、小型衛星の開発・製造・打上げ後の運用に関して、打上げ機の手配や許認可の取得等の非技術的な手続きも含めて顧客向け小型衛星プロジェクトの開発・運用サービスを提供しております。AxelGlobe事業は当社グループが保有・運用する光学地球観測衛星コンステレーションが取得した画像データを販売、又はそれらの画像を加工・分析して情報を抽出し、ソリューションとして顧客にサービス提供しております。農業や土地管理をはじめ、環境や金融、報道等、他産業での用途にも拡大しております。

なお、「衛星コンステレーション」とは、複数機の人工衛星を打上げ、それらを一体運用して事業等に活用する仕組みのことをいいます。

事業セグメントは、上記AxelLiner事業及びAxelGlobe事業の2つとしており、これは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。



(2) 基盤となる小型衛星に関する技術

小型衛星の特徴と技術の源泉

当社グループは2008年の創業以来一貫して小型衛星事業に取り組んでおり、ベースとなる技術は、創業者である中村友哉及び永島隆の指導教員であった中須賀真一氏が教授を務める東京大学大学院工学系研究科、及び創業者である宮下直己氏の指導教員であった松永三郎氏（故人）が当時准教授を務めていた東京工業大学（現・東京科学大学）理工学研究科機械宇宙システム専攻において研究開発されていた複数の超小型衛星プロジェクトから生み出されたものです。

当時、一般に人工衛星と言えば、質量1トンを超える大型衛星が主流であり、時に5年以上にも及ぶ長い開発期間や宇宙用の部品を用いることによる高額な調達費用のため、政府系機関による開発が一般的でした。当社グループが手掛ける小型衛星は独自ノウハウにより、宇宙でも利用可能な民生部品を積極的に選定・活用したり、信頼性を損なわない範囲で各種環境試験を簡略化することによって、低コストでの設計製造、及び契約の締結から宇宙での利用開始までの期間の短縮を実現しました。

これにより民間企業が自社衛星として人工衛星を保有する可能性が切り拓かれるほか、衛星コンステレーションによる同一地点の高頻度観測や冗長性の確保といった新しい価値を提供することが可能となりました。

小型衛星に関する実績

創業以来、「WNISAT-1」「ほどよし1号機」「RAPIS-1」等の顧客向け人工衛星に加え、当社グループのAxelGlobe事業向け人工衛星である「GRUS」5機を含む合計11機の小型衛星を製造した実績を有しております。

株式会社アクセルスペースを設立後、大学で培ってきた技術・経験を活かし、質量約10キログラムの日本初の超小型民間気象衛星「WNISAT-1」の開発を株式会社ウェザーニューズより受託、2013年に打上げ、2024年2月まで運用を行いました。「WNISAT-1」の開発と並行する形で、2009年より内閣府総合科学技術会議による最先端研究開発支援プログラムの1テーマである「日本初の『ほどよし信頼性工学』を導入した超小型衛星による新しい宇宙開発・利用パラダイムの構築」の一環として「ほどよし1号機」の開発を主導、2014年に打上げ、2025年3月まで運用を行いました。その後「ほどよし1号機」の実績を生かし「WNISAT-1」の後続機である

「WNISAT-1R」を開発し2017年に打上げ、2025年5月まで運用を行いました。2016年にはJAXAとの間で技術実証衛星である「小型実証衛星1号機（RAPIS-1）」の開発・運用に関する契約を締結し、2019年にイプシロンロケット4号機にて打上げました。なお、日本において、政府系機関の衛星開発をスタートアップ企業が受託するのは初めてのことでした。「RAPIS-1」については約1年半にわたって軌道上運用を継続し、全ての実証ミッションを成功裡に終えたのち、停波しております。

これら顧客のための人工衛星開発に加え、AxelGlobe事業に用いる地球観測衛星「GRUS-1A」を2018年に1機、2021年には「GRUS-1B, C, D, E」を4機同時に打上げることで、5機による地球観測衛星コンステレーションのサービスを日本で初めて開始しております。なお、姿勢制御に不具合の発生した「GRUS-1E」の商用運用を停止しておりましたが、本書提出日現在、商用運用復旧に向けた作業を進めております。



このように、多様な衛星を短期間に複数打上げ、並行して運用する経験を積んでまいりました。多様なミッションを通じて、小型衛星を構成する機器（コンポーネント）に関するサプライチェーンの確立、コストと信頼性のバランスを考慮したシステム設計、打上げ事業者や政府系機関との交渉等、プロジェクト推進に関わるあらゆる技術的・非技術的ノウハウを蓄積してまいりました。

当社グループの小型衛星の開発・製造・運用技術の特徴

当社グループの人工衛星の開発・製造・運用には次のような技術力があり、これらの技術力を用いた短期・低コストでの小型衛星開発を行えることが当社の強みです。また、実績が重視される衛星開発の中で、当社グループで運用している「GRUS-1」及び「PYXIS」を除き、上記のいずれの人工衛星プロジェクトにおいても、総合評価方式による一般競争入札及び顧客からの指名により人工衛星の開発に対して相応の対価を得ていることから、当社グループの人工衛星開発能力の高さが評価されているものと認識しております。

〔1〕 小型衛星ミッションのために最適化した独自の設計基準と製造体制

当社グループの創業者らは大学生時代から小型衛星開発の研究を重ね、小型衛星のミッション遂行に必要な設計思想及び設計製造ノウハウを獲得しております。当社グループの創業後、これらの設計・製造ノウハウを、大学レベルで必要とされるミッション遂行に必要な水準から、人工衛星ビジネスをするた

めに必要十分となる独自の水準にまで向上させております。これにより、従来の人工衛星製造の業界において常識だった多くの開発工数や試験工数を削減・簡素化したほか、宇宙空間での利用を前提としていない民生部品の積極採用も行い、開発コストを大幅に削減しつつも、事業用途に耐え得る品質を維持する開発手法の確立に成功しております。

〔2〕自動運用システム

当社グループが手掛けている一般的な地球周回衛星では、地上に置かれているアンテナ（地上局）と通信可能な時間帯は投入軌道によって自動で決まり、夜間・休日関係なく運用が発生します。従来行われていた人力による衛星運用では、こうした変則的な拘束時間に加え、運用ミスが許されないことによるストレスが高く、多大な人的コストがかかっておりました。当社グループでは創業以来、こうした運用にかかる手間・ミスを避けるため、人工衛星の運用の無人化・自動化を目指した運用システムを開発し、2018年に打上げた「GRUS-1A」より適用を開始しました。現在ではクラウド上の自動運用システムが人工衛星の監視・運用の大半を無人で実施し、軌道上の衛星に発生した軽微な不具合は自動復旧するなど効率的な衛星運用を実施しているほか、人工衛星に送付するコマンドは事前に設定された運用計画に基づき全てプログラムが生成するなど、運用ミスを防ぐ工夫をしております。さらに、他物体との衝突リスクが顕在化した時には自動で衝突回避運用を実行する機能の実装も進めております。人工衛星運用の自動化は当社グループの創業当時より強く掲げた目標であり、人工衛星に搭載するソフトウェアと地上側の人工衛星運用ソフトウェアの両者を内製し、それらを相互に連携させることで高度な運用自動化を実現しております。このように人工衛星の開発と運用をワンストップで提供できることは、設計・製造・運用全ての経験を有した事業者のみが実現できることであり、特に人工衛星の運用経験のない顧客を取り込めるようになる点で、強い競争力となると考えております。

〔3〕民生部品の積極的な利用をはじめとした独自のサプライチェーン網の構築

宇宙は地上とは異なる過酷な環境（真空、宇宙放射線、大きな温度変動等）であるため、一般には宇宙環境を想定して製造されていない民生部品をそのまま利用することはできません。当社グループは最先端の半導体などの民生部品から宇宙利用できるものを独自に選定するノウハウ・技術を有しております。これによって例えば衛星搭載のメイン計算機ボードを内製化しており、安価でありつつも小型かつ高性能な衛星の実現に貢献しております。こうしたノウハウの積み重ねにより、当社グループは、外部機器の調達と自社開発品を組み合わせた独自のサプライチェーン網を構築しております。また、長納期かつ高額な調達機器に関しても、外部メーカーと共同開発に取り組み、当社グループが宇宙利用の経験とノウハウ等を提供することで、安価で短納期な部品を開発するなど、更なる原価低減に向けた施策も進めております。一方で近年では数千機を超えるいわゆるメガコンステレーションの誕生から、小型衛星向けのコンポーネントの開発が活発となっており、徐々に安価で高性能なコンポーネントも市場に流通し始めております。当社グループは内製と外部パートナーとの共同開発、外部調達をバランスよく併用することで技術・コスト両面で競争力のある製品開発を進めております。



シナノケンシ株式会社と共同開発を行っている
リアクションホイール（衛星の姿勢制御装置の一つ）の原理試作品

(3) Axelliner事業

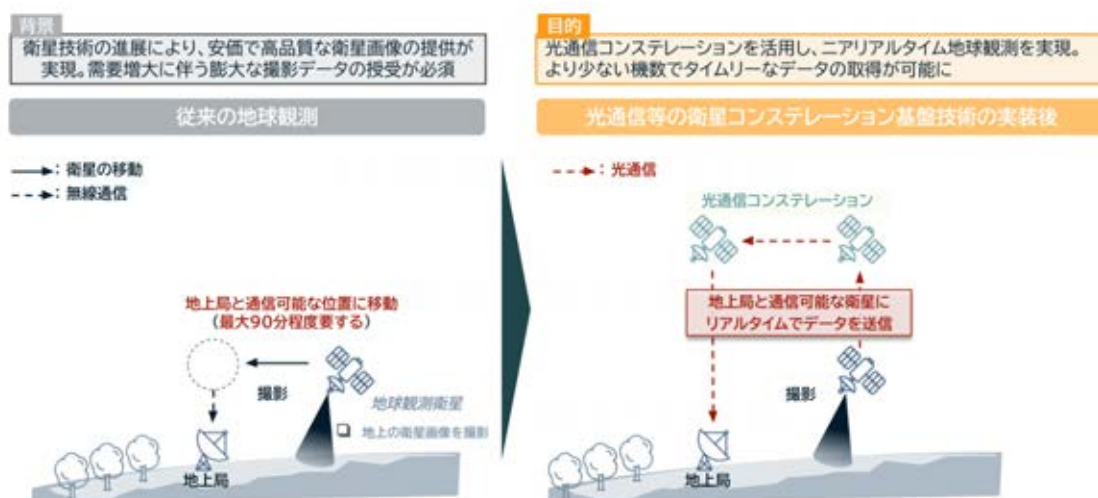
Axelliner事業は、顧客向け小型衛星プロジェクトの開発・製造・打上げ・運用を提供しております。

Axelliner事業の前身となる、創業当初から取り組んできた顧客専用衛星開発では、顧客の要望に応じた小型衛星の設計から製造・運用までを提供してまいりました。その実績として、「WNISAT-1」、「ほどうし1号機」、「WNISAT-1R」、「RAPIS-1」が挙げられます。

現在の主要顧客は政府系機関で、2024年5月期はAxelliner事業の売上高の95%を占めております。また、同時期の売上高は国内100%になります。政府系機関より委託を受け、取り組んでいるプロジェクトのうち、主なものは以下のとおりであります。

・光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証（2031年度（注）までの最大10年間）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が公募した「経済安全保障重要技術育成プログラム」におけるテーマの一つであり、2023年3月に採択されました。本開発・実証プロジェクトは、株式会社Space Compass（NTT株式会社とスカパーJSAT株式会社の合弁会社）、NICT、日本電気株式会社とともに、大容量・低遅延でのデータ通信・データ処理のサービスの提供を可能にする技術の研究開発に取り組み、日本近傍で衛星光通信ネットワークシステムとしての機能・性能実証を行います。このうち、当社グループは地球低軌道光通信衛星コンステレーションを構築する小型の光通信衛星及びネットワーク統合制御システム（ネットワーク運用制御システム、衛星管制システム、衛星自律化システム）の開発を行うと共に、システム実証のための光通信ターミナル搭載の地球観測衛星や電波（RF）地上局の構築を担当します。



光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の実装後のイメージ図

・Beyond 5G 次世代小型衛星コンステレーション向け電波・光ハイブリッド通信技術の研究開発（2024年度まで（注））

次世代の人工衛星の標準コンポーネントとなり得る光通信技術に関連し、2021年にNICTより委託された案件です。国立大学法人東京大学、国立大学法人東京工業大学（現・東京科学大学）、株式会社清原光学とともに、次世代小型通信衛星コンステレーション構築に向け、キーコンポーネントである光通信機、及び従来製品より高速なKa帯通信機の開発を行いました。

（注）各機関の会計年度を示します。

また、顧客の専用衛星の開発・運用及びAxelGlobe事業に供する小型衛星「GRUS-1」の開発・運用を通して、当社グループは設計の標準化や量産に関する技術的知見の蓄積、必要となる諸手続きや調整のほか、政府や周波数調整の国際機関、ロケット・地上局・保険事業者等の外部関係者との関係性の構築など、衛星プロジェクト遂行に必要なあらゆる経験を積んでまいりました。こうして得たノウハウをベースに、顧客が求めるミッションを実現する衛星について、設計・製造・各種手続きから運用までをワンストップサービスとして提供することを目指しております。

衛星は、大きくは通信、電源、姿勢制御等、人工衛星としての基本機能に必要な機器と衛星の主構造の総称を指すバス（衛星バス）と、その人工衛星を製造・開発する目的となるミッション機器の2つで構成されております。

す。それまでの衛星開発では、バス部の設計は、個別の要素技術は流用していたものの、衛星バス及び自動運用システムの標準化・汎用化が十分に進んでおらず、顧客のミッションに応じたカスタマイズでの設計工程が毎回発生し、複数の衛星案件を獲得して成長する上での課題となっていました。当社グループではバス部設計の標準化・汎用化の推進により、開発の効率化、開発期間の短縮化を進めております。

2010年代後半に入り、政府が宇宙ベンチャーの支援を本格的にスタートし、今後も宇宙ビジネスは加速度的に成長することが見込まれる環境となりました。時流により、世の中の期待にタイムリーに応えていくためには、衛星開発手法を抜本的に変革しなければならないと考えるようになったことから、改めて専用衛星事業のあり方を見直したのが、AxelLiner事業です。顧客の事業デザインのサポートから軌道上運用までの衛星開発に関わる長くて複雑なプロセスをパッケージ化し、それらを容易に管理できるソフトウェアを提供することで、他に例のない革新的なサービスを作り上げることを目指しております。なお、本サービスの詳細については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

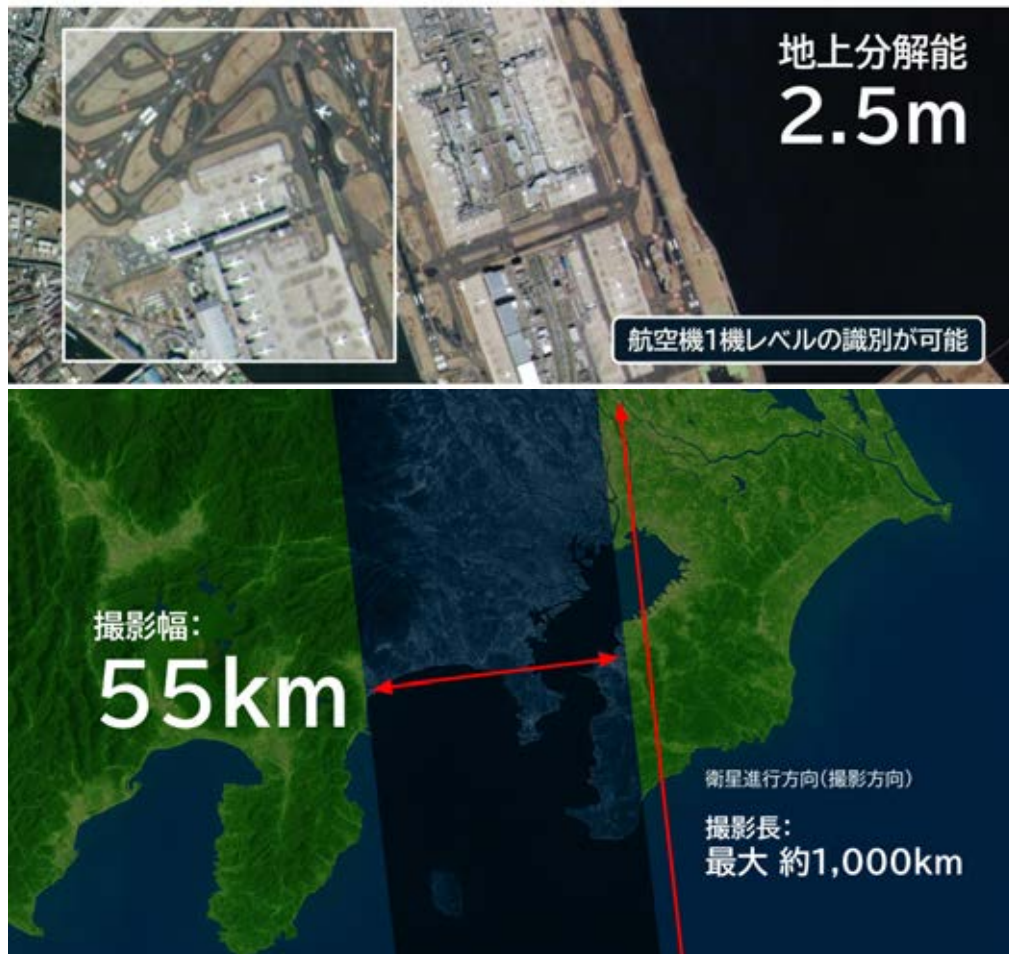
2021年より経済産業省による「超小型衛星コンステレーション技術開発実証事業」（注）の補助事業者として、小型衛星の量産化を見据えた設計の汎用化、製造の効率化、運用の自律化・自動化についての実証を進めており、2024年3月にAxelLinerの実証衛星初号機となる「PYXIS」の打上げを行いました。「PYXIS」は当社グループが開発する汎用バスシステムの実証というだけでなく、ソニーグループ株式会社との協業により、IoT向け低消費電力広域（LPWA：Low Power Wide Area）通信規格のELTRES™（エルトレス：衛星測位システムを標準搭載し、見通し100km以上の長距離伝送性能を持つソニー独自のLPWA通信規格）に対応した衛星無線実験装置を搭載しました。なお、「PYXIS」は打上げ後、軌道投入に成功しましたが、電源供給システムの故障が発生し、通信が断絶したことから運用を終了しております。

（注）本事業は2021年度から2022年度まで経済産業省が実施し、2023年度から2026年度はNEDOが「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援）」として実施するものです。また、実施期間は各機関の会計年度を示します。

(4) AxelGlobe事業

AxelGlobe事業は当社グループが運用する衛星にて撮影した画像データを販売及び衛星画像を使ったサービスを提供しており、現在5機の「GRUS-1」により顧客が求める世界中の地点の衛星データを高頻度かつ安価に提供ができることを最大の強みとしております。

AxelGlobe事業を構成する小型衛星「GRUS-1」において提供する衛星画像の地上分解能（画像における1ピクセルに相当する地上の幅）は2.5mと、地上の航空機1機レベルの識別が可能であり、撮影幅は55km（直下視の場合）、撮影長は最大約1,000kmと世界的に見ても商用衛星としては幅広い画像を一度に取得することができます。



一般的な衛星画像としては、一眼レフカメラのように人の目で見たように写る光学画像と、電波を用いた合成開口レーダー（SAR; Synthetic Aperture Radar）画像の大きく分けて2種類がありますが、「GRUS-1」が取得する画像は光学画像となります。照射した電波の反射強度を白黒の画像として表現しているSAR画像と比較し、「GRUS-1」が取得する光学画像は普段目に見ている写真と同種の画像であり、直感的に理解しやすく誰にでも使いやすいという特徴があります。光学画像には悪天候時や夜間の撮影ができないという弱点がありますが、広域を撮影できる、複数波長のデータがあるため情報量が多い、面積あたりの画像単価が低い等のSAR画像にはないメリットもあります。衛星自身が電波を発して観測を行うSAR衛星に対し、光学衛星はSAR衛星のように衛星自身が電波を照射しない、受動的な観測手法であるため消費電力が少なく、その分一つの衛星でより広い面積を撮影することが可能です。また、衛星開発コストも低く抑えられ、比較的安価に通常の写真のような扱いやすい衛星画像をユーザーへ届けられる特徴があります。実際にサービスを利用する顧客セグメントは幅広く、2024年5月期のAxelGlobe事業の売上高の約66%は民間企業であり、官民間問わず幅広い事業者にサービスを提供しております。

また、同時期の国内外売上高比率は国内約67%、国外約33%になります。販売チャネルについては、国内外50社以上の販売代理店と契約しておりますが、国内においては直販による営業活動も強化し、衛星画像にAI技術等を用いて解析した情報を付加した解析サービスや、衛星画像を用いた課題解決を行うコンサルティングサービスも合わせて提供しております。これらのサービスを充実させていくために、様々な非宇宙産業のキープレイヤーとの協業に向けた取組みを積極的に進めております。

	光学衛星	SAR衛星
データの扱いやすさ	○ ・カラー画像 ・専門知識がなくても容易に扱うことができる  当社衛星「GRUS-1」による撮影画像 東京(日本)	△ ・モノクロであり、人間の目での判読は困難 ・データの扱いに専門知識が必要  出所: Copernicus Browser(Sentinel-1 IW, VH - linear gamm) (Copernicus Sentinel data 2025)
撮影面積 *1	広い	狭い
製造コスト *2	低い	高い

光学衛星とSAR衛星の比較

*1：衛星1機が1日あたりに撮影可能な面積

*2：国内SAR小型衛星事業者と当社製造コストの比較より

「GRUS-1」では人間の目でも視認可能な可視光線に加え、人間の目には見えない近赤外線（波長帯：770nm-900nm）や植物のクロロフィルが良く反応すると言われるレッドエッジ（波長帯：705nm-745nm）のデータを取得することができ、可視光だけでは判別が難しい作物の生育状況の把握や森林の健康状態の確認といった用途への応用が可能です。これらのデータをAxelGlobe専用のウェブプラットフォームを通じて提供しております。



2021年3月に打上げられた「GRUS-1B, C, D, E」のフライトモデル4機
(当社グループのクリーンルームで撮影)

AxelGlobe事業で提供するサービスの詳細は以下のとおりであります。

事業の特徴

〔1〕顧客要望に合わせた高い衛星利用効率

当社グループが提供する衛星画像は基本的に顧客の要望があった場所を撮影するタスキングを基本としており、事前にあらゆる箇所を撮影し、アーカイブとして提供するビジネスモデルと比較して死蔵されるデータを

少なくすることが可能です。

[2] 一度に広範囲にわたる撮影

撮影幅55km（直下視の場合）、撮影長最大約1,000kmの広範囲を一度に撮影することが可能です。長距離にわたる海岸線や、広域の農地や森林のモニタリングにも適しております。

[3] 高頻度での撮影

同一地点を2～3日に1回撮影が可能です。顧客のニーズにより、1回／月、3回／月、6回／月の撮影リクエストを受け付けております（タスキング画像販売）。特定のエリアを定期的にモニタリングすることができるため、時間による変化をタイムリーに把握し、適切な事業判断に活用できます。

サービスラインナップ

[1] AxelGlobe タスキング（タスキング画像販売）

顧客が指定する期間・エリアを1回だけ撮影することが可能なサービスです。世界中のどこでも撮影可能な人工衛星の特徴を生かし、指定した期間内で1箇所又は複数箇所の撮影を依頼、撮像後のデータを入手することができます。また予め設定された比率を超える雲が検出された場合は無償にて再撮影を行います。これらの依頼・データのダウンロードはAxelGlobeのウェブプラットフォームへのアクセスにより実行できるほか、APIを利用し、他社ITサービスとの連携も可能です。

[2] AxelGlobe モニタリング（モニタリングサービス）

小型衛星コンステレーションを保有することから実現できたモニタリングサービスです。顧客が指定するエリアについて、顧客が指定した期間、低頻度（月1回）～高頻度（月6回程度）の中で顧客が希望する頻度を選び、契約プランに応じて衛星画像を撮影、販売するサービスです。AxelGlobe タスキングと同じく、契約からデータのダウンロードまでAxelGlobeのプラットフォーム及びAPIを通じてアクセス可能です。

[3] AxelGlobe エマージェンシー（緊急撮影サービス）

災害の発生直後など、一刻を争う情報の取得ニーズに対応するサービスです。衛星コンステレーションによる高頻度観測により世界中どこでも、そして非常に広域にわたる影響について迅速に事態の確認が可能です。システム構成上最短で撮影3時間前まで撮影リクエストの受付を行い、撮影後の優先的なデータのダウンロード（衛星から地上に向けて電波を送信すること）を行います。2024年1月1日に発生し、石川県で最大震度7を記録した「令和6年能登半島地震」においても、国際災害チャーターへのデータ提供を行いました。

[4] AxelGlobe アーカイブ（アーカイブ画像販売）

過去に撮影した当社グループの衛星画像の中から、顧客のリクエストに応じて画像を販売するサービスです。画像の撮影タイミングを問わないことから、より安価に衛星データを活用することが可能です。

[5] AxelGlobe モザイク（モザイク画像生成）

広域の画像を撮影した場合、あるいはこれらの画像を組み合わせた広域地図を作ろうとした場合、どうしても雲の映り込みが生じます。AxelGlobeモザイクは同地点を複数回撮影し、それぞれの画像のうち、雲が写っていない箇所を組み合わせ、地図などの作成に必要な雲の写っていない衛星画像（モザイク画像）をオンデマンドで提供するサービスです。数千km²から数百万km²の範囲をカバーしており、関心ある分野・地域ごとに柔軟にモザイク画像の生成をご依頼いただけます。複数の画像を組み合わせますが、それぞれの画像間の境界をシームレスに補正し、また色味の補正なども行うことで、視覚的な分析に適した画像を作成します。

[6] 撮影サブスクリプションサービス（シャッター権販売）

顧客が撮影場所を自由に決めることのできるサービスです。本サービス以外では撮影画像は購入を前提としておりますが、本サービスの場合、サムネイルを確認して必要な画像のみダウンロードすることができる（要追加費用）ため、費用を抑えながら関心地点の撮影ができます。また、撮影画像については一定期間、他の顧客には公開されないようにすることが可能です。

[7] 解析・コンサルティングサービス

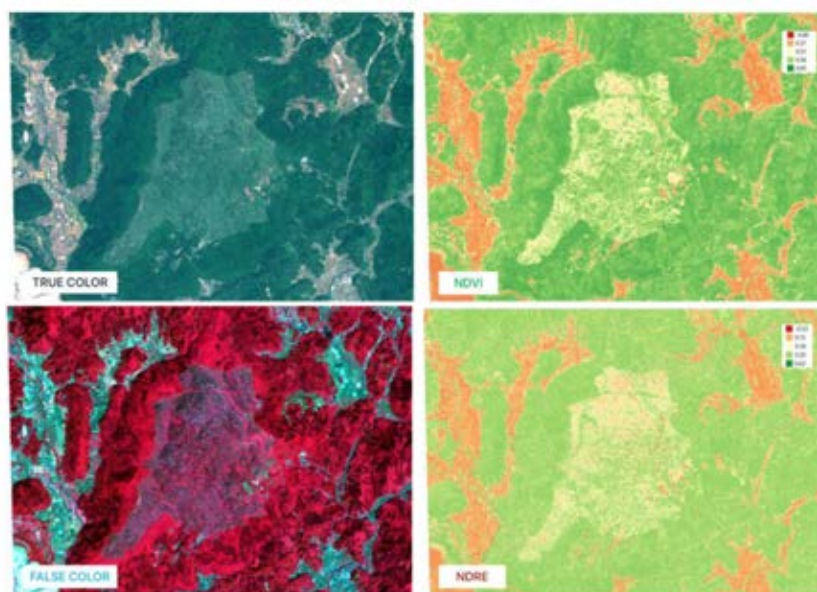
撮影した衛星画像に特定の画像処理を加えて、高付加価値の画像を提供するサービスです。特に、植物の育成状況を分析する植生分析に強みがあります。単に衛星画像を提供するだけでなく、衛星画像の活用についてのコンサルティングも個別に行っております。当社グループの衛星画像データに、他のデータを掛け合わせることで新たなビジネスの創造や、研究開発に利用されております。

サービス利用事例

AxelGlobeが提供するサービスを活用できる主な産業・用途として、農業、インフラモニタリング、環境、報道、安全保障、宇宙状況把握、マッピングが挙げられます。衛星は世界中のあらゆる地域を撮影できるため、これらの産業・用途に対してサービスをグローバルに提供していくことが可能です。具体的には、次に示すように活用されております。

[1] 農業

衛星画像はただ目で見ただけでなく、得られている波長データごとの演算・分析を行うことにより作物の生育状況を解析することができます（当社グループの「GRUS-1」による衛星画像は赤、緑、青、近赤外、レッドエッジ、パンクロマティックと呼ばれる6つの波長帯域によるデータを取得しております）。生育の状況を「GRUS-1」などの衛星画像から確認、分析を行うことで、収穫適期の把握や水・肥料の管理が効率的にできるようになります。また、森林の育成状況に関する情報が樹種判断等の管理にも利用されております。その他季節ごとの植生の状況について分析することで、耕作放棄地を発見することや、農作物の経済指標作成等、多様な用途での活用が可能です。



NDVI処理／NDRE処理（注）の画像

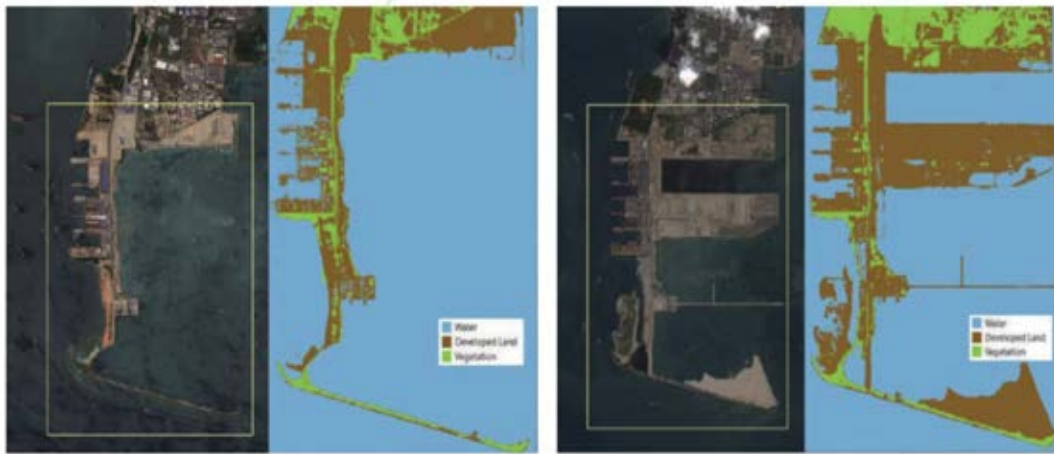
（注） NDVI処理／NDRE処理…植物が一定の光の波長帯域を反射又は吸収する特性を活かして、特定の波長帯域の反射率の差を指標として観測し、植物の生育状況を衛星画像上で可視化する処理。近赤外線帯域（「GRUS-1」では770nm-900nm）の波長を活用したものをNDVI（Normalized Difference Vegetation Index）、レッドエッジ帯域（「GRUS-1」では705nm-745nm）の波長を活用したものをNDRE（Normalized Difference Red Edge Index）といいます。



農地状況分析・生育状況把握

[2] インフラモニタリング

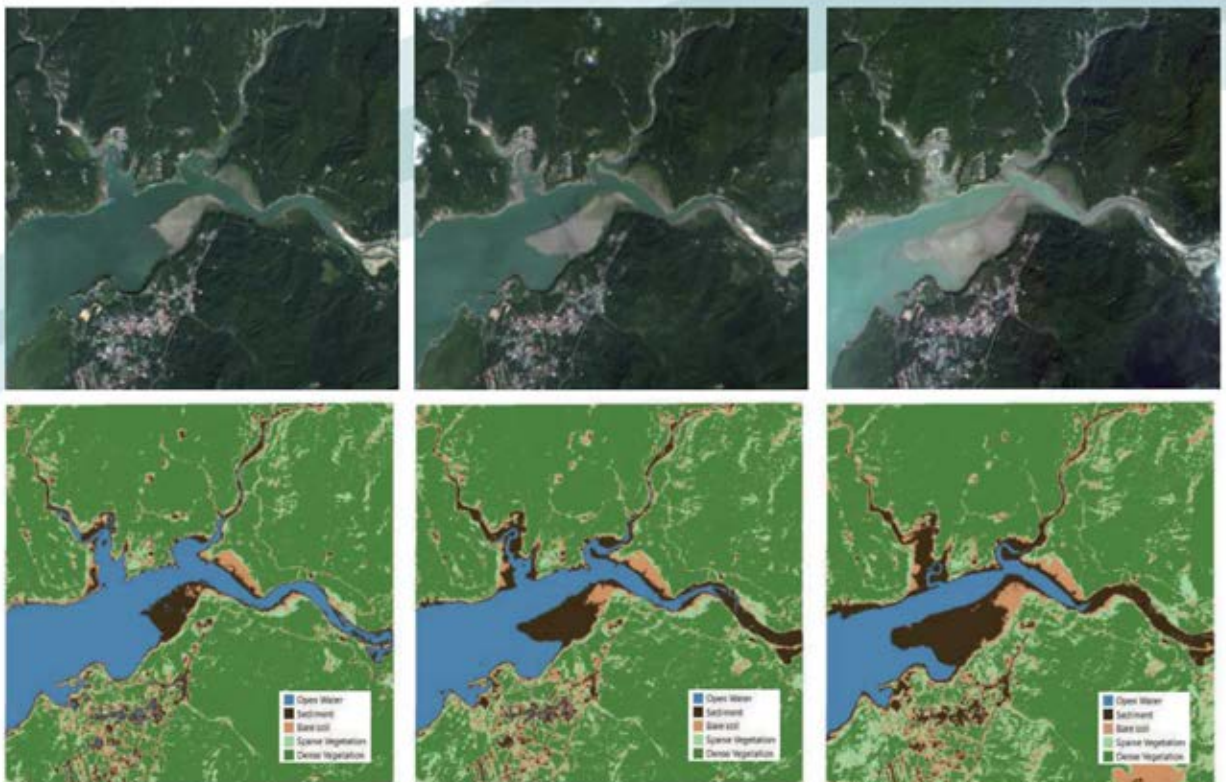
広範囲を一度に撮影可能であり、かつ定期的に撮影できる衛星画像は、対象地域の工事進捗や異常を容易に確認することを可能にします。また、容易に現地に行くことのできない遠隔地も撮影対象とすることができるため、長距離にわたるパイプラインや外洋に浮かぶプラント、メガソーラーなど、大規模なインフラのモニタリングや工事進捗の把握の効率化に活用可能です。



工事進捗のモニタリング（工事ライフサイクル）

[3] 環境

人が立ち入りにくい地帯の広範囲かつ日々の変化迅速な環境モニタリングや、森林の違法伐採などの変化、河川における堆積物の変化による流域のモニタリングなどを自動検出することができるため、業務効率化に活用可能です。このほか、地上からの実測データなども組み合わせつつ、森林域における樹種ごとの地上部バイオマスの推定などを行い、森林の管理精度の向上や生物多様性保護への貢献にもつなげることができると考えております。



複数の時点間の堆積物の定量化による流域モニタリング

[4] 報道

報道で衛星画像が活用される場面は近年増加しております。画像そのものではなくシャッター権を販売することで、世界中どこでも関心のある地域を自由に決め、都度指定して撮影することが可能です。また必要な画像のみ追加費用で購入できるようにすることで、従来と比較して、費用を抑えた形で衛星データを活用することができます。

近年はSNSが発達し、また、生成AIの発展等により誰でも画像を容易に作成できるようになったため、偽の画像を使ったフェイク情報の拡散リスクが叫ばれております。このような中、衛星画像はファクトを示すデータとしての価値が高まると見込んでおります。

[5] 安全保障

人工衛星は世界中を領空の制約に縛られることなく観測することができるため、地上から立ち入ることができない場所でも、何が起きているかを一定程度知ることができます。こうした情報は、安全保障の観点において極めて重要な役割を果たします。



「GRUS-1」にて撮影したシンガポールの港湾エリア。AIを用いて貨物船を自動的に検出(画像右)

[6] 宇宙状況把握 (SSA: Space Situational Awareness)

軌道上に打上げられる衛星の数が近年急速に増加しており、スペースデブリ（宇宙ゴミ）への関心も高まっております。軌道上物体の衝突によってスペースデブリが急増するのを防ぐため、宇宙交通整理（STM: Space Traffic Management）についての議論も始まっておりますが、こうした議論を進めるにあたり、軌道上の状況を正確に把握することは欠かせません。地上からの望遠鏡やレーダーでの監視に加え、軌道上の衛星から他の物体を直接観測するニーズが出てきております。

次の画像はオーストラリアのHIGH EARTH ORBIT ROBOTICS PTY LTD (HEO Robotics社) の要請により2024年2月に「GRUS-1」が撮影した、軌道上を漂う日本のH-IIAロケット2段目の画像になります。ロケットの1段目や補助ブースター、フェアリング（衛星を保護するカバー）等は海に落下しますが、2段目は衛星を切り離して役割を終えた後も、このように数年から数十年間、軌道上に残存し続けます。



軌道上を漂うH-IIAロケット2段目 (HEO Robotics社の要請により「GRUS-1」が撮影)

[7] マッピング

衛星による広範囲な観測は、道路・建物、土地、湾岸線などの把握や、地図の作成・更新や都市開発に活用が可能です。

異なる時期に撮影された衛星画像とAIによる画像分析から、変化量の大きなポイントを抽出し、広範囲なエリアの中から、更新などの対応が必要なポイントを効率的に特定することができます。

また、複数回撮影した同一地点の画像を用いて、雲のない衛星画像データ（モザイク画像）の組成と提供を実現しております。



AxelGlobe モザイクによる雲なし画像の生成例。
「GRUS-1」にて撮影した複数の衛星画像（左）から雲なし画像を合成する。

〔事業系統図〕

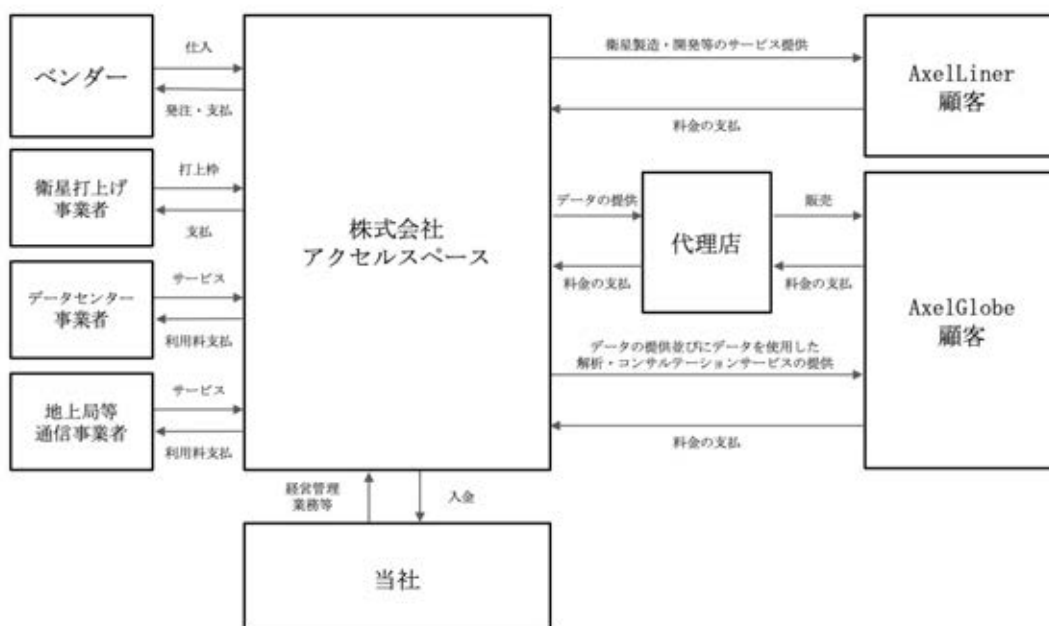
当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

当社は連結子会社である株式会社アクセルスペースに対して経営管理業務等を提供し、その対価を同社より受領しております。

株式会社アクセルスペースにおいては、AxelLiner事業の顧客は現在政府系機関が多く占めており、それらの顧客に対して小型衛星の製造、開発等のサービスを提供しております。AxelGlobe事業の顧客は国内外、官民それぞれ存在し、それらの顧客に対し衛星データの提供や、衛星データを活用した解析・コンサルティングサービスを提供しております。商流としては株式会社アクセルスペースが直接顧客に対してサービスを提供する場合と代理店を経由する場合があります。

また、株式会社アクセルスペースは衛星開発に際し、必要な部材や機器のベンダー調達と内製化したコンポーネントの組み合わせで開発を行なっております。衛星の打上げに関しては、打上げ事業者から打上げ枠を購入し、事業に必要なデータ管理については、データセンター事業者のサービスを利用しております。

また、衛星と地上との通信を行うため、地上局等の通信事業者と契約し、通信サービスを利用しております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アクセルスペース (注) 1・2・3	東京都中央区	100,000	Axelliner事業 AxelGlobe事業 (注) 4	100	当社は同社に対して経営指導を行っており、当社が同社の管理業務等を受託しております。また当社が資金の貸付・債務保証を行っております。 当社が同社より不動産の賃貸を受けております。 役員の兼任3名あり。

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社アクセルスペースについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。しかし、当該子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の連結売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

3. 株式会社アクセルスペースは債務超過の状況にあり、債務超過の額は2024年5月31日の時点で、△4,825,589千円であります。

4. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
Axelliner事業	89	(26)
AxelGlobe事業	46	(3)
報告セグメント計	135	(29)
その他	15	(3)
全社（共通）	32	(6)
合計	182	(38)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、グループ会社全体を管轄する株式会社アクセルスペースホールディングスに所属しているものであります。
3. 最近1年間において、従業員数が22名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものです。

(2) 提出会社の状況

2025年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
32 (6)	42.4	2.5	7,127,839

セグメントの名称	従業員数（人）	
Axelliner事業	0	(0)
AxelGlobe事業	0	(0)
報告セグメント計	0	(0)
その他	0	(0)
全社（共通）	32	(6)
合計	32	(6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、グループ会社全体を管轄しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社グループは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」というビジョンのもと、小型衛星技術のパイオニアとして、宇宙ビジネスの先頭に立ち続けることで、従来の宇宙利用の常識を打ち破り、地球上のあらゆる人々が当たり前のように宇宙を使う社会を目指しております。

(2) 経営戦略等

1. 事業セグメントのシナジー

当社グループでは、顧客のミッション機器（ペイロード）を搭載する小型衛星の開発・製造・打上げ・運用をサービスとして提供するアップストリーム（注1）側のAxelLiner事業、及び自社で開発した衛星を保有し、それらの衛星から得られる地球観測データに必要な応じて解析等による付加価値を加え、ソリューションとしてエンドユーザーに提供するダウンストリーム（注2）側のAxelGlobe事業を推進しております。アップストリーム側の事業とダウンストリーム側の事業の両者を推進している企業は世界的にも非常に珍しく、小型衛星においてはほとんど例のないものとなります。当社グループは、上記の経営方針に基づき、これらのAxelLiner事業とAxelGlobe事業を両輪として事業を拡大してまいります。

両事業を展開することで、AxelGlobe事業のコンステレーション構築に、AxelLiner事業における量産効果を得られることに加え、同事業で獲得した開発ノウハウや開発キャパシティを活用することができるようになり、また、「GRUS-1」を活用したAxelGlobe事業からのフィードバックで得たエンドユーザーのニーズを衛星ハードウェアだけでなく、衛星コンステレーションのアーキテクチャレベルまで落とし、AxelLiner事業の研究開発に活用することができるようになります。その結果、両事業の競争優位性が高まるものと考えております。

これらの事業基盤を支える小型衛星の開発・製造・運用技術に関しては、今後も継続的に研究開発を進めてまいります。AxelLiner事業においては、これまでも政府系の開発案件を複数受注しており、これらのプロジェクトを通じて、政府の宇宙開発の目標達成に貢献しながら小型衛星開発の知見を培っております。AxelGlobe事業に供する人工衛星の開発に関しては、ミッション機器についてはAxelGlobe事業本部にて開発し、AxelLiner事業本部がこれまでの衛星開発の中で培った技術を生かした小型衛星バスシステムと組み合わせることを前提としており、両事業が協力して次世代機の開発を行います。

（注）1. アップストリーム：宇宙空間へ宇宙機（人工衛星やロケットなど）を送るまでの地上での経済活動と宇宙空間における地上用途でない経済活動のこと。主たる事業内容としては、宇宙機の製造・打上げ、宇宙港や地上局を含む地上インフラ運営などが含まれる。

2. ダウンストリーム：アップストリームで打上げられた衛星を地上用途で活用したサービスに関連する経済活動のこと。衛星運用、衛星通信・放送、衛星データ販売、衛星データを活用したソリューション販売などが含まれる。

また、製造に関しては、当社グループでは、2023年7月に株式会社ミスミ、由紀ホールディングス株式会社、及びキャリムエンジニアリング株式会社と宇宙機製造アライアンス業務提携契約書を締結し、人工衛星製造の効率化、製造機調整も可能な並行製造の実現を目指し、従来の人工衛星製造の製造概念を変革することを目標に進めております。なお、当該契約を締結している3社に限らず、その他関連する企業とも連携を深め、プロジェクト開始から軌道上のデータ提供・運用開始までの時間短縮化・効率化を目指しております。



2. AxelLiner事業

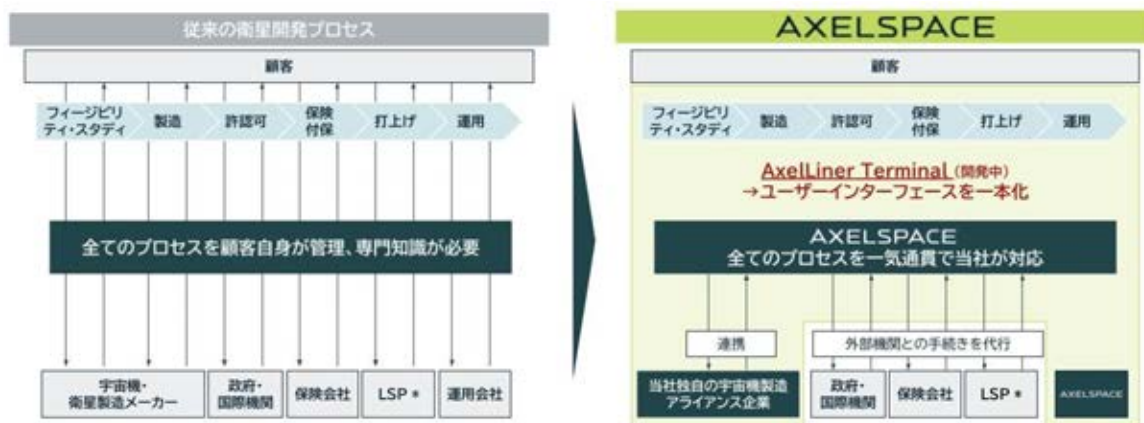
AxelLiner事業では本格的な収益化に向けて、多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの確立並びにユーザーエクスペリエンス（UX）革新と衛星開発プロジェクトの短縮化・省力化の鍵となるソフトウェアの完成等の研究開発活動を推進し、世界的に官民双方で急速に高まる小型衛星利用ニーズに応えてまいります。

[1]多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの確立

AxelLiner事業においては、宇宙関連企業や政府系機関等の顧客が調達又は開発するミッション機器を搭載する専用人工衛星の開発・製造・運用が中心となります。従来であれば設計開始から打上げまで最低2～3年は必要となっていた新規衛星開発案件について、これまでの専用衛星開発の過程で培ってきた技術をベースに、バス部分には独自の汎用バスシステムの使用を目指し、最短1年での打上げの実現を目指しております。汎用バスシステムは、2024年3月に上げた「PYXIS」で初めて搭載しました。なお、「PYXIS」は打上げ後、軌道投入に成功しましたが、電源供給システムの故障が発生し、通信が断絶したことから宇宙空間での実証実験は完了しておりません。太陽電池出力から充電制御回路にいたる電源供給システムの故障を引き起こしうる故障モードを分析し、その故障モードが発生しないように改修方針を策定し、外部有識者のレビューを経て、信頼性向上に向けた改修設計と評価試験を進めました。これらの改修を、2025年6月に上げた「GRUS-3α」に適用し、現在軌道上で検証を行っているほか、今後当社が開発する人工衛星に反映してまいります。

[2]UX革新の鍵となるソフトウェアの完成

AxelLiner事業では顧客価値実現のために、事業設計から仕様決定、製造状況把握、軌道上運用に至るまでのプロジェクトのすべてのフェーズにおいて、顧客との窓口となるソフトウェアである「AxelLiner Terminal」を提供し、UXに革新をもたらすことを目指しております。



AxelLiner事業が変革するユーザーエクスペリエンスのイメージ

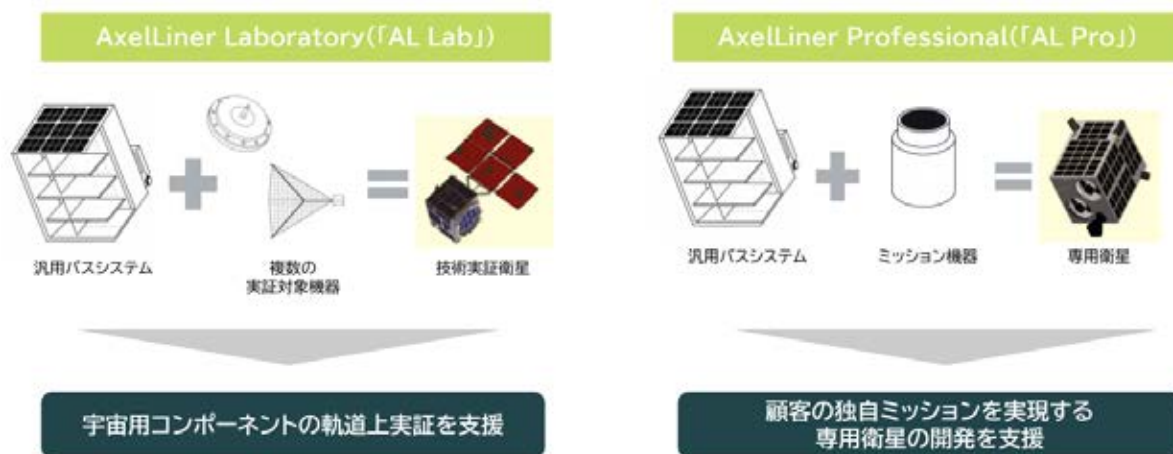
*LSP：打上げ事業者（Launch Service Provider）

従来、特に事業設計から仕様決定のフェーズにおいては検討のために大量の人的・時間的リソースを投入する必要がありました。

宇宙事業、特にコンステレーションを用いた事業展開を考える際に、顧客が自身のミッションを通じて提供したいサービス（品質、展開地域、コスト等）を成立させる構成（衛星性能、機数、投入軌道等）を検討することは一般に容易ではありませんが、この「AxelLiner Terminal」は顧客のミッション（地球観測や通信など宇宙で行いたいこと）を明確化する作業をデジタル化・省力化することを可能にします。

当社は、当該システムを通じて、顧客がシンプルな項目を入力するだけで独自ミッションを実現する人工衛星の構成、およそのコストやスケジュール等を把握できる環境を提供することを目指します。

これらの研究開発によって獲得した技術を活用し、宇宙空間でのコンポーネント実証ニーズを有する顧客に向けた「AxelLiner Laboratory」（以下「AL Lab」という。）、実施したいミッションを有する顧客に対し、複数機のコンステレーションも含むそのニーズ実現を目的とした衛星及びその運用までを提供する「AxelLiner Professional」（以下「AL Pro」という。）という2種類のサービスを準備しています。



AL Lab

宇宙で使用するコンポーネントを軌道上で実証したいと考える顧客に向けたサービスです。

宇宙用コンポーネント開発事業者が顧客（衛星メーカー等）に製品を販売するには軌道上での動作実績を求められることが多く、これが当該事業者にとって大きなハードルとなっています。このため、経済産業省による宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業やJAXAによる革新的衛星技術実証プログラム等が企画され、宇宙用コンポーネントの軌道上実証機会が提供されてきましたが、実証頻度が2～3年に一度と低いために、製品の性能を素早く検証し、タイムリーに市場に出すことが難しいという課題がありました。当社グループでは宇宙産業向けのコンポーネントを開発したい企業、宇宙空間の特性を活用した実験をしたい企業などを対象にサービスを提供します。当社グループが開発中の汎用バスシステムをベースに、ミッション機器が搭載可能なスペースを分割して提供し、相乗りで打上げることで、1スペースあたりの提供価格の低減を実現します。また、大型のミッション機器の実証を目指す顧客に対しては、衛星自体を提供することも可能です。これらの実証機会を提供する衛星を定期的に打上げることから柔軟な実証時期の選択・変更を可能にするほか、衛星オペレータとして実証対象コンポーネントに対し、中立的な立場での軌道上評価ができる第三者的な認証を提供するなど、独自性の高い軌道上実証サービスの構築を目指します。

AL Pro

実現したいミッションを有する顧客に対し、当該顧客が開発又は調達するミッション機器を搭載した専用の小型衛星を開発し、打上げ、その後の運用までを当社グループがトータルに提供するサービスです。当社グループが開発中の汎用バスシステムを使用することによりカスタム要素を最小化することで、コストや開発期間を従来より大幅に抑えることができると考えています。

加えて当社グループでは過去の豊富な打上げロケットや地上局、保険の手配経験や周波数獲得、政府の許認可取得経験を生かし、顧客にサービスを提供することにより、顧客は煩雑な各種手配を自身で行う必要がありません。顧客は宇宙で稼働させるミッション機器の選定・手配又は開発を行い、当社グループは顧客から受領したミッション機器を衛星として組み込み、打上げや運用の実施を行い、得られたデータを顧客に送付することでサービスが完結します。

将来的には、上記のAL Lab、AL Proのプロジェクトの遂行において前述の「AxelLiner Terminal」を活用することで、プロジェクト期間短縮と省人力化を図ってまいります。以上のように、AxelLiner事業においては、進展スピードの速い人工衛星関連技術の研究開発を汎用バスシステムの確立後も継続的に行っていくことが、当社グループの技術力の維持発展及び安定的な事業運営を達成する上での重要な鍵になると考えており、今後も継続的な研究開発投資を行ってまいります。

3. AxelGlobe事業

AxelGlobe事業においては、衛星機数増加による撮影能力の増強、高分解能衛星の投入、データ利用を加速させるための特定産業向けのソリューションの強化の3つの軸で成長を目指してまいります。

[1] 中分解能衛星「GRUS」の撮影能力の増強

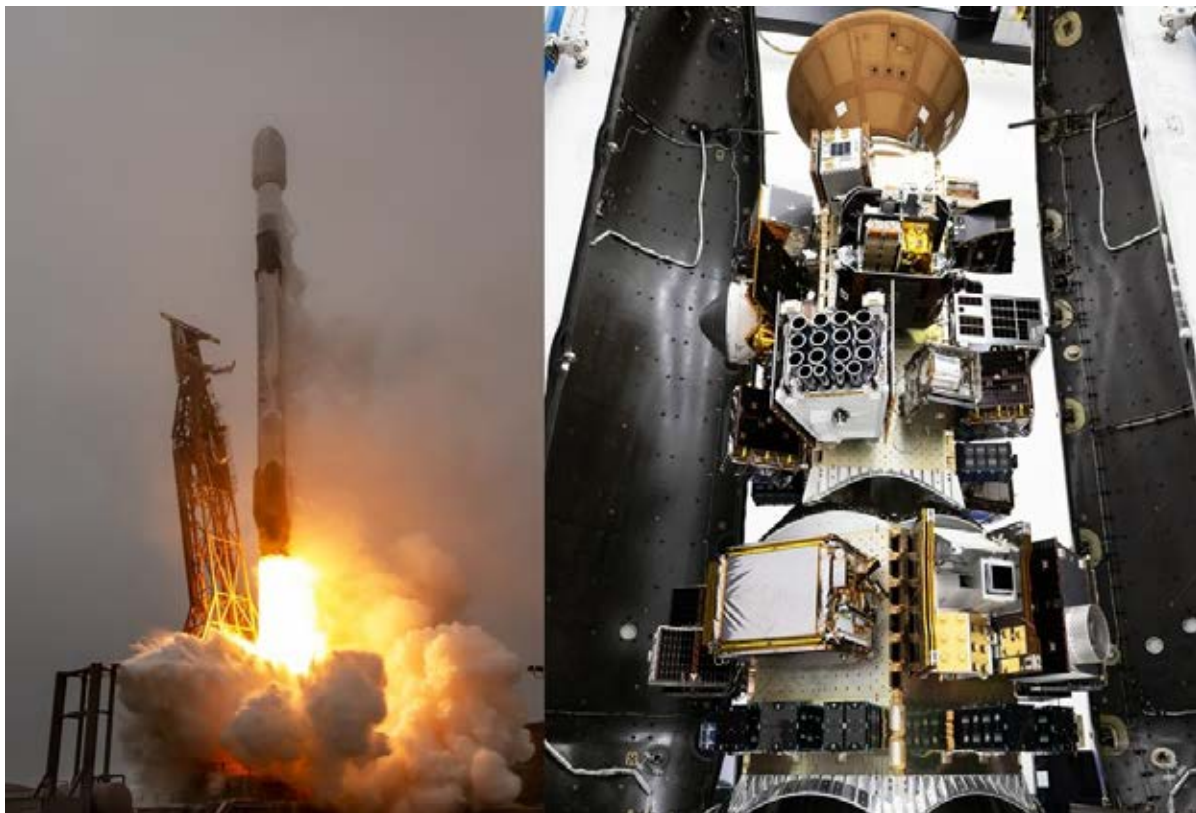
AxelGlobe事業のサービス強化については、2027年5月期には中分解能衛星「GRUS-3」を最大7機追加し、同一地点をほぼ同一時刻に毎日撮影可能なコンステレーションの構築・運用を行うことを計画しております。

「GRUS-3」は地上分解能2.2mの画像の撮影が可能で、1機あたりの観測幅は28.3km、最長観測距離は1,356km、7機合わせて1日に最大230万km²を撮影する能力を有します。また、人の目が捉えることができる色彩のほか、植物の生育状況や沿岸域の藻場や地形などを観測できるセンサーを搭載しています。この撮影能力の増強により、特定のエリアを指定して撮影する当社のタスキング技術と組み合わせ、現在の5機体制では撮影し切れないような広い面積を短期間で観測したいといったニーズに応えるサービスの提供を可能にします。

なお、「GRUS-3」に使用する汎用バスシステムや望遠鏡の性能の検証のため、2025年6月24日（日本時間）に小型衛星「GRUS-3α」を打上げました。打上げ同日にファーストボイスを受信後、軌道上での健全性を確認するためのクリティカル運用も終了し、現在は初期運用を行っております。



2025年6月24日（日本時間）に打上げた「GRUS-3α」フライトモデルとミッションパッチ
（フライトモデルは当社グループのクリーンルームで撮影）



2025年6月24日(日本時間)に打上げられたFalcon 9 (左)と搭載されたGRUS-3αを含むペイロード ©SpaceX

<GRUS-3の提供価値>

- | | |
|----------------|--|
| 1 タイミング | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々変化する作物の生育状況、都市部の土地変化などの定点観測に役立つ ・ 災害発生時など緊急撮影に柔軟に対応 |
| 2 データ量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 解析に使うデータの選択肢が増える ・ 広域の観測データをより短期間に取得可能 |
| 3 扱いやすさ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 画質の向上と観測バンド追加により、より多様な解析ニーズに応える |



2027年5月期に打上げ予定の「GRUS-3」の提供価値とミッションパッチ

[2] 高分解能衛星の投入

2028年5月期以降、高分解能衛星3機による画像サービスをAxelGlobe事業のサービスラインナップに加えることを計画しております。この高分解能画像は、将来的には地上分解能50cm以下の実現を目指しており、現在商用で手に入る衛星画像の中でも大型衛星に比肩する高い分解能を持つことになります。高分解能画像サービスは官公庁を中心に様々な用途での利用が見込まれます。加えて、これら中分解能衛星と高分解能衛星を組み合わせ運用し、広域・高頻度の観測データから関心地点を特定・抽出し、高分解能の観測データからその地点の詳細な観測を行う協調運用(Tips&Cue)の実現を目指します。

現在このような協調運用を同一のプラットフォームで展開している事業者は存在しておらず、異なる種類のデータを組み合わせたシナジーを効かせたサービスを提供することで、地球観測プラットフォームとして高い競争優位性を持つと考えております。

[3] データ利用を加速させるための特定産業向けのソリューションの強化

衛星データを提供する事業者の数は増えており、衛星データ販売事業への参入障壁は下がってきておりますが、衛星データは地理空間情報データ(GISデータ)の一部であり、GISデータの取扱い経験が求められます。また近年ではコンピュータビジョンといった画像情報のソフトウェア等の取扱い経験も求められます。このため衛星データを届けるのではなく、解析等を実施し、その結果をサービスとして提供する、又は衛星データを含む複数のデータ

ソースを組み合わせることで解析した結果をサービスとして提供するような事業者が出てきています。現時点ではこのようなデータ解析の企業については、個々の案件に応じたコンサルティング性が高いものと考えております。

また、衛星は軌道上で物理法則に従った運動をしており、いつどこに存在していたかを一意に特定することができ、ドローン等と異なり特定の場所を特定のタイミングで撮影したという事実を証明可能です。この特性と改ざん防止技術等とを組み合わせることにより、撮影した画像について、証拠能力を持たせることが可能となる特徴もあります。これらの特徴を活かしてより多くの産業での衛星データの利用促進を図るため、ソフト面での取組みも加速してまいります。具体的には、報道、金融、環境といった産業を中心に、ニーズに合わせ画像分析・情報抽出機能を組み合わせたり、撮影権をサービスに組み込むことにより、付加価値の高いソリューションとして顧客にサービス提供できるよう、研究開発及び事業パートナーとの協業を積極的に進めてまいります。

4. パイプライン

現在、AxelLiner事業は政府系機関案件を中心とした複数の一定期間にわたるパイプラインを有しております。また、AxelGlobe事業においては、政府系機関や地方自治体、国内外の民間企業の個別撮影オーダーをはじめ、複数の一定期間にわたるパイプラインを有しております。今後当社が受注を想定する主なプロジェクトは以下のとおりであります。

事業	顧客	プロジェクト ^{*1*2*3}	プロジェクト 想定期間 ^{*1*2*3}
AxelLiner事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	地球規模の宇宙通信インフラ構築の衛星光通信ネットワーク技術の開発・実証	～2032年5月期
AxelLiner事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	超小型衛星コンステレーション技術開発実証事業 ^{*4}	～2027年5月期
AxelGlobe事業	経済産業省	多種衛星のオンデマンドタスキング及びデータ生産・配信技術の研究開発	～2027年5月期
AxelGlobe事業	防衛省	画像データの取得（その11-2） ^{*5}	～2026年5月期
AxelGlobe事業	民間企業 ^{*6}	宇宙状況把握（SSA; Space Situational Awareness）	-

*1：プロジェクトについては、契約締結済み又は一部契約締結済みのものが含まれております。

*2：ステージゲート審査（中間評価）、その他の事情により案件が頓挫した場合、その時点以降の未契約分の売上が計上されない可能性があります。

*3：契約締結済みのプロジェクトについては、ステージゲート審査（中間評価）、プロジェクトの失敗や中止等の事情により想定した金額及び時期で売上が計上されない可能性があります。また、単年ごとに契約を更新するプロジェクトについては、プログラム自体が取りやめられる場合には契約が更新されない可能性があります。

*4：本プロジェクトは、NEDOが実施する「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」です。2021年度～2022年度は経済産業省が実施し、2023年度～2026年度はNEDOに引き継がれております。毎年度補助金の上限が通知される方式で、2026年度まで交付が決定しています。本プロジェクトによる収入は、営業外収益（補助金による収入）として計上されるものであります。金額は、本プロジェクトの補助対象経費の額に対して補助率が3分の2とされております。

*5：本プロジェクトは、防衛省情報本部「令和6年度契約分入札情報 第256号 画像データの取得（その11-2）」です。

*6：契約先の収益に係る情報のため個社名は非開示となります。本プロジェクトは、プロジェクト期間が決まっておりますが、今後も継続的な役務提供が見込まれています。

また、本図表には将来情報が含まれています。

また、今後獲得を目指す主なプロジェクトとして、宇宙戦略基金（第一期、第二期）を活用した軌道上実証支援プロジェクト、安全保障領域のプロジェクト、JAXA「革新的衛星技術実証プログラム」、民間企業とのスラスター実証プロジェクトなどがあります。軌道上実証プロジェクトは、宇宙戦略基金（第一期）における「衛星サプライチェーン構築のための部品・コンポーネント開発・実証」というテーマが本プロジェクトに関連しており、本テーマは、当社自身が採択されるものではなく、採択された企業の実証ニーズがAL Labの顧客ターゲットになり得るという観点で、当社が獲得を目指すプロジェクトとして認識しております。現時点では口頭での協議を行っている初期段階で契約未締結の段階であり、実際に受注できることを保証するものではありませんが、既に複数の顧客ターゲットと軌道上実証支援に係る協議を開始しております。

JAXA「革新的衛星技術実証プログラム」は、具体的にプロジェクトは開始していないものの、政府系機関より公表済のプログラムであり、小型衛星開発において国内で実績のある当社が十分狙い得るプロジェクトとして想定しております。現時点で5号機までの実証テーマの公募が予定されております。

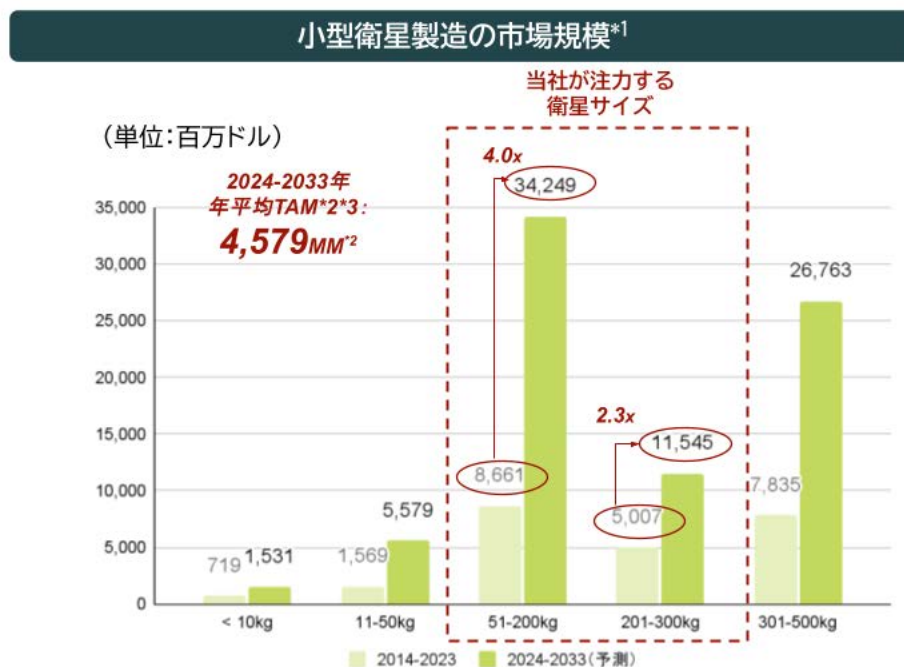
また、民間企業とのスラスター実証プロジェクトについては、実際に受注できることを保証するものではありませんが、現時点では契約等の条件について交渉を行っております。

(3) 経営環境

当社グループが属する経営環境には、以下のような特徴があります。

当社グループが属する民間宇宙利用の分野では、「最後のフロンティア」として次なる成長産業としての期待が強く、欧米を含めた世界各国での宇宙スタートアップの設立、政府主導のプログラムの組成及びユーザーとしての宇宙利用の拡大など、民間企業や民間投資を巻き込んだ宇宙開発・利用活動が活発化しています。日本においても民間事業者による宇宙開発・利用を推進していくため、2016年11月には「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（通称：宇宙活動法）」や「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（通称：衛星リモートセンシング法）」が成立し、民間事業者による更なる宇宙ビジネスの拡大を推進すると同時に、安倍内閣総理大臣（当時）を本部長とする宇宙開発戦略本部による、宇宙ベンチャー成長のための1千億円の資金枠が設定されました。また直近では、2023年4月に自由民主党から日本政府に対し、宇宙関係予算の規模について年間1兆円を目指すべきであるという提言「宇宙の安全保障構想と新たな宇宙基本計画にむけて～国家宇宙戦略の策定とSXの実現～（令和5年3月28日）」がなされたほか、2023年12月には国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部が改正され、10年で総額1兆円規模の支援を行うことを目指す宇宙戦略基金が組成。第一期、第二期それぞれで3,000億円が予算に組み入れられました。また、防衛省により令和7年度予算にて公表された衛星コンステレーションの構築（2,832億円）で光学衛星・SAR衛星の活用が明記され、安全保障分野も含めて宇宙産業の急速な拡大が予測されております。このような環境の中、当社グループの手がけるAxelLiner事業及びAxelGlobe事業においても、持続的な成長を見込んでおります。

当社グループのAxelLiner事業は、多様なミッションに対応可能な小型衛星を開発・製造・運用するサービスを提供することにより社会に存在する様々な宇宙利用ニーズに応える、いわゆる宇宙産業における製造分野の一つとされています。この人工衛星の分野については宇宙利用の拡大に伴い全世界で市場規模が拡大しており、2014年から2023年の10年間で340億米ドル規模だった小型衛星市場は、2024年から2033年の10年間で1,133億米ドルに成長すると見込まれております（Novaspace社 Prospects for the Small Satellite Market, 10th edition, 2024）。この内、AxelLiner事業が含まれる小型衛星製造の市場も2014年から2023年の10年間で238億米ドル規模から、2024年から2033年の10年間で797億米ドルと3倍以上に成長することが見込まれております。



サイズ別の小型衛星製造市場規模

*1：出所：Novaspace「Prospects for the Small Satellite Market, 10th edition, 2024」BY MASS CATEGORY, manufacturing value。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものでありますが、その予測統計モデルは、複数の予測手法と重要性による加重を組み合わせで設計されており、その達成を保証するものではありません。

*2：Total Addressable Market

*3：2024-2033年平均TAMは、当該期間の合計額より年数を除して算出（4,579=(34,249+11,545)/10）

我が国においても2023年に改訂された宇宙基本計画において、人工衛星製造を含む宇宙産業を日本経済における成長産業とするため、2020年に4兆円となっている市場規模を2030年代の早期に2倍の8兆円に倍増させることを目標とすると謳われており、政府が率先して研究開発補助や宇宙データ利用促進施策を推進するなど、特にスタートアップ企業向けに強力な支援が行われております。

また、当社グループが展開するAxelGlobe事業は、人工衛星のデータを利用・解析することにより、様々な業界で用いられる「地球観測衛星データサービス市場」の一つとされています。この「地球観測衛星データサービス市場」は全世界で市場規模が拡大しており、2023年には5,023百万米ドルだった市場が2033年には7,929百万米ドルまで拡大することが見込まれています。地球観測衛星データサービス市場の中でも光学衛星は最大規模を誇ります。当社の事業領域である中分解能及び今後当社が打上げを予定する高分解能衛星の市場規模と合わせると、2024年から2029年までの累計で約3.5兆円の市場規模に拡大すると見込まれております（Novaspace社 Earth Observation Data & Services Market 17th Edition, 2024）。



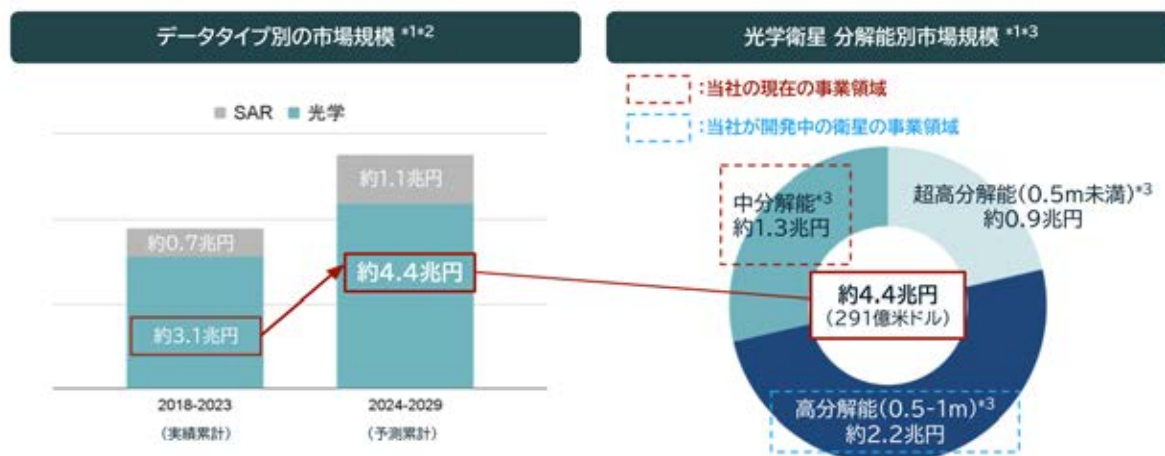
地球観測衛星データサービス市場規模の推移

*1：出所：Novaspace社「Earth Observation Data & Services Market 17th Edition, 2024」。市場規模には光学衛星、SAR衛星の市場規模を含みます。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものでありますが、各国の宇宙予算を算出・推計するために、政府公式発表に加え専門誌やマスメディアの情報、推計も含まれており、その達成を保証するものではありません。

*2：「Value Add Service (VAS)」は、アドバンスド・キャリブレーション（より高度な画像校正）や画像修正、付加的な分析サービス市場のこと。

*3：「Data」は、衛星画像市場及び衛星画像データの基礎加工プロセス市場のこと。

*4：2023-2033年平均成長率は当該期間の年数を除して算出(4.7%=(7,929/5,023)^(1/10)-1)



衛星タイプ別のデータ・分解能別の市場規模

*1：出所：Novaspace社「Earth Observation Data & Services Market 17th Edition, 2024」。出所に記載がある市場規模元データを1ドル150円で換算。ただし、記載内容は当該市場予想が合理的な根拠に基づくものと当社内で適切な検討を経たものでありますが、その達成を保証するものではありません。

*2：Commercial Data & VAS (Value Add Service) revenues

*3：1mから10m程度の地上分解能を中分解能、1mから50cm程度の地上分解能を高分解能、50cm未満を超高分解能と定義。

我が国においても宇宙基本計画の中で「衛星利用による宇宙ソリューションビジネスの海外展開強化や、衛星データの利用拡大、担い手の拡充等を図っていく。」（宇宙基本計画、令和5年6月13日、p.25）、「官民によるリモートセンシングデータの利用を加速していくため、政府によるリモートセンシングデータのサービス調達を、民間に率先して一層推進する。」（宇宙基本計画、令和5年6月13日、p.28）と述べられており、データ利用省庁等によって構成される「衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォース」の活動など、日本政府の支援の下、更なる発展が見込まれております。これは世界的な動きだけでなく、激甚化する災害への対応や少子高齢化・デジタル化に伴う業務効率化の要請に後押しされているものと考えております。

衛星データの利用に関しては、「衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォース」に出席する省庁が宇宙を所管する内閣府だけでなく、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省など幅広い省庁からの出席者がいることからわかるように、業界横断的な幅広いユーザーニーズが存在します。これらのニーズのうち、当社グループがサービスを提供する中分解能衛星画像及びその解析データについては、その撮影面積の広さから、幅広い国土の管理及び農林水産業について特に強みを有しており、担い手の減少・集約管理のニーズに応える形で利用シーンが拡大する余地があると考えております。加えて今後参入を行う予定としている高分解能衛星画像においても近年の国際情勢の変化に伴い国内外の政府系機関を中心にニーズが高まっており、サービスイン以降、AxelGlobe事業の売上拡大に寄与するものと考えております。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、2027年5月期に打上げ予定の「GRUS-3」等の開発・製造・運用技術、AxelLiner・AxelGlobe両事業における研究開発費の先行投資により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、かつ今後、当社グループが事業拡大を遂げていくために事業上及び財務上対処すべき課題並びに対処方針は以下のとおりであります。

①収益基盤の強化

当社グループの売上高の柱である、AxelLiner事業並びにAxelGlobe事業において、更なる収益基盤の強化は重要な経営課題と認識しております。そのためAxelLiner事業に関しては、多様なニーズに応えるべく、継続的な研究開発の実施により性能向上を図りながら、複数のプロジェクトを並行して推進できるよう、UX革新、及び衛星開発プロジェクトの短縮化と省力化の鍵となるソフトウェア「AxelLiner Terminal」の開発の加速及び衛星量産体制の着実な整備を進めてまいります。併せて営業体制を強化し、本格的に営業活動を推進してまいります。

AxelGlobe事業では、国内外において衛星画像販売代理店・衛星画像解析事業者とのパートナー契約を増やし、販路拡大を推進してまいります。加えて、これまで衛星データ活用が進んでいない業界向けの新プロダクト開発を当該業界の事業パートナーと共に積極的に推進し、ソリューションとしての利用普及を図ってまいります。

②人材の確保及び育成

当社グループのビジョン・ミッションに共感し高い意欲を持った優秀な人材の採用、及び人材育成は重要な事業上のテーマであると認識しています。そのため多様な働き方の整備、会社負担による婦人科健診の推奨・有給休暇付与の拡大・継続勤続年数に応じたボーナス休暇の付与などの福利厚生の実施、社内教育制度の充実、透明性のある評価制度の構築等、従業員が高いモチベーションをもって働くことのできる環境の整備を継続して推進してまいります。

③ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、持続的成長を遂げるための業務執行とガバナンスのバランス、及び経営上のリスクを適切にコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると認識しております。そのため、社外取締役等への報告体制の強化、内部監査担当、監査役及び会計監査人による実効性のある三様監査を実施するとともに、役職員向けのコンプライアンス研修の実施等を通じた個々人の知識・能力の向上や、定期的な内部監査を継続して実施してまいります。

④財務上の課題について

将来的に安定した事業収益化を目指す過程で、顧客基盤の拡充・人工衛星技術開発への継続的な先行投資が必要であり、そのための必要資金を機動的かつ確実に確保することが重要です。当社グループでは、現状、先行投資フェーズであり、継続的な投資を行っていることから、過去継続して営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

当社グループではこれまで、第三者割当増資、金融機関からの借入、政府補助金等で資金調達を実施してきましたが、今後も機動的な資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

当社グループでは手元流動性確保のため、総額62.4億円の第三者割当増資による調達を2023年12月に実施しております。また、以下のとおり第三者割当増資、金融機関からの借入等で資金調達を実施してきており、また今後も機動的な資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

2023年6月：株式会社三井住友銀行と極度借入2,000,000千円の借入契約を締結

2023年12月：総額6,240,597千円の第三者割当増資による調達

2024年9月：株式会社みずほ銀行と借入枠2,000,000千円の借入契約を締結

2025年3月：株式会社三井住友銀行と4,000,000千円の借入契約を締結

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、以下を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として定めています。

・売上高

当社グループ全体では、企業価値の継続的向上に向けて、利益の確保が重要であるため、経営指標として売上高を重視しております。

・総収入

中期的には当社グループ全体の収入において、補助金収入が一定の比率を占めることから、売上高と補助金収入を合算した総収入を当面は重要な指標として管理することとしています。

・衛星打上げ機数（AxelLiner事業）

AxelLiner事業においては、実証衛星としての打上げ機数を重視しており、2025年5月期から2028年5月期までの間に累積6機の人工衛星の打上げを目指しております。実証衛星の打上げ機数が増加することで、衛星開発の製造過程における知見・量産化技術を蓄積し、当社グループの人工衛星製造の開発効率・製造コストの低減に繋がります。

なお、AxelLiner事業において目指す多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの確立並びにUX革新及び衛星開発プロジェクトの短縮化と省力化の鍵となるソフトウェアが完成し、定期的に衛星打上げが実施可能になった後は、KPIとしてはプロジェクト件数を使用することを予定しております。

・衛星運用機数（AxelGlobe事業）

AxelGlobe事業では、衛星コンステレーションの運用機数を重視しており、2028年5月期末までに14機を運用することを目指しております。運用機数が増加することで、撮影頻度・撮影範囲の増加が可能となり、当社グループの収益への貢献度が比例的に増加いたします。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりです。なお、特に記載のない限り、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループはサステナビリティに関する重要事項について、経営会議にて審議し、必要に応じて当会議の決議に基づき取締役会に報告することにしております。取締役会の活動内容や活動状況については、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a. 企業統治の体制の概要 イ. 取締役会」をご参照ください。

(2) 戦略

① サステナビリティに関する考え方

当社グループはビジョンである「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」を実現する過程で、宇宙ビジネスを営む企業である前に、地球上で活動する責任ある社会の一員であるとの認識のもと、将来にわたって人類が地球で生活し、地球を取り巻く宇宙空間を活用し続けられるようにするべく創出インパクトを考慮した事業活動を進めております。

今後も当社グループの小型衛星コンステレーションによる地球観測データの活用を国内外の産業へ普及させることにより、地上及び地球周辺領域といった人類の活動圏におけるさまざまな社会課題や自然環境における課題を解決し、持続可能な社会を追求してまいります。

② 具体的な取組

当社グループでは、スペースデブリ化を防ぐための高いレベルの衛星開発・製造・運用基準を自ら設定し、業界をリードする宇宙環境先進企業となることを目指しております。具体的には、当社グループでは地球環境に最大限配慮した宇宙機の製造手法、地球周回軌道上でのスペースデブリ防止化策などから構成される「Green Spacecraft Standard」というコンセプトを提唱しております。これは各国政府や国際機関が提示する一般的なガイドラインで要求されるよりも広い範囲で一段高い基準を設定しており、当社グループではすべての衛星についてこの基準を満たすよう今後の開発を進めてまいります。また、世界で宇宙事業を営むすべてのプレイヤーがこの基準に適合することができれば、宇宙の環境問題は解決に向けて大きく前進します。当社グループは、なるべく多くのプレイヤーがこの基準のコンセプトに賛同し、業界全体でサステナビリティに向けた取組が活発化するように働きかけを強めてまいります。



また、2022年9月に、JAXAが公募した「革新的衛星技術実証4号機」に搭載する実証テーマとして、当社グループの「超小型衛星用膜面展開型デオービット機構の軌道上実証」が選定されております。当該実証テーマにおいては、近年の人工衛星の打上げ増加等の理由により深刻化しているスペースデブリ問題を解決することを目的として、衛星の運用終了後、早期に軌道高度を下げ、大気圏に突入させる（以下「デオービット」という。）ことで衛星を燃焼させるデオービット機構を開発しました。同機構は、2024年3月に打上げた「PYXIS」以降、当社グループが開発する汎用バスシステムに標準搭載しております。

③ 人材の育成に関する方針

当社グループの事業基盤の強化・拡大のためには、多様な人材の確保と育成が重要な事業課題であるとの認識のもと、外国籍社員の採用や女性管理職の課長職以上への登用、宇宙業界にとどまらない幅広いバックグラウンドや専門知識・知見を有する人材の活用に取り組んでおります。

④ 社内環境整備に関する方針

多様な人材を確保・育成していくには、柔軟な働き方を推進していくことが重要であり、そのための働き方の整備として「バーチャルオフィス制度」の導入や透明性のある評価制度の構築などを進めております。

(3) リスク管理

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化を図りながら、サステナビリティ関連のリスクの管理を取締役会主導で実施しております。取締役会やコンプライアンス・リスク管理委員会を通じて発見・分析されたサステナビリティ関連のリスクは、経営陣にも共有され、当該リスクに関連する部門の執行役員が具体的にその対応を実施しており、必要に応じて取締役会への報告も行われております。コンプライアンス・リスク管理委員会の活動内容については、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a. 企業統治の体制の概要 ホ. コンプライアンス・リスク管理委員会」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載はいたしません。今後、現状把握を行った上で適切な指標の定義と目標設定を行い、その進捗管理に努めることで改善に取り組んでまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主なリスクは、以下のようなものがあります。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を十分に検討及び認識した上で、リスクを回避し、及びリスクが顕在化した場合には適切な対応を進める方針ですが、その対応を講じた結果には不確実性が伴います。したがって、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

また、これらの主なリスクは、投資家の投資判断の過程で重要であると考えられる事項については、幅広く記載しておりますが、投資判断のためのリスクを全て網羅したものではなく、これら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意ください。

当社グループが属する宇宙産業全体としては、未だ市場草創期であることから、将来の市場規模及びその拡大の可能性には不確実性を伴います。また、当社グループが事業を展開する小型衛星関連サービスを含めて、宇宙関連技術や商業サービスの開発には長期間にわたり多額の研究開発費用を要し、さらに全ての研究やサービス開発が成功する保証はなく、様々な事情による遅延のリスクがあります。このように、当社グループの事業は性質上、様々な不確実性とリスクを有しており、当社株式への投資は、一般投資者による投資対象としては相対的にリスクが高いものといえます。

なお、本項における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 衛星画像及びそのサービス市場の成長鈍化について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループが事業を展開する世界の衛星画像及びサービス市場は、衛星画像市場が2023年1,913百万米ドルから年平均成長率約5%で成長し、2033年には3,005百万米ドルに達すると予測され、衛星画像を元に提供される衛星画像サービス市場が2023年3,110百万米ドルから年平均成長率約5%で成長し、2033年には4,924百万米ドルに達すると予測されており、今後も継続的な拡大が見込まれております（Novaspace社 Earth Observation Data & Services Market 17th Edition, 2024）。

当社グループにおいても、これまで衛星画像を利用したことのない新規顧客の開拓や、既存顧客との衛星画像の新規需要の開拓に取り組むことで、衛星画像及びその衛星画像サービス市場の成長を一層加速できると考えております。

しかしながら、景気減速その他様々な理由による衛星画像及びそのサービスを必要とする事業者の財政状態の悪化、衛星画像の急激な技術進化、衛星事業者に関する規制の動向、衛星画像の需要の減退をはじめとする市況変動等により、想定どおりに市場が成長しない可能性があります。また、顧客が政府系機関の場合には宇宙関連事業に投入可能な予算額の減少、国際情勢の変化により国防予算の縮小が生じる可能性があり、市場に十分な需要が生じない可能性があります。さらに、衛星画像に関して、当社が想定していない人工衛星画像以外の他分野の画像撮影技術の進化等により、想定どおりに衛星画像市場が成長しない可能性があります。

また、契約相手方との関係や競合相手、所在国の状況によっては、当社が希望する価格設定や契約条件の設定を行えない可能性があり、当社が期待するだけの需要を喚起できない可能性があります。

加えて、当社又はNovaspace社が策定する市場規模に関する予測は、様々な仮定や前提条件に基づいており、前提条件の内容等によってその計算結果は大きく異なります。このため、今後、当該仮定・前提条件が想定と異なる場合には、想定している市場成長率が鈍化し、当社グループの業績が想定どおりに成長しない可能性があります。

したがって、上記の予測どおりに衛星画像及び衛星画像サービス市場が拡大しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

現在、国内・海外で小型地球観測衛星のコンステレーション構築計画を表明する企業は複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い、国内大手企業と海外企業が連携する事例なども増加していることから新規参入が相次ぐ可能性があります。また、AxelGlobe事業を展開する光学衛星分野については、主に海外においてすでに事業を展開している企業等が存在します。

しかしながら、当社グループは2008年の創業以来一貫して小型衛星事業に取り組んでおり、これまでに11機の小型衛星の開発・運用を行ってまいりました。これらを経て小型衛星ミッションのために最適化した独自の設計基準、宇宙でも利用可能な民生部品の積極的な活用による低コストの衛星開発手法、安定的な衛星運用ノウハウ

ウ、良質な衛星画像処理技術を確立してまいりました。これにより小衛星の開発・製造・運用の短期間かつ低コストでの実施や、それらを源泉として低価格で高品質な衛星画像サービスの提供を可能とすることで、競合企業に対する優位性を構築し、AxelLiner事業とAxelGlobe事業のそれぞれにおいて競争力を向上させてきました。

今後も技術発展スピードの速い人工衛星関連技術の研究開発を継続的に行っていくとともに、ユーザー業界のニーズに合わせたソリューションの提供等、お客様目線に立ってサービスをより充実させていき、さらに知名度向上に向けた取り組みも積極的に行ってまいります。

しかしながら、競合他社が大幅な技術革新、より付加価値の高いビジネスモデルやソリューションの開発、政府系機関等からの補助金受領などにより競争力を高めた場合、又は想定以上の企業数の新規参入等により競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3)AxelLiner事業における受注見込の遅延の可能性について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：3年以内、影響度：大）

前記「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等 2. AxelLiner事業」に記載のとおり、将来的にAxelLiner事業では本格的な収益化に向けて、多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの確立及びユーザーエクスペリエンス (UX) 革新の鍵となるソフトウェアの「AxelLiner Terminal」完成等の研究開発活動を推進し、世界的に官民双方で急速に高まる小型衛星利用ニーズに対応する予定です。

当該ビジネスモデルの実現のためには、当社グループ独自の汎用バスシステムの確立及びAxelLiner Terminalの提供が重要です。しかしながら、本書提出日現在において、当社グループの想定する汎用バスシステムに必要な技術が実証できておりません。汎用バスシステムの技術開発については、2024年3月5日（日本時間）に実証衛星「PYXIS」を打上げ、軌道投入に成功しましたが、電源供給システムの故障が発生し、通信が断絶したことから宇宙空間での実証実験は完了しておりません。2025年6月24日（日本時間）に打上げ、初期運用中の「GRUS-3α」にて実証実験を実施しておりますが、システム又は機材の故障及び宇宙天気等の変化による自然災害等の影響で「GRUS-3α」での実証実験が当社の想定どおりに完了しない可能性があります。また、「GRUS-3α」で一定の実証が完了したとしても、今後もさらなる実証実験が必要です。当社グループは、前記「第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 基盤となる小型衛星に関する技術」に記載のとおり、必要となる技術開発を進めておりますが、汎用バスシステムの技術的確立の遅延、標準部品の選定と量産化の課題、AxelLiner Terminalの開発遅延・ソフトウェアの複雑性による安定稼働等、当社の想定どおりに実行されない場合には、当社グループの収益化に対して悪影響が及ぶ可能性があります。また、当社が十分に資金調達を行うことができない等の理由により、必要な開発資金を適宜投入する事が困難となり、当社グループの収益化に対して悪影響が及ぶ可能性があり、競争力を失う可能性があります。

また、汎用バスシステムの商用化及びAxelLiner Terminalのサービスを開始したとしても、顧客の各種要因により衛星開発自体が進まない可能性、顧客側のコンポーネント製造に必要な資金手当てが困難になる可能性もあり、サービスの提供・継続が困難となる可能性があります。また、スピードの速い人工衛星関連技術の研究開発を継続的に実施する必要があるため、汎用バスシステムの継続的な改修・AxelLiner TerminalのUX向上等のためには、各種研究部材費・人件費等多額の支出が継続的に必要となり、結果として支出が当社の想定を上回る可能性があります。

さらに、当社グループがサービスの提供のために外部業者と協力して進める場合、当該業者と契約条件を合意できない場合や当該業者によるサービスが想定どおりに提供されない場合等には、当社グループのサービス提供に支障が生じる可能性があります。加えて、今後、当社グループがサービス展開をできたとしても、競争が激化する場合や、当社グループが付加価値のあるサービスを競争力のある価格で提供できない場合には顧客を獲得できる保証はなく、また、当社グループが十分な利益を上げられるほどの単価を設定できる保証もありません。

また、当社グループは複数の世界各国の民間企業との間に、AxelLiner事業でのサービス提供について、基本合意書（以下「MOU」という。）等を締結しております。しかしながら、これらのMOU等の締結は、当社グループの将来の売上高を保証するものではありません。加えて、これらのMOU等について、当社グループが最終契約を締結できる保証はありません。また、最終契約を締結できたとしても、当該契約の内容は、MOU等の内容とは大幅に異なる可能性もあります。

さらに、当社グループが締結するMOU等には、相当期間の未来の内容について合意するものが存在し、仮にMOU等の内容どおりに最終契約締結に至ったとしても、将来の時点においては経済合理性を欠いている可能性もあります。

(4)政府系機関の顧客について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループの既存顧客には、政府系機関が含まれ、売上高に占める割合は以下のとおりとなっており、当面の間、売上高の大部分を占める状況が継続する予測をしております。

相手先	第4期連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)		第5期連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	4,520	0.3	1,239,099	58.7
国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)	676,348	51.5	277,301	13.1
経済産業省	—	—	128,118	6.1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)	77,949	5.9	115,829	5.5

政府系機関からの発注については、国家予算や地政学上のリスクに影響を受ける傾向があり、政府系機関からの意向により発注金額の縮小、プロジェクト内容の変更又は中止の可能性があります。

さらに、プロジェクト遂行中に、追加的な規制や要件の遵守を求められる可能性があり、契約対象であるプロジェクトが遅延する可能性、必要な支出に際して政府系機関との見解相違及び支出の必要性についての認識の齟齬が生じる可能性、当社グループの技術内容を含めた一定の事項について対外的に開示が要求される可能性、調達先の指定等の一定の要件を課される可能性があります。

加えて、政府系機関との契約においては、契約条件の遵守について政府系機関による調査権が認められており、当社グループがこれらの規制に違反した場合、契約の解約のみならず、行政処分等の対象となる場合があります。係る処分等が下された場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。この場合、利益の減少、法令や契約上の義務違反時の課徴金及び他のプロジェクトへの入札禁止等につながる可能性があります。当社が想定したとおりの収益を上げることができない可能性があります。

特に機密性の高い案件に当社グループが関与した場合、機密保持の観点で案件情報の開示が制約される可能性もあり、その場合は投資家への情報提供が十分に行えない可能性があります。

政府系機関のプロジェクトでは、開発フェーズごとに審査が設けられており、当社グループが初期フェーズを受注しているプロジェクトでも、競合入札事業者が存在する場合には、当社グループが当該プロジェクトの後続フェーズを受注できない可能性があります。

今後も、政府系機関が売上高の大部分を占めると予測しており、当社グループの収益の大部分を政府系機関に依存する状況が継続する可能性があります。当社グループは、AxelLiner事業、AxelGlobe事業それぞれにおいて、民間企業からの新規契約の獲得を通じて収益の分散化を推進していきますが、何らかの事情により、収益分散が予定どおり実現できない可能性も考えられます。

(5) 事業の特性による外的要因リスクについて（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループの業績はミッションの進捗、参加するコンソーシアム全体での計画の変更、新サービスの導入や拡大、サプライヤーの納期遅延や製品仕様変更、競争環境の変化、政府系案件の入札・受注状況、予期せぬ問題の発生など、当社グループの管理が及ばない要因によって、当社グループの収益は影響を受ける可能性があります。また、研究開発段階では、プロジェクトの進捗に伴う設計の変更、プロジェクトの計画の遅延が生じた場合、当社グループの収益に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 開発遅延について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループでは、前記「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等」に記載のとおり、AxelLiner事業における人工衛星の関連技術・宇宙機製造アライアンスによる衛星量産体制の整備やUX革新の鍵となるソフトウェア、AxelGlobe事業における中分解能衛星・高分解能衛星や衛星データ利用促進のためのシステムなど、必要な研究開発を進めておりますが、これらの開発に想定以上の期間を要する場合や開発に失敗するリスクも考えられます。

当社グループでは、重要な技術開発に係る進捗については、毎月の取締役会等で継続的に状況を確認・管理することとしており、開発スケジュールへ影響を及ぼさないよう調整を行う方針ですが、仮に開発遅延や失敗が生じた場合には、当社グループの予定しているサービス提供開始が遅延し、又はサービスとしての提供を断念する可能性があります。

また、予期しない事態の発生などにより、当社グループが開発し上げた小型衛星が故障又は喪失した場合、原因究明やその後の開発再開に相応の時間を要することや生じた技術的問題に対応するため想定外の費用が生じ

る可能性もあります。さらに、顧客に提供するサービスにおける失敗や遅延が起きた場合には、既存顧客との契約解除、新規顧客の獲得が困難となる可能性や、加えて顧客からの契約に基づく損害賠償請求など、保険では補填できない損害を当社グループが被る可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(7) サプライチェーンのリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中～大）

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等」に記載のとおり、AxelGlobe事業にて今後打上げ予定の中分解能衛星・高分解能衛星に搭載するミッション機器、AxelLiner事業にて汎用バスシステムの研究開発をそれぞれ推進する予定であり、必要となる原材料、研究設備、外注先の供給不足が生じた場合には、研究開発のスケジュールに遅延が生じる可能性があります。当該研究開発の遅延に起因して、顧客に対してのサービス提供が遅延・中止される事により、当社グループの評判、事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、衛星製造に関して、宇宙機製造アライアンス業務提携契約書を取引先と締結し、人工衛星製造の効率化、製造機調整も可能な並行製造の実現を目指しております。当社グループが製造する人工衛星を構成する機器（コンポーネント）の中には、固有の仕様性から製造開発しているメーカーが非常に限られているものも存在しております。当社グループではコンポーネントの調達に際しては、性能や軌道上の技術的信頼性だけでなく、安定供給の観点からも仕入先の選定を検討し、複数社からの調達可能性を重視しております。

しかしながら、仕入先企業においての燃料価格の高騰、災害や感染症の発生・拡大等により、調達先の製造能力、世界規模のサプライチェーンの混乱や特定企業の財務状態の悪化・技術開発スケジュールの遅延等により、供給に問題が発生するなどの事象が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループは、人工衛星の製造に係る部品の一部について、他社に委託しており、当該委託先が部品品質や安定供給を確立できない場合、当社グループの提供する人工衛星の製造に遅延が生じる可能性があります。委託先の部品品質や安定供給の状況を、事前に予想することは困難であり、当社グループが完全に管理することは出来ません。特に、部品の中でも長納期部品の納品遅延等が生じた場合、当社グループの製造工程に遅延が生じる可能性があります。

当社グループでは、調達先における納品状況などを定期的に確認し、サプライチェーンに関するリスクの低減に努めておりますが、これらの問題が発生した場合、想定どおりの部品提供、サービスの提供を受けることができない可能性があります。特に希少部品の納品遅延が生じた場合には、代替部品の選定に時間を要する可能性もあるため、当社グループの衛星開発・製造計画を変更せざるを得ない可能性があります。その際には、当社グループの評判、事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 衛星の打上げにまつわるリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループでは、自社で小型衛星を開発・製造していますが、その打上げと軌道投入については外部のロケット打上げ事業者のサービスを利用しています。昨今の衛星に係る打上げの成功率は高くなっているものの、一定程度失敗が生じる可能性は避けることができず、また、打上げ時期について、打上げに必要な許認可の取得に想定以上の時間を要すること、打上げ時の天候や打上げ事業者側の都合等により遅延する可能性もあります。

これに対し、当社グループは衛星の打上げ事業者の選定に際しては、打上げ時期の当社グループ事業計画との整合性のみならず、打上げ実績及び打上げ頻度を重要な基準としており、また事業計画にあわせた打上げを実現するために打上げ業者とも定期的にコミュニケーションをとっております。加えて、打上げの失敗に係る損失を軽減するため、保険事業者が提供する打上げ保険にも加入をしております。

しかしながら実際に打上げが失敗し、又は打上げ時期が遅延した場合には、当初見込んでいた宇宙空間での小型衛星を利用した実証機会の喪失や、画像データの取得ができなくなることによる画像販売に関する機会損失が発生するなど、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、実証実験やAxelLiner事業におけるミッションの失敗や遅延等によって当社グループに対する評価が低下し、既存顧客との契約解除が増加し、新規顧客の獲得が困難となる可能性や、顧客からの損害賠償請求や契約に基づく補償請求など、保険では賄いきれない金額の損害を当社グループが負う可能性があります。これらの事態が発生した場合には、想定しているサービスの提供の時期が想定よりも大幅に遅れたり、提供を断念せざるを得なくなるなどにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 軌道上での衛星の故障について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループは創業以来11機の小型衛星の開発及び運用を通じて、設計寿命までの間ミッション運用を継続できる品質水準を担保するための手法・ノウハウを確立してまいりました。さらに、当社グループが運用する小型衛星については、比較的長期にわたって宇宙空間において運用することを想定しております。

しかしながら、製造工程中の瑕疵・欠陥部品等の内的要因、運用期間中の極めて厳しい宇宙環境にさらされることにより、想定外の太陽嵐やスペースデブリ等の宇宙環境に起因する外的要因、運用期間中の衛星管制上又は運用上の故障等で、人工衛星の機能不全又は機能低下を招く可能性があります。

当社グループでは衛星コンステレーションを構築することにより、運用中の衛星に故障が起きたとしても可能な限り短期間でバックアップを図る体制の構築を目指しておりますが、衛星運用中に上記のような不測の事態が起きた場合には、小型衛星設計段階での寿命を迎える前に、衛星の機能不全又は機能低下が引き起こされ、場合によっては稼働が停止することになります。

このような事態が生じた場合、地球観測衛星データ及び顧客が要求する水準の画像の提供が不可能になり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。さらに、当該衛星データからの収益が悪化することにより、衛星における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合には、減損損失等を計上する可能性があります、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、初期運用中の実証衛星「GRUS-3α」について軌道上で故障が起きた場合には、上記「(3) Axelliner事業における受注見込の遅延の可能性について」に記載したほか、既存顧客との契約解除、新規顧客の獲得が困難となる可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) AxellGlobeウェブサイトの安全性について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループが運営するウェブプラットフォームAxellGlobeでは、顧客の関心領域が登録されるため、これらの顧客の営業上の秘密情報の流出を防止するためにウェブサイトの稼働状況の監視体制の整備に加え、異常が生じた場合にはただちに検知する仕組みを構築しております。

しかしながら、万が一顧客情報が流出した場合には、当社グループが責任を問われる可能性があるほか、当社グループのサービスの信用力低下やイメージ悪化を招き、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 黒字化を達成及び維持できないリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：3年以内、影響度：大）

当社グループは、Axelliner事業にて小型衛星の開発・製造・打上げ後の運用に関して、打上げ機の手配や許認可の取得等の非技術的な手続きも含めてワンストップで顧客向け衛星プロジェクトの開発・運用サービスを提供、AxellGlobe事業にて当社グループが運用する地球観測衛星コンステレーションが取得した衛星画像を販売、又はそれらの画像を加工・分析して情報を抽出し、ソリューションとして顧客にサービス提供しており、両事業とも宇宙技術開発を主軸としております。このような宇宙技術の研究開発には多額の初期投資が必要となる傾向があり、投資回収期間は長期となる特徴があります。したがって、期間損益において損失が先行する傾向にあり、当社グループにおいても継続的に営業損失及び当期純損失を計上している状況です。

当社グループは、Axelliner事業及びAxellGlobe事業を通じて、将来の利益拡大を目指していますが、現在まで当期純損失を計上している状況であり、今後も研究開発に伴う投資が増加することにより、一定期間は損失が続く可能性があります。

また、既存の顧客契約の中途解約、想定顧客の獲得が遅延した場合、人工衛星製造の延期や研究開発プロジェクトの遅延、打上げの遅延や失敗が発生した場合には、想定どおりの収益達成や原価・経費管理が困難となり、黒字化達成が遅延し若しくは困難となり、又は黒字化達成後にそれを維持できなくなる可能性も想定されます。これらの要因により、当社グループの事業、業績及び財政状態に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(12) 「受注高」、「受注残高」及び「想定受注残総額」の数値について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社は本書において、セグメントごとの受注状況や将来の収益計上額を管理するための指標である「受注高」や「受注残高」を開示しております。今後、案件が進捗するに当たり契約条件や受注案件の計画の変更、又は定められた技術要件を満たさない等の事由により、サービス提供に応じて支払われる収入の一部が支払われない可能性があり、上記の「受注高」及び「受注残高」の一部が収益に計上されない可能性があります。加えて、当社は本書において、特定の連結会計年度、四半期連結累計期間、又は中間連結会計期間の末日時点において、契約締結には至っていないものの、競合の存在を認識していない等の理由により、当社グループによる受注が期待できると認識している「想定受注残総額」を開示しておりますが、当該金額は今後契約交渉が進む過程で当社グループが受注できない、又は、受注金額が当社グループの想定と異なる可能性があります。

(13) 特定の重要な外部パートナー及び顧客への依存について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期的に低

下、影響度：大)

当社グループのAxelLiner事業の顧客であるNEDOに対する売上は、2024年5月期には58.7%を占めております。本件は「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」を受託していることによるもので、2029年5月期以降の当該特定顧客に対する依存度は減少する予定です。

足元、当社グループは政府系案件を受託することが多いため、今後も上記NEDOの他、NICT等の政府系機関への依存度が高くなる時期が発生することがあります。

こうした政府系機関とは、複数の受託案件を通して継続的かつ安定した関係を構築してきておりますが、政府動向による案件の消滅や当社戦略の変更による取引の停止・縮小等の要因により、当社グループの業績に一定の影響を及ぼす可能性があります。

(14) 収益サイクルの長期化と収益未確保の営業活動のリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：数年以内、影響度：大)

当社グループは、持続的な成長を達成するため、従来から小型衛星の開発活動に継続的に投資をする必要があると考えており、今後も継続して研究開発活動を促進していく方針であります。

結果として継続的な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しておりますが、今後AxelLiner事業、AxelGlobe事業の両事業から生じる収益貢献により、営業損失が縮小、営業キャッシュ・フローが改善していく見込みです。

今後の研究開発活動については、その将来的な収益貢献に寄与する事を前提として、慎重に実施する予定ですが、想定していない開発コストの増加等が生じた場合、営業損益の黒字化に時間を要する可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、想定顧客の獲得に失敗した場合、技術開発や衛星製造における遅延、打上げの遅延や失敗が発生した場合等には、黒字化に時間を要する、若しくは困難となる可能性があります。

これらの要因により、当社グループの事業、業績及び財政状態に重要な影響が及ぶ可能性があります。

(15) 人材の確保・育成について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中)

当社グループの事業継続のために必要となるハードウェア及びソフトウェアの開発・製造・運用のために優秀なエンジニアを確保する必要がありますが、そのような人材の獲得競争が近年激化しております。

そのような環境の中、当社グループは外国籍社員にも働きやすい職場環境を整えることで、国内に限らず海外の市場からも積極的に人材を獲得して人材レベルを維持してまいりました。

しかしながら、当社グループが求める優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 内部管理体制の強化について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：数年以内、影響度：小)

当社グループの今後の事業運営及び業務拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図ることが必要不可欠であると認識しておりますが、事業規模の拡大に応じた内部管理体制の整備に遅れが生じた場合には、適切な事業運営を行うことができず、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループの業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底のための内部管理体制を充実・強化していく方針であります。

(17) 特定人物への依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中)

当社の代表取締役である中村友哉は、創業者であり、創業以来最高経営責任者として、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社グループの事業遂行において重要な役割を果たしております。当社グループは特定の人物に依存しない体制を構築すべく、役員への権限委譲や、取締役会などにおける情報の共有等を図っておりますが、何らかの理由により代表取締役の業務執行が困難になった場合やその他の経営陣及び重要な従業員が当社グループから離職する場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(18) 法的規制の厳格化及び改正について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大)

AxelGlobe事業のインフラを構成する地球観測衛星コンステレーションやAxelLiner事業において製造する人工衛星は、「宇宙活動法」「電波法」「外国為替及び外国貿易法（外為法）（輸出管理令を含む）」「衛星リモートセンシング法」「宇宙物体登録条約」「無線通信規則（ITU Radio Regulations）」といった法規制の対象となっております。重要法令については以下のとおりです。

宇宙活動法について、同法は人工衛星ごとに内閣総理大臣の許可を受けることとされているところ、当社グループは必要な許可を得ております。有効期限その他の期限はございませんが、人工衛星の管理を終了するとき

は、宇宙活動法第28条第1項に基づきあらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、終了措置を講じなければなりません。同法第30条1項各号に該当する場合は、許可は取り消されますが、通常の人工衛星の運用を行う限りにおいては、該当する可能性は極めて低いと考えます。

電波法については、電波法第13条に基づき、無線局（人工衛星局及び地球局）に対する免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定められており、再免許を受けることも可能となっております。電波法第5条に定める欠格事由（外国の法人又は団体、等）に該当する場合には、免許が与えられず、同法第75条1項に定める取消事由ともされておりますが、当社グループの場合、無線局免許は非上場会社である子会社に付与されており、役員はいずれも日本国籍者であることからこれに該当する可能性は極めて低いといえます。

なお、「外為法（輸出管理令を含む）」については、当社グループが事業上影響を受ける可能性のある事象は打上げる衛星等の輸出手続きが主であり、現在該当する事象は発生しておりません。「衛星リモートセンシング法」については、現時点では、同法が適用される人工衛星を運用しておりませんが、2028年5月期に打上げ予定の高分解能衛星の打上げ後は、同衛星において同法が適用される可能性があります。

また、当社グループは、宇宙に関連する事業を行う上での様々な規制も受けます。当社グループでは、すでに打上げが完了した小型衛星「GRUS-1」及び2025年6月24日（日本時間）に打上げた「GRUS-3α」に関して、適用法令上、必要となる許認可を取得しております。主な取得済みの許認可として、人工衛星の運用に関わる許可、無線免許に関わる許可、人工衛星に関わる許可（人工衛星の管理に係る許可、人工衛星の管理許可、宇宙物体登録）、輸出入管理に関わる許可（人工衛星及び測定機器類）の個別輸出許可、一般包括許可（輸出及び役務取引）、運用に関わる対応（監視システムSWライセンス、打上げ許可など）などがあります。上記以外にも、プロジェクト遂行に必要な許認可を事前に取得しておりますが、将来、当社グループの免許等が何らかの理由により取消し等になった場合には、当社グループの事業や業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、法令違反の要件及び主な許認可取消事由に該当する事象は発生しておりません。

本書提出日現在における、当社グループの事業活動に係る主な許認可等は以下のとおりであります。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2018年12月	人工衛星の管理許可 (GRUS-1)	内閣府	内閣総理大臣許可 (衛星18-005)	-	不正な手段による認可の取得や役員等の欠格条項に違反した場合は許可の取消
2020年11月	人工衛星の管理許可 (GRUS-1B)	内閣府	内閣総理大臣許可 (衛星20-016)	-	同上
2020年11月	人工衛星の管理許可 (GRUS-1C)	内閣府	内閣総理大臣許可 (衛星20-017)	-	同上
2020年11月	人工衛星の管理許可 (GRUS-1D)	内閣府	内閣総理大臣許可 (衛星20-018)	-	同上
2020年11月	人工衛星の管理許可 (GRUS-1E)	内閣府	内閣総理大臣許可 (衛星20-019)	-	同上
2025年4月	人工衛星の管理許可 (PYXIS-R) ※GRUS-3αの研究開発名称	内閣府	内閣総理大臣許可 (衛星25-009)	-	同上

取得年月	許認可等の 名称	所管官庁 等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な 許認可取消事由
2024年4月	無線局免許 (実験試験局)	総務省	総務大臣免許 (関実第40571号)	2029年5月9日 (5年毎の更新)	免許人である株式会社アクセルスペースの代表者又は役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものが、日本国籍を有しない人や外国法人となる時の免許の取消(外資規制)。なお、親会社である株式会社アクセルスペースホールディングスはこの外資規制の対象にならないことを総務省に確認しております。
2023年2月	無線局免許 (人工衛星局)	総務省	総務大臣免許 (関字第581号)	2027年11月30日 (5年毎の更新(注1))	同上
2023年2月	無線局免許 (人工衛星局)	総務省	総務大臣免許 (関字第591号)	2027年11月30日 (注1)	同上
2023年2月	無線局免許 (人工衛星局)	総務省	総務大臣免許 (関字第592号)	2027年11月30日 (注1)	同上
2023年2月	無線局免許 (人工衛星局)	総務省	総務大臣免許 (関字第593号)	2027年11月30日 (注1)	同上
2023年2月	無線局免許 (人工衛星局)	総務省	総務大臣免許 (関字第594号)	2027年11月30日 (注1)	同上

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2024年3月	無線局免許 (地球局)	総務省	総務大臣免許 (関地第60595号)	2028年11月30日	同上
2025年4月	無線局予備免許 (実験試験局)	総務省	総務大臣免許 (関通陸三第24-00092227号)	2025年10月1日	同上
2019年7月	宇宙物体登録	内閣府	2018 - 111Q	-	取消要件ではありませんが、停波・デオービット・軌道再突入時には「宇宙物体登録に係る届出マニュアル」変更届出が必要とされております。
2022年11月	宇宙物体登録	内閣府	2022 - 022B	-	同上
2022年11月	宇宙物体登録	内閣府	2022 - 022C	-	同上
2022年11月	宇宙物体登録	内閣府	2022 - 022D	-	同上
2022年11月	宇宙物体登録	内閣府	2022 - 022E	-	同上
2024年9月	一般包括役務取引許可	経済産業省	BIT-M-WGL-24-S10097	2027年9月15日	許可条件を満たさなくなった場合又は国政的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは許可の取消。
2023年8月	一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証	経済産業省	MBIT-WGL-23-S10108	2026年8月9日	同上

(注) 1. 法律上の期間の上限は5年となっておりますが、電波法施行規則により、人工衛星局ごとではなく、すべての衛星局が一斉に更新期を迎えることになります(一斉再免許)。直近では2027年11月30日に一斉再免許が予定されております。

上記以外に、製造業者が遵守すべき法令として、民法、製造物責任法、関税法、知的財産関連法(知的財産基本法、特許法、著作権法、不正競争防止法等)の適用を受けており、これらの法令等に違反した場合や社会的要請に反した行動等により法令による処罰・訴訟の提起・社会的制裁・事業停止命令等を受けた場合には、当社グ

ループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループはこれらの法令を遵守しており、今後も適宜所管官庁と適切に協議を重ねる等して適用法令を遵守してまいります。

しかし、今後新たな法令の制定や、既存法令の強化などが行われ、当社グループが運営する事業が規制の対象となるなど制約を受ける場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(19) 知的財産の侵害について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループは、特許権、著作権、商標権、その他知的財産権等の法令等の下、事業活動を行っており、現段階において事業及び業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。また、自社の技術やサービスに関わる特許権、商標権等の知的財産権を取得することにより自社の知的財産の保護を図るとともに、他者の知的財産権を侵害することのないよう知的財産調査を行う等、注意を払っております。

しかしながら、そうした対応に関わらず、権利侵害が発生し、訴訟等の紛争に至った場合、社会的信用の失墜、対応にかかる多額の経費発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 訴訟、係争について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループでは本書提出日現在において、業績に重大な影響を及ぼす訴訟や係争は生じておりません。ただし、今後何らかの事情によって、当社グループに関連する訴訟、係争が行われる可能性は否定できず、当該状況になった場合には、結果により当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 情報漏洩について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループでは、社員及び顧客の個人情報を取り扱っておりますが、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、社員に対する情報セキュリティ研修の実施等により、厳格な個人情報の管理の徹底を図っております。さらに、当社グループでは、地球観測衛星データを含む重要情報を保有しており、当該情報がシステム障害や第三者による不正アクセス等により流出した場合、及び当該情報の不適切な取扱いが発生した場合は、社会的信用の低下や損害賠償その他対応に係るコスト負担等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、大規模なサイバー攻撃を受けた場合、当該情報が流出するのみならず、地球観測衛星データの取得・提供サービスの運用に障害が生じる可能性があります。

当社グループでは、上記リスクへの対策として、社内ネットワークに接続できる機器をセキュリティソフトウェア導入済のものに限定すること、アクセス制御における多段階認証、統合されたID管理、クラウドサービスやWebへのアクセスを制限・監視するツールの導入などにより、厳格な情報管理を行っております。

しかしながら、現在想定している対策を講じても新技術を用いた高度なサイバー攻撃など、現在想定している対策を超える事態の発生により、技術流出やサービスに障害が発生する可能性があります。

こうした事態が生じた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、顧客の維持・獲得が困難になるほか、競争力の低下、損害賠償、セキュリティシステム改修のために多額の費用負担が発生する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(22) 資金調達リスクについて（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：1年以内、影響度：大）

当社グループにおいては、事業活動を維持拡大するために、今後も多額の研究開発投資が必要となり、また、想定を上回る投資の増加、事業環境の変化へ対応可能な資金確保が事業上重要となります。

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の当社グループビジョンである「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」の実現のために、2027年5月期に打上げ予定の「GRUS-3」及び高分解能衛星の開発・製造・運用技術への先行投資等、AxelLiner事業、AxelGlobe事業の両事業の様々な領域での研究開発の必要性が生じ、継続的な外部からの資金調達が必要となる可能性があります。

しかしながら、当社グループが将来において想定する資金調達ができない場合や、希望する条件での資金調達ができない場合等には、当社グループがキャッシュ・フロー不足に陥る可能性、事業を拡大・成長させるために必要な投資を行うことができない可能性や、当社が財務制限条項を遵守できなくなる可能性があり、これにより事業計画の一部を遅延又は断念することになり、当社グループの競争力に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、今後において継続的な外部からの資金調達が必要となる可能性があるところ、継続的な資金調達のために当社株主に希薄化をもたらす株式発行が繰り返し行われる可能性や借入による調達を行う場合には、財務制限条項その他の条項により、当社グループの事業活動が制約される可能性があります。

(23) 継続企業の前提に関する重要事象等について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：数年以内、影響度：低）

当社グループは、2025年5月期第3四半期連結累計期間において、継続的に営業損失を計上している状況にあ

り、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この主たる要因は、2027年5月期に打上げ予定の「GRUS-3」等の開発・製造・運用技術、AxelLiner事業、AxelGlobe事業の両事業における研究開発費の先行投資により、投資回収までに期間を要するためであります。

このような事象又は状況を解消するために、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のどおり、当社グループでは手元流動性確保のため、以下のとおり第三者割当増資、金融機関からの借入等で資金調達を実施しております。

2023年6月：株式会社三井住友銀行と極度借入2,000,000千円の借入契約を締結

(当第3四半期連結会計期間末の実行額：169,053千円)

2023年12月：総額6,240,597千円の第三者割当増資による調達

2024年9月：株式会社みずほ銀行と2,000,000千円の借入契約を締結

(当第3四半期連結会計期間末の実行額：321,966千円)

当該資金調達により当第3四半期連結会計期間末における現金及び預金の残高は2,013,895千円となっており、さらに2025年3月26日付で株式会社三井住友銀行と4,000,000千円の借入契約を締結し実行しています。また、本公募増資を含めた株式市場からの資金調達や銀行からの融資等を通して、資金調達手段の確保・拡充・多様化を図っております。

この結果、当面の事業運営に必要な資金を確保しているため、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

(24) 財務制限条項について (顕在化の可能性：中、顕在化の時期：3年以内、影響度：大)

当社グループの借入金のうち、2024年9月26日契約の株式会社みずほ銀行からの総借入枠20億円、及び2025年3月26日契約の株式会社三井住友銀行からの借入40億円には、以下の財務制限条項が付されておりますが、2025年2月末時点で当該条項に抵触しておりません。しかしながら、当社が将来において財務制限条項に抵触した場合、当社の期限の利益を喪失させる権利を行使した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当第3四半期連結会計期間末において連結貸借対照表の純資産が3,911,858千円であり、2025年5月末時点においても連結貸借対照表の純資産を正の数値で維持する予定であります。今後、上場時点のエクイティ調達額が30億円を下回る場合、財務制限条項に抵触する可能性があります。

(借入1) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：設備資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：7年

コミットメント期間：2024年9月30日～2026年9月30日

返済期限：2031年9月30日

担保設定：打上保険等で当社が有する保険金請求債権

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

(借入2) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利

契約期間：1年(2回の期間1年の延長オプション)

返済期限：2025年9月30日

担保設定：無担保・無保証

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。

- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

（借入3）主要な契約条件：

借入先：株式会社三井住友銀行

借入額：4,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：4年

返済期間：2026年4月28日～2029年3月28日

最終返済期限：2029年3月28日

担保設定：無担保

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること
- b. 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること
- c. 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること
- d. 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、または30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと

また、当社グループは今後も更なる成長のために旺盛な資金需要があり、その手段として追加的に金融機関からの借入その他の負債性の資金調達を行う可能性があります。係る資金調達を行う場合には、多額の支払利息の負担及び信用リスクの拡大により当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、借入契約等において、連結財務諸表における利益や純資産の維持、一定の現預金やキャッシュ・フローの確保等に関する財務制限条項が付されることがあり、仮に条項に違反した場合には、当該契約の期限の利益を喪失することが予測され、当社グループの存続に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 公募増資による調達資金使途について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：数年以内、影響度：中）

東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資により調達した資金の使途につきましては、主に自社人工衛星の開発・製造に係る運転資金等に充当する予定であります。しかし、当社グループが属する業界の急速な変化により、当初の計画どおりに資金を使用した場合でも、想定どおりの投資効果をあげられない可能性があります。また、当社グループを取り巻く経営環境の変化に伴い、当該資金が想定どおりの使途に充当されない可能性があります。当該リスクを踏まえ、当社グループを取り巻く経営環境の変化について適時その動向を注視し、公募増資による調達資金の使途が変更になった場合には、適時適切に開示を行います。

(26) 有利子負債について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループは、事業規模拡大に伴い必要となる「GRUS-3」や高分解能衛星をはじめとする自社衛星の開発・製造を行うための設備投資資金を、自己資金及び金融機関から調達した有利子負債等によって賄っております。当社グループの連結有利子負債残高は、第5期連結会計年度末において888,218千円となっており、総資産に占める有利子負債への依存度は、第5期連結会計年度末において12.1%となっております。また、第6期第3四半期連結会計期間末において当社グループの連結有利子負債残高は、1,141,020千円、総資産に占める有利子負債への依存度は19.4%であり、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (3) 重要な資金の借入に関する契約」に記載のとおり、三井住友銀行より2025年3月26日付で4,000,000千円の借入契約を締結しておりますため、有利子負債依存度は高まる見込みです。現在の金利水準が変動する場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後金融情勢の急速な変化、急激な金利上昇等何らかの理由により十分な資金が調達できない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、上記リスクに対して、金融機関との関係性を継続的に維持・強化し事業拡大に必要な融資の獲得と金利変動リスクを低減するとともに、現状では財務安全性を最優先に考え、資金使途を詳しく吟味したうえで、当社グループ全体の資金使途に応じて事業資金の調達・運用を実施しております。

(27) 為替相場の変動について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループでは、衛星部品の一部を海外より購入しており、また衛星の打上げについて海外業者を利用しております。一方、売上については一部海外との取引があるものの、当社グループの資金調達は日本円が重要な部分を占めることが想定されるため、急激な為替相場の変動、特に円安が進んだ場合には、衛星部品の購入等で使用可能な金銭の額が実質的に目減りすることや、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(28) システムリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

当社グループは、業務運営に必要な情報システムについて適正に管理し効率的な運用を図っておりますが、予期せぬサイバー攻撃、コンピュータウイルス、ソフトウェアやハードウェアの障害、自然災害、その他不測の事態が生じることなどによりシステムトラブルが発生した場合や、第三者によるデータの不正使用等が生じた場合には、当社グループの事業及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(29) 配当政策について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：小）

当社グループは、株主に対する利益還元と、健全な財務体質及び競争力の強化を経営上の重要課題としております。現状において当社グループは成長過程にあり内部留保が充実しているとはいえないため、創業以来配当を行っていません。また、現時点では将来の成長のための研究開発投資等に充当し、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(30) 自然災害等について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：大）

大規模な地震や、台風、洪水及び宇宙天気の変動などの自然災害、伝染病の蔓延や事故、テロや戦争による国際政治の混迷、資本市場の混乱による経済危機等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、衛星の打上げ施設や部品サプライヤーが自然災害等により損害を被った場合にも、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(31) 税務上の繰越欠損金について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

第5期事業年度末には、子会社に税務上の繰越欠損金が存在しており、将来における法人税等の税負担が軽減されることが予想されます。ただし、将来において当該繰越欠損金が解消又は失効した場合は、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、当社グループの当期純利益及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

(32) 業績の季節的変動について（顕在化の可能性：大、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループの四半期ごとの収益は、受託案件の納品・検収タイミングやプロジェクトの進捗状況などの要因により大きく変動する可能性があり、特に第4四半期において売上高が多額となる傾向にあります。当社グループでは、当該季節的要因及び過年度実績を踏まえた業績予測・利益計画の策定に努めているものの、プロジェクトの計画遅延、予期せぬ問題の発生などにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(33) 四半期或いは事業年度の収益変動による株価変動リスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループの収益は、様々な要因により四半期或いは事業年度ごとに大きく変動する可能性があります。例えば、受注案件における進捗状況や打上げなどのイベントの発生、人工衛星の故障など予期せぬ問題の発生、経済や市況の悪化などの要因により、当社グループの収益は影響を受ける可能性があります。

また、政府系案件においては、プロジェクト期間中に実施される審査の結果や開発進捗を踏まえた計画変更の発生などにより、プロジェクトに関連する収益の減少が生じた場合、当社グループの収益に大きな影響を及ぼす可能性があります。

これらの収益変動の結果、収益が市場の期待を下回る水準となった場合、当社の株価は大きく下落する可能性があります。

(34) 減損損失に関するリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループでは、事業の遂行において、人工衛星やその製造設備、ソフトウェアなどの無形固定資産などのさまざまな資産に投資を行う可能性があります。連結貸借対照表に計上された固定資産については、市場や競争環境の変化などの影響により、減損の兆候が認められ、減損損失の認識をすべきと判定される可能性があります。減損損失を計上する場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(35) 株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：特定時期無し、影響度：中）

当社グループの事業においては、将来の研究開発活動の拡大により、増資を含めた機動的な資金調達を実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社グループでは当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の従業員に対し、当社グループの長期的な業績向上のインセンティブとして、ストック・オプションを付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は5,396,000株であり、発行済株式総数43,390,000株の12.44%に相当しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式価値が希薄する可能性があります。

(36) ベンチャーキャピタル等の株式所有割合に伴うリスクについて（顕在化の可能性：高、顕在化の時期：数年以内、影響度：大）

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）の所有割合は本書提出日現在59.5%であります。当社の株式公開後において、当社の株式の株価推移によっては、ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性が考えられ、その場合には、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

① 財政状態の状況

第5期連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ4,480,752千円増加し、7,353,280千円（前期比156.0%増）となりました。これは主に第三者割当増資による新株発行に伴う資金調達などにより現金及び預金が3,687,401千円増加したこと、及び高額部材の発注や2027年5月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」のロケットの打上げ契約締結に伴う支払により、前渡金が1,391,400千円増加した一方で、主に減損損失の計上により固定資産が821,574千円減少したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ1,414,434千円増加し、2,376,652千円（前期比147.0%増）となりました。これは主に補助事業の概算額の受取により前受金が746,827千円増加したこと及びプロジェクト損失引当金を299,669千円計上したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ3,066,318千円増加し、4,976,627千円（前期比160.5%増）となりました。これは主に第三者割当増資（シリーズD）に伴う資本金及び資本準備金の増加6,240,597千円、並びに親会社株主に帰属する当期純損失3,174,278千円の計上によるものであります。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

（資産）

当中間連結会計期間末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ697,913千円減少し、6,655,367千円となりました。これは主に、2027年5月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」の開発・製造のための部材の納品や発注に伴う前払などにより原材料及び貯蔵品が483,756千円、前渡金が600,349千円増加した一方で、現金及び預金が1,771,047千円減少したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ314,872千円減少し、2,061,780千円となりました。これは主に、契約負債が183,240千円増加したことや、2024年9月26日に締結したみずほ銀行との借入契約の実行により長期借入金が263,275千円増加した一方で、前受金が574,570千円、短期借入金が102,883千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ383,040千円減少し、4,593,586千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失により利益剰余金が385,160千円減少したことによるものであります。

第6期第3四半期連結累計期間（自2024年6月1日 至2025年2月28日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,482,217千円減少し、5,871,062千円となりました。これは主に、2027年5月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」の開発・製造のための部材の納品や発注に伴う前払などにより原材料及び貯蔵品が536,023千円、前渡金が980,759千円増加し、また本社オフィスの賃貸契約の締結により敷金及び保証金が76,975千円増加した一方で、現金及び預金が3,128,488千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ417,448千円減少し、1,959,204千円となりました。これは主に、2024年9月26日に締結したみずほ銀行との借入契約の実行により長期借入金が321,966千円増加した一方で、前受金が461,626千円、プロジェクト損失引当金が264,843千円減

少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,064,769千円減少し、3,911,858千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失により利益剰余金が1,066,889千円減少したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第5期連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、従来人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指しています。

当該ビジョンを達成するために、当社グループは、顧客ニーズに応じた小型衛星の開発・製造・各種手配から運用までをワンストップで提供するAxelLiner事業、及び独自の地球観測衛星網から得られるデータを用いて各種サービスを提供するAxelGlobe事業の2事業を運営しております。

当連結会計年度における当社グループのAxelLiner事業は、当社グループの多用途に対応できる小型衛星技術の影響で大型受注も生じ、売上に貢献しております。

更に2019年5月に開始した地球観測プラットフォームAxelGlobeに対する認知度が徐々に高まり、その顧客数及び撮影実績は堅調に増加いたしました。既存顧客の維持拡大と、並行して様々な人工衛星データの利活用が進み、国内顧客が増加したことにより売上高は増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べて797,066千円増加し2,110,676千円（前期比60.7%増）となったものの、必要機器・部材購入に伴う売上原価及び研究開発費の増加、積極的な採用活動に伴う人件費の増加により、営業損失は2,538,094千円（前期は1,735,264千円の営業損失）となりました。

また、補助金収入の53,590千円の計上等により経常損失は、2,509,711千円（前期は1,330,384千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は、3,174,278千円（前期は1,342,316千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(a) AxelLiner事業

当セグメントにおきましては、政府系機関からの委託試験研究の進捗が貢献し、売上高は1,719,164千円となりました。一方、小型衛星に関する研究開発費の計上により、セグメント損失は1,233,831千円となりました。

(b) AxelGlobe事業

当セグメントにおきましては、主に既存顧客の維持拡大や国内顧客の増加などにより、売上高は391,511千円となりました。一方、営業活動にともなう販売管理費やサービス開発のための研究開発費の計上によりセグメント損失は614,153千円となりました。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

当中間連結会計期間における当社グループのAxelLiner事業では、主に政府系機関からの委託試験研究が進捗し、売上に貢献しております。また、NEDO（2023年度～2026年度）による「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業者として、小型衛星の量産化を見据えた設計の汎用化、製造の効率化、運用の自律化・自動化についての実証を進めております。

AxelGlobe事業においては、主に既存顧客の維持拡大が進んだことや経済産業省からの委託研究案件の進捗などにより、売上高が増加いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は921,637千円、営業損失は1,119,116千円、経常損失は359,644千円、親会社株主に帰属する中間純損失は385,160千円となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(a) AxelLiner事業

当セグメントにおきましては、政府系機関からの委託試験研究の進捗が貢献し、売上高は761,073千円となりました。また、NEDOからの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業につき、補助金収入の計上があったことにより、セグメント利益は268,563千円となりました。

(b) AxelGlobe事業

当セグメントにおきましては、主に既存顧客の維持拡大や経済産業省からの委託試験研究の進捗により、売上高は160,564千円となりました。一方、営業活動にともなう販売管理費やサービス開発のための研究開発の計上によりセグメント損失は267,767千円となりました。

第6期第3四半期連結累計期間（自2024年6月1日 至2025年2月28日）

当社の事業展開する宇宙業界では、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置され、10年で1兆円という大規模な支援を目指す「宇宙戦略基金」の第1期技術開発テーマが採択されております。加えて、防衛省の令和7年度予算要求において「衛星コンステレーションの構築」（2,832億円）が公表されるなど、わが国において宇宙産業を成長産業とするための政府の取組みも具体化しております。

このような状況下において、当第3四半期連結累計期間における当社グループでは、AxelLiner事業及びAxelGlobe事業のいずれも堅調に進捗した結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,234,519千円、営業損失は1,750,887千円、経常損失は994,990千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,066,889千円となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(a) AxelLiner事業

当セグメントにおきましては、政府系機関からの委託試験研究の進捗が貢献し、売上高は1,026,341千円となりました。また、NEDOからの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業につき、補助金収入の計上があったことにより、セグメント利益は98,777千円となりました。

(b) AxelGlobe事業

当セグメントにおきましては、主に既存顧客の維持拡大や経済産業省からの委託試験研究の進捗により、売上高は208,178千円となりました。一方、営業活動にともなう販売管理費や2027年5月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」の開発のための研究開発費の計上によりセグメント損失は516,732千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第5期連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,887,401千円増加し、当連結会計年度末には4,242,383千円（前期比213.1%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、減少した資金は、2,579,367千円（前期は1,229,022千円の支出）となりました。これは主に、増加要因として減価償却費355,973千円を計上したこと及び減損損失649,817千円を計上したこと、前受金及び契約負債の増加額716,441千円があった一方で、減少要因として税金等調整前当期純損失3,159,680千円（前期は1,329,988千円の税金等調整前当期純損失）を計上したこと及び前渡金の増加額1,391,400千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は980,814千円（前期は40,558千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出178,889千円及び定期預金の預入による支出800,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は6,434,453千円（前期は926,759千円の収入）となりました。これは主に第三者割当増資による株式の発行による収入6,218,755千円によるものであります。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,771,047千円減少し、当中間連結会計期間末には2,471,336千円となりました。

当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は、1,841,993千円となりました。これは主に、増加要因として前受金及び契約負債の増加額344,358千円があった一方で、減少要因として税金等調整前中間純損失383,280千円を計上したこと、補助金収入735,688千円、棚卸資産の増加額483,756千円及び前渡金の増加額600,349千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は19,235千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出14,319千円及び無形固定資産の取得による支出4,915千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は102,512千円となりました。これは主に短期借入金の純減少額が102,883千円であった一方で、長期借入れによる収入が203,275千円であったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当連結会計年度、当中間連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

計上区分	セグメント の名称	第5期連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)				第6期中間 連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)		第6期第3四半期 連結累計期間 (自2024年6月1日 至2025年2月28日)	
		受注高 (千円)	前年同期 比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期 比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
売上高	AxelLiner 事業	5,265,550	134.1	6,965,718	197.8	2,090	6,206,734	7,715	5,947,441
売上高	AxelGlobe 事業	519,984	312.6	123,687	1,679.4	68,738	31,860	104,897	20,762
補助金	AxelLiner 事業	260	0.0	2,698,485	91.8	—	1,962,537	—	1,962,537
	合計	5,785,794	82.3	9,787,890	151.3	70,828	8,201,132	112,612	7,930,740

- (注) 1. 第5期連結会計年度において、受注実績に著しい変動がありました。これはAxelLiner事業の受注高及び受注残高については、第5期連結会計年度にNEDOによる「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」等の政府系機関からの大型委託研究の受注があったことによるものです。一方、AxelGlobe事業の受注高及び受注残高については、第5期連結会計年度において、経済産業省からの委託試験研究である「多種衛星のオンデマンドタスキング及びデータ生産・配信技術の研究開発」の受注があったことによるものです。
2. 受注高は、当連結会計年度、当中間連結会計期間、又は当第3四半期連結累計期間内に締結された契約金額をいいます。計上区分が売上高である受注残高は、当連結会計年度、当中間連結会計期間、又は当第3四半期連結累計期間までの全期間における受注高の合計額のうち、当連結会計年度末、当中間連結会計期間末、又は当第3四半期連結会計期間末までに収益に未計上のものをいいます。今後、案件が進捗するに当たり契約条件の変更、又は定められた技術要件を満たさない等の事由により、上記の受注残高の一部が収益に計上されない可能性があります。また、計上区分が補助金である受注残高については、第4期連結会計年度において当社を選定企業として選定する旨の選定結果通知書をNEDOから受けた、「宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星バスの開発・実証支援）」に係る金額のうち、当該連結会計年度又は中間連結会計期間までに補助金収入に未計上のものをいいます。今後、案件の進捗や実証内容により受注残高の一部が補助金収入として計上されない可能性があります。
3. 上記の受注残高とは別に、第5期連結会計年度の末日時点において、契約の締結には至っていないものの、当社グループで受注が期待できると認識している「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」に係る想定受注残総額としては、4,220,275千円を見込んでおります。当該受注は、今後契約交渉が進む過程で受注金額が当社グループの想定と異なる可能性があります。

c. 販売実績

当連結会計年度、当中間連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	第5期連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)		第6期中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)	第6期第3四半期連結累計期間 (自2024年6月1日 至2025年2月28日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	金額(千円)
Axelliner事業(千円)	1,719,164	169.3	761,073	1,026,341
AxelGlobe事業(千円)	391,511	131.4	160,564	208,178
合計(千円)	2,110,676	160.7	921,637	1,234,519

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 第5期連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これはAxelliner事業の販売実績については、第5期連結会計年度にNEDOによる「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」等の政府系機関からの大型委託研究の売上があったことによるものです。一方、AxelGlobe事業の販売実績については、第5期連結会計年度において、既存顧客の維持拡大が進んだことや経済産業省からの委託試験研究である「多種衛星のオンデマンドタスキング及びデータ生産・配信技術の研究開発」の売上があったことによるものです。

3. 最近2連結会計年度、当中間連結会計期間、当第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	第4期連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)		第5期連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)		第6期中間 連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)		第6期第3四半期 連結累計期間 (自2024年6月1日 至2025年2月28日)	
	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)
国立研究開発 法人新エネル ギー・産業技 術総合開発機 構(NEDO)	4,520	0.3	1,239,099	58.7	719,800	78.1	855,797	69.3
国立研究開発 法人情報通信 研究機構 (NICT)	676,348	51.5	277,301	13.1	38,832	4.2	167,059	13.5
経済産業省	—	—	128,118	6.1	100,462	10.9	102,455	8.3
Space BD株式 会社	216,946	16.5	—	—	—	—	—	—

(注) 販売実績の総販売実績に対する割合が、100分の10未満の相手先については記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表作成のための会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりであります。

(一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)

当社グループでは、一部の売上について、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用しております。当該売上高は、原価総額の見積額に対する発生原価の割合(原価比例法)により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しておりますが、原価総額の見積りについては、契約変更や見積りの前提条件の変動によっ

て影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第5期連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べて797,066千円（60.7%）増加し、2,110,676千円となりました。これは主に、AxelLiner事業においてNEDOから受託している委託試験研究が進捗したことや、AxelGlobe事業において既存顧客の維持拡大が進んだことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べて1,080,164千円（83.1%）増加し、2,380,029千円となりました。これは主に、AxelLiner事業の委託試験研究サービスにおける必要機器・部材購入に伴い増加したことによるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて519,731千円（29.7%）増加し、2,268,741千円となりました。これは主に、人員の増加に伴う管理費用の増加や「PYXIS」の打上げに伴う研究開発費の増加によるものであります。

その結果、営業損失は2,538,094千円（前年同期は1,735,264千円の営業損失）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当連結会計年度の営業外収益は、主に東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社からの助成金を補助金収入として計上したことにより、68,132千円となりました。

また、営業外費用は、主に資金調達に伴う株式交付費の計上や借入残高の増加に伴う支払利息により、39,749千円となりました。

その結果、経常損失は2,509,711千円（前年同期は1,330,384千円の経常損失）となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前当期純損失)

特別利益は、計上しておりません。また、特別損失は、固定資産除却損151千円及び減損損失649,817千円を計上しております。

その結果、税金等調整前当期純損失は3,159,680千円（前年同期は1,329,988千円の税金等調整前当期純損失）となりました。

(法人税等、親会社株主に帰属する当期純損失)

法人税等は、主に当社における法人所得税の計上により、14,597千円となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は3,174,278千円（前年同期は1,342,316千円の当期純損失）となりました。

なお、セグメントごとの業績については、以下のとおりであります。

AxelLiner事業

売上高は、1,719,164千円（前期比69.3%増）、1,233,831千円のセグメント損失（前期は287,268千円のセグメント損失）となりました。

AxelGlobe事業

売上高は、391,511千円（前期比31.4%増）、614,153千円のセグメント損失（前期は528,433千円のセグメント損失）となりました。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

（売上高）

当中間連結会計期間の売上高は、921,637千円となりました。これは主に、AxelLiner事業において政府系機関から受託している委託試験研究が進捗したことや、AxelGlobe事業において既存顧客の維持拡大が進んだことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当中間連結会計期間の売上原価は、899,156千円となりました。これは主に、AxelLiner事業の委託試験研究サービスにおける必要機器・部材購入に伴い増加したことによるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費は、1,141,597千円となりました。これは主に、小型衛星の量産化を見据えた設計の汎用化、製造の効率化、運用の自律化・自動化についての実証である「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」等の研究開発費等によるものであります。

その結果、営業損失は1,119,116千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常損失）

当中間連結会計期間の営業外収益は、838,356千円となりました。これは主に、NEDOからの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」に関する補助金収入によるものであります。

営業外費用は、78,884千円となりました。これは主に、資金調達費用を計上したことによるものであります。

その結果、経常損失は359,644千円となりました。

（特別利益、特別損失、税金等調整前中間純損失）

当中間連結会計期間の特別利益は、計上しておりません。また、特別損失は、減損損失23,635千円を計上しております。

その結果、税金等調整前中間純損失は383,280千円となりました。

（法人税等、親会社株主に帰属する中間純損失）

当中間連結会計期間の法人税等は、1,880千円となりました。

その結果、親会社株主に帰属する中間純損失は385,160千円となりました。

なお、セグメントごとの業績については、以下のとおりであります。

AxelLiner事業

売上高は、761,073千円、268,563千円のセグメント利益となりました。

AxelGlobe事業

売上高は、160,564千円、267,767千円のセグメント損失となりました。

第6期第3四半期連結累計期間（自2024年6月1日 至2025年2月28日）

（売上高）

当第3四半期連結累計期間の売上高は、1,234,519千円となりました。これは主に、AxelLiner事業において政府系機関からの委託試験研究が進捗したことや、AxelGlobe事業において既存顧客の維持拡大や経済産業省からの委託試験研究が進んだことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期連結累計期間の売上原価は、1,143,953千円となりました。これは主に、AxelLiner事業の委託試験研究サービスにおける必要機器・部材購入に伴い増加したことによるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、1,841,454千円となりました。これは主に、AxelLiner事業の小型衛星の量産化を見据えた設計の汎用化、製造の効率化、運用の自律化・自動化についての実証である「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」及びAxelGlobe事業の2027年5月期に打上げを予定している中分解能衛星「GRUS-3」等の研究開発費等によるものであります。

その結果、営業損失は1,750,887千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当第3四半期連結累計期間の営業外収益は、841,205千円となりました。これは主に、NEDOからの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」に関する補助金収入によるものであります。

営業外費用は、85,308千円となりました。これは主に、資金調達費用を計上したことによるものであります。その結果、経常損失は994,990千円となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前四半期純損失)

当第3四半期連結累計期間の特別利益は、計上しておりません。また、特別損失は、減損損失68,685千円を計上しております。

その結果、税金等調整前四半期純損失は1,063,676千円となりました。

(法人税等、親会社株主に帰属する四半期純損失)

当第3四半期連結累計期間の法人税等は、3,213千円となりました。

その結果、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,066,889千円となりました。

なお、セグメントごとの業績については、以下のとおりであります。

AxelLiner事業

売上高は、1,026,341千円、98,777千円のセグメント利益となりました。

AxelGlobe事業

売上高は、208,178千円、516,732千円のセグメント損失となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループのキャッシュ・フローの分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループにおける主な資金需要としては、AxelLiner事業の運転資金及びAxelGlobe事業のインフラ設備である自社衛星「GRUS-3」及び高分解能衛星の開発・製造費用であります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、必要に応じて株式発行による資金調達や金融機関からの借入等の最適な方法による資金調達にて対応する方針であります。

資金の流動性については、「3 事業等のリスク(22)資金調達リスクについて」及び「(24)財務制限条項について」に記載のとおりであります。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載しております。

⑤ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりです。

以下に、各期における重要な経営指標の分析を記載します。

第5期連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

a. 売上高、総収入(売上高と補助金収入の合算額)

売上高は、前連結会計年度に比べて797,066千円(60.7%)増加し、2,110,676千円となりました。これは主に、AxelLiner事業本部において、NEDOより委託されている「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」や、NICTより委託されている「Beyond 5G 次世代小型衛星コンステレーション向け電波・光ハイブリッド通信技術の研究開発」が進捗したことや、AxelGlobe事業本部において、既存顧客の維持拡大が進んだことや経済産業省からの委託案件を受注したことにより増加しているものです。

総収入は、前連結会計年度に比べて471,739千円(27.9%)増加し、2,164,266千円となりました。これは主に、売上高増によるものであります。

b. 衛星打上げ機数(AxelLiner事業)

2024年3月にAxelLinerの実証衛星初号機となる「PYXIS」の打上げを行いました。なお、「PYXIS」は打上げ

後、軌道投入に成功しましたが、電源供給システムの故障が発生し、通信が断絶したことから運用終了しております。

c. 衛星運用機数（AxelGlobe事業）

「GRUS-1A～E」の5機体制による運用を継続しております。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

a. 売上高、総収入（売上高と補助金収入の合算額）

売上高は921,637千円となりました。これは主に、AxelLiner事業本部において、引き続きNEDOより委託されている「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」や、NICTより委託されている「Beyond 5G 次世代小型衛星コンステレーション向け電波・光ハイブリッド通信技術の研究開発」が進捗したこと、AxelGlobe事業本部において、既存顧客の維持拡大が進んだことや経済産業省からの委託案件が継続していることにより増加しているものです。

総収入は1,657,325千円となりました。これは主に、売上高増及び「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」に係る補助金収入によるものであります。

b. 衛星打上げ機数（AxelLiner事業）

当中間連結会計期間において、打上げた衛星はありません。

c. 衛星運用機数（AxelGlobe事業）

「GRUS-1A～E」の5機体制による運用を継続しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自2024年6月1日 至2025年2月28日）

a. 売上高、総収入（売上高と補助金収入の合算額）

売上高は1,234,519千円となりました。これは主に、AxelLiner事業本部において、引き続きNEDOより委託されている「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」や、NICTより委託されている「Beyond 5G 次世代小型衛星コンステレーション向け電波・光ハイブリッド通信技術の研究開発」が進捗したこと、AxelGlobe事業本部において、既存顧客の維持拡大が進んだことや経済産業省からの委託案件が継続していることにより増加しているものです。

総収入は1,970,467千円となりました。これは主に、売上高増及び「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」に係る補助金収入によるものであります。

b. 衛星打上げ機数（AxelLiner事業）

当第3四半期連結累計期間において、打上げた衛星はありません。

c. 衛星運用機数（AxelGlobe事業）

「GRUS-1A～E」の5機体制による運用を継続しておりましたが、現在は姿勢制御に不具合が発生したGRUS-1Eの商用運用を停止しており、4機体制でコンステレーションを運用しております。なお、当社ウェブサイトで公表しているとおり、GRUS-1Eについては復旧作業を進めた結果、2025年3月31日時点で画像データの取得が可能な状態に復旧しており、本書提出日現在、商用運用の再開に向けた準備を進めております。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 重要な資産の貸与を受けている契約

契約会社名	契約締結先	目的物	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	福井県民衛星技術 研究組合	人工衛星 1 機 (GRUS-1D)	2019年 3 月12日	人工衛星貸与	2019年 3 月12日から 2026年 3 月21日まで

(2) 重要なサービスの提供を受けている契約

契約会社名	契約締結先	国名	サービス	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	スカパーJSAT株式会社	日本	地上局サービス	2024年 9 月28日 (原契約は2018年 9 月28日)	JSAT地上局（茨城）を利用した通信サービスの利用	2024年 9 月28日から 2026年 9 月27日まで ※株式会社アクセルスペースに 2 年の更新オプション
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	コングスバーク・サテライト・サービス・エーエス (KSAT)	ノルウェー	地上局サービス	2024年 5 月 7 日 (原契約は2021年 2 月 9 日)	スバルバード地上局（ノルウェー）を利用した通信サービスの利用	2024年 5 月 7 日から 2026年 5 月22日まで ※株式会社アクセルスペースに 2 年の更新オプション
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	スペースエクスプロレーションテクノロジーズ (SpaceX)	アメリカ	打上げサービス	2022年 6 月23日	衛星打上げ契約（1機分）	2022年 6 月23日から 打上げ業務終了まで。現時点では2028年 1 月 1 日から2028年 3 月31日の打上げ期間を予定
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	EXOLAUNCH GmbH	ドイツ	打上げサービス	2024年 3 月29日	衛星打上げ契約（7機分）	2026年 1 月 1 日から 7 月31日までの期間中のうち打上げを予定
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	スペースエクスプロレーションテクノロジーズ (SpaceX)	アメリカ	打上げサービス	2025年 2 月13日	衛星打上げ契約（2機分）	2025年 2 月13日から 打上げ業務終了まで。現時点では2028年 2 月 1 日から4月 1 日の打上げ期間を予定
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	スペースエクスプロレーションテクノロジーズ (SpaceX)	アメリカ	打上げサービス	2025年 2 月18日	衛星打上げ契約（2機分）	2025年 2 月18日から 打上げ業務終了まで。現時点では2028年 1 月 1 日から3月 31 日の打上げ期間を予定
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	株式会社ミスマ、由紀ホールディングス株式会社、キャリムエンジニアリング株式会社	日本	宇宙機製造サービス	2023年 7 月28日	宇宙機製造アライアンスメンバー企業との契約	2023年 7 月28日から 1 年ごとに自動更新
株式会社アクセルスペース (連結子会社)	由紀ホールディングス株式会社	日本	製造委託	2023年 8 月22日	人工衛星の製造委託業務	2023年 8 月22日から 2026年 8 月21日

契約会社名	契約締結先	国名	サービス	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社アクセル スペース (連結子会社)	株式会社ミスミ	日本	部品販 売・加工 委託	2022年3月22日	AxelLiner事業 に関する製品供 給加工に関する 協業	2022年3月22日から 1年ごとに自動更新
株式会社アクセル スペースホールデ ィングス(当社) 及び 株式会社アクセル スペース (連結子会社)	三井物産株式会 社 及び 三井物産エアロ スペース株式会 社	日本	協業検討	2024年3月	安全保障関連事 業に関する覚書	2024年3月27日から 2026年3月31日

(3) 重要な資金の借入に関する契約

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、株式会社みずほ銀行からの借入を実行することを決議し、2024年9月26日付で極度借入2,000,000千円の借入契約を締結しております。また、2025年3月17日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行からの借入を実行することを決議し、2025年3月26日付で4,000,000千円の借入契約を締結しております。

なお、当該借入契約の詳細については、「3 事業等のリスク (24)財務制限条項について」をご参照ください。

6【研究開発活動】

第5期連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

当社グループは、衛星データプラットフォームにおいて新たな価値を提供すべく、ソフトウェアの研究開発を行っております。また、人工衛星のハードウェアにおいても、新たなサービス提供の可能性を探るべく、人工衛星のバスシステム、コンポーネント及びミッションのそれぞれについて研究開発活動を行っております。

これらの研究開発活動は、それぞれの事業部において業務の一環として、小型衛星の設計・製造・運用技術に関する研究開発をAxelLiner事業本部で、衛星データプラットフォームのソフトウェアやデータ利用を加速させるためのソリューション開発に加えて小型衛星に搭載するミッション機器に関する研究開発をAxelGlobe事業本部で実施しております。

当連結会計年度において、一般管理費に計上している研究開発費は1,276,149千円であります。セグメントごとの研究開発活動状況は次のとおりであります。

(1) AxelLiner事業

AxelLiner事業においては、小型衛星の製造事業者が増加傾向にある中、より速く、より低コストで製造する技術が競争優位性につながります。そのような環境の中、当社グループは、顧客の発注の都度ゼロベースで人工衛星の設計開発を行うのではなく、人工衛星のバス部分はなるべく同一のものを活用できるような汎用バスシステムの開発を進めております。同バスシステムが完成すれば、より短期間かつ低コストでの人工衛星の開発を実現しつつ、ミッション部については顧客ニーズに合わせた独自機器を搭載できる体制を確立することができます。

汎用バスシステムの詳細については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(2) 経営戦略等 2. AxelLiner事業」をご参照ください。

このような活動の結果、当セグメントにおける研究開発費の金額は1,024,998千円となりました。

(2) AxelGlobe事業

AxelGlobe事業においては、ウェブプラットフォームにて「GRUS-1」で撮影をした衛星画像を提供しておりますが、撮影されたデータがそのまま掲載されているのではなく、地上システムにて各種の処理を行った上で画像製品として提供しています。当該システムの巧拙が画像処理の速さや精度に影響を及ぼし、ひいてはサービスレベルとして現れます。そこで、当社グループは、より効率的に画像を処理するための画像処理システムを開発すべく、開発活動を行っております。

また、同事業においては、衛星画像の提供にとどまらず、衛星画像を解析してより付加価値の高い情報を顧客が得られるようにするために、AxelGlobeのウェブプラットフォーム上で解析を行えるような画像解析システムの開発活動のほか、環境・金融・報道等、特定の産業向けのニーズに合わせたソリューションの開発を行っております。加えて将来の高分解能衛星の実現に向けた開発活動を行っております。

このような活動の結果、当セグメントにおける研究開発費の金額は251,150千円となりました。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

当中間連結会計期間における研究開発活動については、前述の「第2 事業の状況 6 研究開発活動」に記載のとおりであり、(1) AxelLiner事業及び(2) AxelGlobe事業における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費の総額は554,418千円であります。AxelLiner事業における研究開発費の金額は382,557千円となり、AxelGlobe事業における研究開発費の金額は171,860千円となります。

第6期第3四半期連結累計期間（自2024年6月1日 至2025年2月28日）

当第3四半期連結累計期間における研究開発活動については、前述の「第2 事業の状況 6 研究開発活動」に記載のとおりであり、(1) AxelLiner事業及び(2) AxelGlobe事業における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は945,481千円であります。AxelLiner事業における研究開発費の金額は593,596千円となり、AxelGlobe事業における研究開発費の金額は351,885千円となります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

当社グループでは、汎用小型衛星バスを利用した人工衛星の設計・製造・各種手配・運用を実施するAxelLiner事業で160,007千円、その他全社資産で22,875千円の設備投資を実施しました。また、当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありませんが、減損損失649,817千円を計上しております。減損損失の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）」をご参照ください。

第6期中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

当中間連結会計期間に実施した設備投資の総額は23,635千円であり、その主なものは、PCの購入等であります。また、当中間連結会計期間において重要な設備の除却・売却等はありませんが、減損損失23,635千円を計上しております。

第6期第3四半期連結累計期間（自2024年6月1日 至2025年2月28日）

当第3四半期連結累計期間に実施した設備投資の総額は68,685千円であり、その主なものは、PCの購入等であります。また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却・売却等はありませんが、減損損失68,685千円を計上しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、 器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	全社（共通）	—	—	—	—	—	—	29 (4)

- (注) 1. 本社の建物は貸借しており、その年間賃借料は3,909千円です。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額で記載しております。
4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 第6期中間連結会計期間及び第6期第3四半期連結累計期間について、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2024年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、 器具 及び備品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	特許権 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都 中央区)	AxelLiner 事業	衛星製造用設 備、試験用設 備	—	—	—	—	—	—	106 (20)
本社 (東京都 中央区)	AxelGlobe 事業	自社衛星（機 械装置）	—	—	—	—	—	—	50 (11)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物附属 設備 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、 器具 及び備品 (千円)	ソフトウ エア (千円)	特許権 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都 中央区)	その他	統括業務施設	—	—	—	—	—	—	15 (2)

- (注) 1. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は56,668千円であります。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額で記載しております。
4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 第6期中間連結会計期間及び第6期第3四半期連結累計期間について、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年5月31日現在）

当社グループの設備投資については、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に各セグメントが個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては、本社管理部門を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後 の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 アクセス スペース	本社 (東京)	AxelGlobe事業	自社衛星 (GRUS-3)	3,990,000	2,175,934	自己資金 及び 借入金等	2024年 1月	2026年 7月	(注)
株式会社 アクセス スペース	本社 (東京)	AxelGlobe事業	自社衛星 (高分解能 衛星)	4,160,000	309,779	自己資金 及び 借入金等	2024年 2月	2028年 3月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、係数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	173,560,000
計	173,560,000

- (注) 1. 当社は、2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付しております。また、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。
2. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
3. 2024年10月15日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数は172,423,550株増加し173,560,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行済株式（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	43,390,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	43,390,000	—	—

- (注) 1. 当社は、2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付しております。また、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。
2. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
3. 2024年10月15日開催の臨時株主総会により、2024年10月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年5月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	20 （注）2・3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 200 [普通株式 40,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	25,500 [127.50] （注）4
新株予約権の行使期間	自2020年3月2日 至2026年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 25,500 [127.50] 資本組入額 12,750 [63.75]
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが、同社の従業員に対して発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日（2020年3月2日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は10株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

4. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

5. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものの上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。

- b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して7日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の7日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
 - a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
- 6. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
前記5に準じて決定します。
 - (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「7 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。
- 7. 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が前記5(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記5(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

- (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
- a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から7日が経過した場合
 - b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の7日前の応当日が到来している場合

第2回新株予約権

決議年月日	2018年2月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2 子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	200 （注）2・3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 200 [普通株式 40,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,626 [313.13] （注）4
新株予約権の行使期間	自2020年3月2日 至2028年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,626 [313.13] 資本組入額 31,313 [156.57]
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが、同社の従業員に対して発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日（2020年3月2日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。
2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

4. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。
- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものの上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
 - b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
6. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

前記5に準じて決定します。

(8) 新株予約権の取得事由

新株予約権の取得事由は、下記「7 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定します。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が前記5(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記5(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とします。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
 - a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第3回新株予約権

決議年月日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 1 子会社従業員 7
新株予約権の数（個）	1,370 （注）2・3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,370 [普通株式 274,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注）4
新株予約権の行使期間	自2021年3月20日 至2029年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが、同社の取締役及び従業員に対して発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日（2020年3月2日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。
2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

4. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。
- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
 - b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
6. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4に準じて決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
前記5に準じて決定します。
- (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「7 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定します。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が前記5(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記5(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
 - a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第4回新株予約権

決議年月日	2019年3月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	330 （注）2・3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 330 [普通株式 66,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注）4
新株予約権の行使期間	自2020年3月2日 至2029年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 63,750 [318.75] 資本組入額 31,875 [159.38]
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6
新株予約権と引換えに払い込む金銭（円）	新株予約権1個あたり1,100

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが、同社の取締役に対して発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日（2020年3月2日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。
2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。また、本新株予約権は、新株予約権1個につき1,100円で有償発行しております。
3. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

4. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

5. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。
- a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
- b. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
- b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
- (6) 前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使する日以前において、以下に該当する場合は、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとします。
- a. 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）
- b. 行使価額を下回る価格を行使価格とする当社新株予約権の発行等が行われた場合（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）

- c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
 - d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となった場合
6. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
前記5に準じて決定します。
 - (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「7 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定します。
7. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が前記5(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記5(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じるにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
 - a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第3回（第3－2回）新株予約権 （注） 1

決議年月日	2019年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社従業員 10 [8]
新株予約権の数（個）	850 [700] （注） 2・3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 850 [普通株式 140,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注） 4
新株予約権の行使期間	自2021年10月16日 至2029年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが、同社の従業員に対して発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日（2020年3月2日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在1株、提出日の前月末現在200株であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

4. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

5. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。

b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
6. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記4に準じて決定します。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - 新株予約権の行使の条件
前記5に準じて決定します。
 - 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「7 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。
7. 新株予約権の取得事由
- 新株予約権者が前記5(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記5(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるとする。）で取得することができます。
 - 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第6回新株予約権

決議年月日	2021年7月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7 [6] 子会社従業員 48 [38]
新株予約権の数（個）	6,580 [5,780] （注） 1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,580 [普通株式 1,156,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注） 3
新株予約権の行使期間	自2023年7月21日 至2031年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会 の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

- 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
- 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - 新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定します。
 - 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。
6. 新株予約権の取得事由
- 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるとする。）で取得することができます。
 - 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第6回（第6－2回）新株予約権

決議年月日	2021年8月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1
新株予約権の数（個）	200 （注） 1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 200 [普通株式 40,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注） 3
新株予約権の行使期間	自2023年8月21日 至2031年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 5

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

1. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
2. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
 - (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
 - a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
 - (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定します。
 - (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。
6. 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるとする。）で取得することができます。
 - A. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - B. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第8回新株予約権

決議年月日	2024年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 9 子会社取締役 1 子会社従業員 16
新株予約権の数（個）	5,200 （注）1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,200 [普通株式 1,040,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注）3
新株予約権の行使期間	自2026年9月10日 至2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

※ 新株予約権の付与決議日現在（2024年9月9日）における内容を記載しております。新株予約権の付与決議日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の付与決議日における内容から変更はありません。

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権の付与決議日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

- 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
- 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - 新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定します。
 - 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。
6. 新株予約権の取得事由
- 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
 - 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
 - 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第9回新株予約権

決議年月日	2024年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 1 子会社従業員 1
新株予約権の数（個）	8,600（注）1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,600 [普通株式 1,720,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25]（注）3
新株予約権の行使期間	自2026年9月10日 至2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

※ 新株予約権の付与決議日現在（2024年9月9日）における内容を記載しております。新株予約権の付与決議日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の付与決議日における内容から変更はありません。

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権の付与決議日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

- 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
- 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
- b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定します。
- (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに従って決定します。
6. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかなを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。
- a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
- b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

第10回新株予約権

決議年月日	2024年9月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 2 子会社取締役 1 子会社従業員 2
新株予約権の数（個）	4,000 （注）1・2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000 [普通株式 800,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注）3
新株予約権の行使期間	自2024年9月9日 至2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 63,180 [315.9] 資本組入額 31,590 [157.95]
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5
新株予約権と引換えに払い込む金銭（円）	新株予約権1個あたり530

※ 新株予約権の付与決議日現在（2024年9月9日）における内容を記載しております。新株予約権の付与決議日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の付与決議日における内容から変更はありません。

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権の付与決議日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。また、本新株予約権は、新株予約権1個につき530円で有償発行しております。

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式について株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみに限ります。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次の a 乃至 c のいずれかの条件が成就しており、かつ d の条件が成就していることを要する。

a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。

- b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと
 - d. 2025年5月期乃至2029年5月期において、当社の損益計算書に記載された連結売上高が一度でも4,709百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
5. 当社が組織再編行為をする場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付します。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定します。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
前記4に準じて決定します。
 - (8) 新株予約権の取得事由
新株予約権の取得事由は、下記「6. 新株予約権の取得事由」の定めに準じて決定します。
6. 新株予約権の取得事由
- (1) 新株予約権者が前記4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は前記4(3)のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由いかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

(2) 当社は次のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該新株予約権をその時点での普通株式1株当たりの公正な価格から行使価額を差し引いた額に付与株式数を乗じることにより得られる金額（負数となった場合は0円とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）で取得することができます。

- a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から10日が経過した場合
- b. 新株予約権買取請求権発生時であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来している場合

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

第5回新株予約権

決議年月日	2019年6月18日
新株予約権の数（個）	400 （注）2・3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 400 [普通株式 80,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650 [313.25] （注）4
新株予約権の行使期間	自2020年3月2日 至2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 [313.25] 資本組入額 31,325 [156.63]
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日（2020年3月2日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

3. 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

4. 各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整するものとします。行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

調整後行使価額＝
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによるものとします。

- (1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

- (2) 株式の分割により普通株式を発行する場合

- a. 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用します。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。
- b. 上記 a. ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に発行された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払います。

- (3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用します。

5. 本新株予約権は、当社が、2019年7月19日に株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。(1)原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である中村友哉氏（以下、「中村氏」）又は同人が公庫に対してあつせんした者（当社を含む）に売却するものとする。この場合は、上場日以後 1 ヶ月間を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を起算日として 14 日以内に売却するものとする。ただし、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。(2)損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めにかかわらず、公庫は、本新株予約権を中村氏又は同人が公庫にあつせんした者に売却することができるものとする。(3)当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めにかかわらず、公庫は中村氏と協議のうえ、本新株予約権を中村氏又は同人が公庫にあつせんした者に売却することができるものとする。(4)上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、中村氏又は同人が公庫に対してあつせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、中村氏と協議の上公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。(5)本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。売買価格＝（株式の時価－行使価額）×本新株予約権の行使により発行すべき株式数ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は中村氏と協議の上、売買価格を決めることができる。

6. 当社は、公庫との間で、公庫が所有する当社新株予約権 400 個（新株予約権の目的となる株式の数 80,000 株）の譲渡に関して、2025年7月23日付で売買予約契約の締結を予定しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、上場日以降 1 ヶ月間を経過した日（当該日が東京証券取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前 1 ヶ月間の東京証券取引所における終値の単純平均の価格（1 円未満の端数は切り捨て）を用いて決定することとなっており、譲渡予定日は 2025年9月30日となります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月2日 (注) 1	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371	100,000	100,000	2,583,326	2,583,326
2021年4月30日 (注) 2	C種優先株式 35,467	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371 C種優先株式 35,467	1,292,967	1,392,967	1,292,967	3,876,293
2021年5月31日 (注) 3	—	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371 C種優先株式 35,467	△1,292,967	100,000	1,292,967	5,169,260
2023年3月31日 (注) 4	C2種優先株式 10,387	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371 C種優先株式 35,467 C2種優先株式 10,387	463,743	563,743	463,743	5,633,004
2023年4月30日 (注) 5	—	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371 C種優先株式 35,467 C2種優先株式 10,387	△463,743	100,000	463,743	6,096,747

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金 残高（千円）
2023年12月29日 （注） 6	D種優先株式 54,887	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371 C種優先株式 35,467 C2種優先株式 10,387 D種優先株式 54,887	3,120,298	3,220,298	3,120,298	9,217,045
2024年 2 月27日 （注） 7	—	普通株式 49,500 A種優先株式 30,338 B種優先株式 36,371 C種優先株式 35,467 C2種優先株式 10,387 D種優先株式 54,887	△3,120,298	100,000	3,120,298	12,337,344
2024年10月 4 日 （注） 8	普通株式 167,450 A種優先株式 △30,338 B種優先株式 △36,371 C種優先株式 △35,467 C2種優先株式 △10,387 D種優先株式 △54,887	普通株式 216,950	—	100,000	—	12,337,344
2024年10月17日 （注） 9	普通株式 43,173,050	普通株式 43,390,000	—	100,000	—	12,337,344

（注） 1．発行済み株式総数並びに資本金の増加は、会社設立（株式交換）によるものであります。

2．有償第三者割当増資

割当先 株式会社SMBC信託銀行（宇宙フロンティアファンド）、ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合、JPインベストメント1号投資事業有限責任組合、31VENTURESーグローバル・ブレインーグロースI 合同会社、他3社

発行価額 72,911円

資本組入額 36,455.5円

3．適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持することを目的として、無償減資により、資本金1,292,967千円減少させ、この減少額全額を資本準備金へ振り替えております。なお、資本金の減少割合は92.8%であります。

4．有償第三者割当増資

割当先 株式会社Space Compass、株式会社日本政策投資銀行、東京海上日動火災保険株式会社、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合

発行価額 89,293円

資本組入額 44,646.5円

5. 適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持することを目的として、無償減資により、資本金463,743千円減少させ、この減少額全額を資本準備金へ振り替えております。なお、資本金の減少割合は82.3%であります。

6. 有償第三者割当増資

割当先 SMBC - GBグロース 1 号投資事業有限責任組合、31VENTURESーグローバル・ブレインーグロース I 合同会社、EP - GB投資事業有限責任組合、YMT - GB投資事業有限責任組合、KII3号インパクト投資事業有限責任組合、TUSIC投資事業有限責任組合、他 3 社

発行価額 113,699円

資本組入額 56,849.5円

7. 適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持することを目的として、無償減資により、資本金3,120,298千円減少させ、この減少額全額を資本準備金へ振り替えております。なお、資本金の減少割合は96.9%であります。
8. 2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付しております。また、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。
9. 2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2025年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	3	－	29	－	－	18	50	－
所有株式数 （単元）	－	14,594	－	320,306	－	－	99,000	433,900	－
所有株式数の割 合（％）	－	3.36	－	73.82	－	－	22.82	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,390,000	433,900	議決権行使において何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,390,000	—	—
総株主の議決権	—	433,900	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2024年9月17日) での決議状況 (取得期間2024年10月4日)	A種優先株式 30,338株 B種優先株式 36,371株 C種優先株式 35,467株 C2種優先株式 10,387株 D種優先株式 54,887株	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2023年6月1日～2024年5月31日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 30,338株 B種優先株式 36,371株 C種優先株式 35,467株 C2種優先株式 10,387株 D種優先株式 54,887株	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 当社は、2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付する取締役会決議をしております。また、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 30,338株 B種優先株式 36,371株 C種優先株式 35,467株 C2種優先株式 10,387株 D種優先株式 54,887株	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2024年9月17日開催の臨時取締役会の決議に基づき、自己株式として取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式の全てを2024年10月4日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながると考えており、当事業年度を含め、配当を行っておりません。

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年11月30日を基準日として、取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」というビジョンを掲げ、宇宙利用を広く普及させ、もって社会的にも環境的にもより豊かでサステナブルな社会を実現することを目指しております。

そのような社会を実現するにあたっては、株主の利益はもちろんのこと、従業員、ユーザー、取引先及び地域社会など様々なステークホルダーの利益に貢献する必要があると考えております。

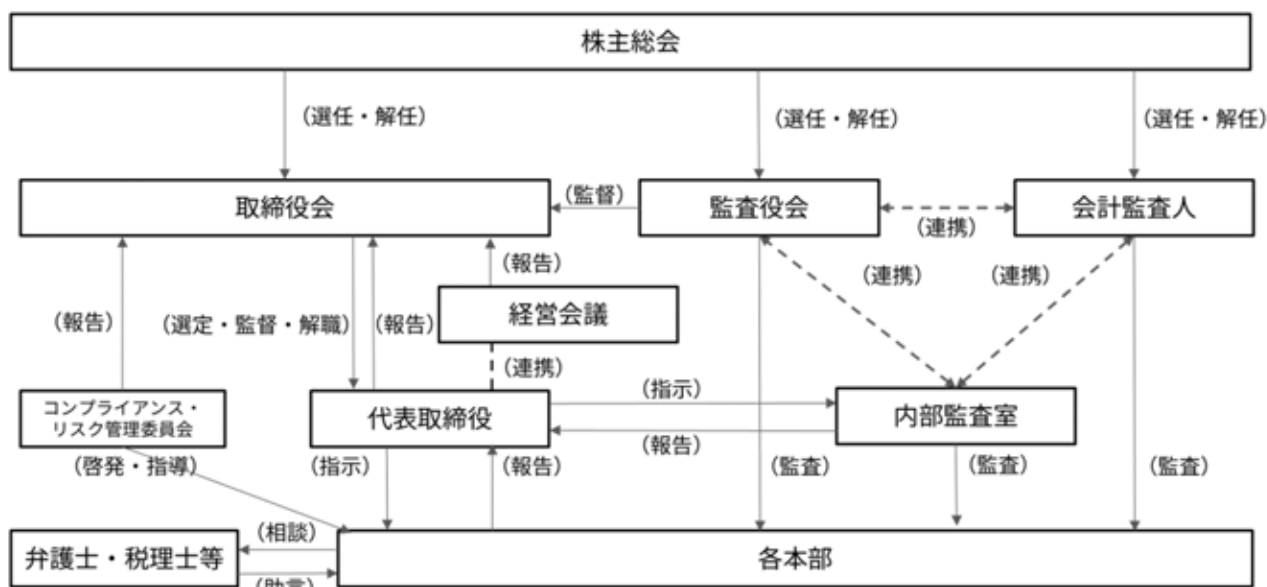
このような考えから、宇宙事業者に求められる革新性を重視しつつも、他方で、事業活動の透明性及び健全性が確保されるよう、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、運用しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、代表者による業務執行を原則としつつも、重要事項については取締役会に業務執行の決定権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることが、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に牽制が効く体制につながると考え、監査役会設置会社の体制を選択しております。

当社の企業統治体制の模式図は以下のとおりであります。



イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役6名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営上の意思決定機関として、「取締役会規程」に則して重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には監査役4名も出席しており、常に会社の意思決定の監査が行われる状況を整備しております。

取締役会の活動状況

最近連結会計年度において当社は取締役会を原則として月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
中村 友哉	15回	14回（注）1
折原 大吾	12回	12回
濱田 牧子	12回	12回
鎌田 富久	15回	15回
青木 英剛（注）3	15回	15回
船田 卓郎（注）4	12回	12回
見學 信一郎（注）5	14回	13回（注）2

- （注）1．代表取締役中村友哉の欠席理由は通信環境のトラブルによるものです。
2．取締役見學信一郎の欠席理由は兼職先である本籍会社の社業都合によるものです。
3．取締役青木英剛は2024年11月30日に辞任しております。
4．取締役船田卓郎は2024年8月20日に辞任しております。
5．取締役見學信一郎は2024年4月30日に辞任しております。
6．取締役向井千秋及び取締役杉山全功は2024年8月20日に就任しているため、上表に記載されておりません。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

取締役会における主な検討事項は、取締役会規則に従い、経営の基本方針、重要な業務執行に関する事項や法令及び定款に定められた事項等であります。具体的には経営計画に関する事項、役員人事・報酬に関する事項、リスク管理に関する事項、ファイナンスに関する事項、決算承認に関する事項等であります。

ロ．監査役会

当社の監査役会は監査役4名（うち社外監査役4名）からなり、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。また、監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、全部署を往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監査しております。さらに、会計監査人及び内部監査室とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。

ハ．内部監査

当社における内部監査は、代表取締役が任命した内部監査責任者が、「内部監査規程」に基づき全部署を対象に計画的かつ網羅的に監査を実施しております。監査では社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づき、適正に運営されているかについて監査を行い、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役及び取締役会に報告し、内部監査の結果として改善の必要がある場合には、対象部署に改善指示を出しております。

ニ．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

ホ．コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス及びリスク管理の推進に関する協議・検討機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長である代表取締役のほか、常勤取締役、執行役員、本部長、副本部長、グループ長、その他委員長が指名する者で構成されております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、原則として半期に一度開催するほか、必要に応じて機動的に臨

時で開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、法令順守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修計画、リスクマネジメントに関して協議を行っております。

へ、経営会議

当社の経営会議は代表取締役、常勤取締役、執行役員、及び代表取締役が審議のために必要と判断した者で構成されており、原則として毎月2回開催し、必要に応じて追加で開催しております。

経営会議では、取締役会に付議すべき事項の審議や経営方針、計画、予算に関する事項、事業推進に関する事項、人事諸制度に関する事項等の経営上の課題に関する決議、審議及び情報共有を行っております。

(機関ごとの構成)

機関ごとの構成は次のとおりであります。(○が構成員、△がオブザーバー又は補助者を表します。)

役職等	氏名	取締役会	監査役会	コンプライアンス・リスク管理委員会	経営会議
代表取締役	中村 友哉	○	—	○	○
取締役	折原 大吾	○	—	○	○
取締役	濱田 牧子	○	—	○	○
取締役(社外)	鎌田 富久	○	—	—	—
取締役(社外)	向井 千秋	○	—	—	—
取締役(社外)	杉山 全功	○	—	—	—
監査役(社外)	下村 健一	○	○	△	△
監査役(社外)	小幡 映未子	○	○	—	—
監査役(社外)	原田 誠司	○	○	—	—
監査役(社外)	佐藤 裕	○	○	△	△
執行役員	太田 祥宏	△	—	○	○
執行役員	宮川 祐吉	△	—	○	○
本部長	—	—	—	○	○
副本部長・室長	—	—	—	○	—
グループ長	—	—	—	○	—

b. 上記の企業統治体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、代表者による業務執行を原則としつつも、重要事項については取締役会に業務執行の決定権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に牽制が効く監査役会設置会社の体制を選択しております。

また、日常的な組織運営については内部監査を通じて、会計処理については会計監査人による監査を通じて、適正化を図っております。

さらに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置することで、上記の機関だけでは把握しにくい全社的なコンプライアンス・リスク事項について漏れなくモニタリング及び検討ができると考えております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保する体制の内容

1-1 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役等（当社及び子会社の取締役、執行役員をいう。以下同じ）は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した「アクセルスペースコアバリュー」及び規程全般を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役等及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保をするとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
- (2) 内部監査室は、内部監査基本計画書に基づき当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- (3) 取締役等は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令・定款違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループにおけるリスク管理の全社的推進を図り、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

1-2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報管理については、一般的な情報については「情報セキュリティポリシー」に基づき「情報システムマネジメント基準規程」により、また、技術情報については「技術情報管理規程」により情報管理に関する責任体制を明確化している。なお、情報管理に関する具体的施策については、「情報システム利用基準規程」及び「情報システム構築運用基準規程」に基づき、当社グループ全体で横断的に推進する。
- (2) 取締役等及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理要領」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、重要な契約書、予算・決算関係書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (4) 個人情報については、法令、「特定個人情報取扱規程」及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

1-3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心とするリスク管理体制を構築し、当社グループのリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図りリスクの回避及び損失の最小化を図る。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
- (4) 経営管理本部は、各本部・室が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- (5) 各本部・室は、その業務の遂行にあたり生じる恐れのあるリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (6) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議又は報告をする。
- (7) 各本部・室は、業務の過程で事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに代表取締役及び経営管理本部長にその状況を報告するとともに、特に

- 重要なものについては、経営会議及び取締役会に付議又は報告をする。
- (8) 内部監査室は、当社グループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。

1-4 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1) 取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 取締役会は、当社グループの中期経営計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督し担当取締役等からの報告を通じて、業務執行の効率性及び健全性を点検し、適宜見直しを行う。
- (3) 当社グループに共通して適用される、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」（決裁基準表を含む）により、取締役等及び各職位における決裁権限の内容及び関与すべき本部・室等を明確に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を行う。

1-5 企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、「職務権限規程」に基づき、重要な経営事項については、当社の承認を得、報告を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記1-3記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。
- (3) 子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを確保するための体制
前記1-4記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記1-1記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。

2. 財務報告の適正性確保のための体制整備

- (1) 経営管理本部を所管する取締役あるいは経営管理本部を所管する執行役員は商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- (2) 財務報告の適正性を確保するための体制につき、金融商品取引法その他国内外の法令に基づき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
- (3) 当社グループの各本部・室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

3. 監査役補助者に関する体制

3-1 監査役補助者の設置に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務遂行を補助する使用人（以下「監査役補助者」という。）を置く場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

3-2 監査役補助者の独立性に関する事項

監査役補助者の人事考課、異動、懲戒等については監査役会の承認を要する。

3-3 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号記載のとおり、監査役補助者が監査役の指示に従うことにより、処遇上の不利益を被ることがない体制を構築し、実効性が確保されている。

4. 監査役への報告、報告者の保護、費用、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

4-1 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役等及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 取締役等及び使用人は、当社グループ「内部通報規程」に基づき、常勤監査役に対して不正行為の通報を行うことができる。

4-2 前記4-1の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループ「内部通報規程」において、通報者の秘密が守られ、また通報をしたことを理由とする不利益な取扱いが禁止されている。

4-3 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の支払いを行う。
- (2) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に認めることができる。

4-4 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (3) 監査役は、毎月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

附則

本基本方針の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、法令の改正、組織変更等による用語又は組織名称の変更など実質的な変更を伴わない変更については、代表取締役の決裁により決定することができる。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制については、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会にて各関連部門の代表者が参加し、リスク情報の共有を行う体制を整備しております。

また、「コンプライアンス・リスク管理規程」において、役員及び従業員はリスクが顕在化した場合に、必要と認められる範囲内の初期対応を行い、速やかに所属長に報告をし、関係部署と協議を行い、所属長が対応措置を講じるものとしております。

さらに、全社的な対応を要する緊急事態に際しては、緊急事態対策室を設置することができ、同室の主導の下、応急処置の検討、原因究明及び対策の検討、社内外とのコミュニケーションなどを実施する体制となっております。

c. 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

f. 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名及び社外監査役4名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

h. 中間配当

当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主に対して機動的な利益還元を可能とするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性3名 (役員のうち女性の比率30.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	中村 友哉	1979年12月31日生	2007年4月 東京大学大学院工学系研究科 特任研究員 2008年8月 株式会社アクセルスペース設立 代表取締役 (現任) 2020年3月 当社 代表取締役 (現任)	(注) 3	2,900,000
取締役	折原 大吾	1972年8月1日生	1996年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入社 1997年5月 日本ルーセント・テクノロジー株式会社入社 2004年7月 UBS証券会社 (現UBS証券株式会社) 入社 2008年7月 株式会社経営共創基盤入社 2019年5月 株式会社イノフィス入社 2020年7月 株式会社イノフィス代表取締役社長 2023年4月 当社入社 2023年6月 当社執行役員経営管理本部長 2023年6月 株式会社アクセルスペース執行役員経営管理本 部長 2023年8月 当社取締役経営管理本部長 (現任) 2023年8月 株式会社アクセルスペース取締役経営管理本部 長 (現任)	(注) 3	—
取締役	濱田 牧子	1973年9月6日生	1996年4月 株式会社ベネッセコーポレーション入社 2008年10月 株式会社サイバーエージェント入社 (株式会社 マイクロアド出向) 2016年5月 株式会社ビジネス・ブレークスルー (現株式会 社Aoba-BBT) 入社 2017年8月 株式会社UNCOVER TRUTH入社 2020年2月 カフェ・カンパニー株式会社人事総務部長 2022年9月 当社入社 2022年12月 当社人事グループ長 2023年6月 当社執行役員コミュニケーション推進本部長 2023年8月 当社取締役コミュニケーション推進本部長 (現 任)	(注) 3	—
取締役 (社外)	鎌田 富久	1961年5月1日生	1985年11月 有限会社アクセス (現株式会社ACCESS) 取締役 2009年2月 株式会社ACCESS代表取締役社長兼共同最高経営 責任者 (Co-CEO) 2009年10月 株式会社ACCESS代表取締役社長兼最高経営責任 者 (CEO) 2012年3月 Mynd株式会社代表取締役 2012年3月 有限会社TomyK (TomyK Ltd.) 代表取締役 (現 任) 2012年5月 株式会社Pluto (現株式会社Crossdoor) 社外取 締役 2012年7月 H2L株式会社社外取締役 2012年10月 株式会社SCHAFT社外取締役 2013年10月 Genomedia株式会社社外取締役 2014年1月 AgIC株式会社 (現エレファンテック株式会社) 社外取締役 (現任) 2014年1月 StartupBooster Inc. Representative Director & President 2014年5月 株式会社アクセルスペース社外取締役 2014年6月 株式会社Moff社外取締役 2016年5月 ユカイ工学株式会社社外取締役 2017年5月 エルピクセル株式会社社外取締役 2019年1月 株式会社モルフォ社外取締役 2019年8月 株式会社MinD in a Device社外取締役 2020年3月 当社社外取締役 (現任) 2020年3月 エルピクセル株式会社代表取締役 2021年8月 エルピクセル株式会社代表取締役兼CEO 2023年5月 エルピクセル株式会社代表取締役社長兼 CEO (現任)	(注) 3	280,000 (注) 5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (社外)	向井 千秋	1952年5月6日生	1977年4月 慶應義塾大学医学部外科学教室医局員 1985年8月 宇宙開発事業団（現国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 搭乗科学技術者（宇宙飛行士）） 1987年6月 アメリカ航空宇宙局 ジョンソン宇宙センター宇宙生物医学研究室心臓血管生理学研究員 2014年10月 日本学術会議副会長 2015年4月 東京理科大学副学長 2015年6月 富士通株式会社社外取締役 2016年4月 東京理科大学特任副学長（現任） 2017年1月 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）科学技術小委員会議長 2018年4月 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与 2019年3月 花王株式会社社外取締役 2022年11月 慶應義塾大学理事（現任） 2023年8月 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（現任） 2024年2月 TOPPANホールディングス株式会社顧問 2024年4月 花王株式会社エグゼクティブフェロー（現任） 2024年8月 当社社外取締役（現任） 2025年6月 TOPPANホールディングス株式会社社外取締役（現任）	(注) 3	—
取締役 (社外)	杉山 全功	1965年4月16日生	1989年9月 株式会社ダイヤル・キュー・ネットワーク取締役 1991年6月 株式会社徳間インテリジェンスネットワーク取締役 1997年4月 有限会社クリプトメリア取締役（現任） 2000年6月 株式会社インデックス入社 2004年3月 株式会社ザッパラス代表取締役社長 2007年7月 株式会社ザッパラス代表取締役会長兼社長 2009年8月 日活株式会社取締役（現任） 2011年6月 株式会社enish代表取締役社長 2014年3月 株式会社enish取締役 2014年6月 地盤ネットホールディングス株式会社取締役 2014年10月 株式会社サミーネットワークス取締役就任 2014年12月 株式会社アイレップ（現株式会社Hakuhodo DY ONE）取締役 2017年8月 akippa株式会社取締役（現任） 2018年8月 株式会社自律制御システム研究所（現株式会社ACSL）取締役 2019年8月 株式会社ROXX取締役（現任） 2020年8月 株式会社KaizenPlatform取締役（現任） 2022年2月 株式会社アットマーク取締役（現任） 2022年5月 MSY株式会社取締役（現任） 2023年5月 レトロガラス株式会社取締役 2024年8月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (社外)	下村 健一	1950年10月18日生	1973年4月 日本電気株式会社入社 2004年4月 レーザーフロントテクノロジーズ株式会社人事 総務本部長 2004年6月 同社常勤監査役 2007年6月 オムロンレーザーフロント株式会社（現TOWAレ ーザーフロント株式会社）執行役員兼品質環境 本部長 2010年1月 独立行政法人情報処理推進機構常勤監事 2017年2月 株式会社アクセルスペース監査役（現任） 2020年3月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (社外)	小幡 映未子	1971年12月12日生	2002年4月 最高裁判所司法研修所入所 2003年10月 渥美総合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・ 外国法共同事業）入所 2017年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナ ー 2019年12月 ひかり総合法律事務所入所（パートナー） 2021年10月 ホワイトエッセンス株式会社社外監査役 2024年3月 WOTA株式会社社外監査役（現任） 2024年4月 スパークル法律事務所入所（パートナー）（現 任） 2024年8月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (社外)	原田 誠司	1958年10月1日生	1984年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トー マツ）入所東京事務所監査部門所属 1999年6月 同法人パートナー 2012年7月 同法人品質管理部門 2024年3月 原田誠司公認会計士事務所所長（現任） 2024年8月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役 (社外)	佐藤 裕	1965年1月17日生	1988年4月 日本電気株式会社入社 1997年7月 同社企画部 2011年1月 オートモーティブ・エナジー・サプライ株式会 社（現株式会社AESCジャパン）監査役 2013年6月 NECトーキン株式会社（現株式会社トーキン） 監査役 2014年2月 NEC SCHOTT コンポーネンツ 株式会社（現ショ ット日本株式会社）取締役 2016年6月 NECライティング株式会社（株式会社ホテルク ス）取締役 2017年6月 オートモーティブ・エナジー・サプライ株式会 社（現株式会社AESCジャパン）取締役 2018年3月 NECエナジーデバイス株式会社（現株式会社 AESCジャパン）監査役 2019年4月 株式会社イノフィス監査役（現任） 2025年2月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
計					3,180,000

- (注) 1. 取締役鎌田富久、向井千秋及び杉山全功は、社外取締役であります。
2. 監査役下村健一、小幡映未子、原田誠司及び佐藤裕は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年10月15日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
4. 監査役の任期は、2024年10月15日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
5. 取締役鎌田富久の所有株式数は、議決権の過半数を保有する資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員 CEO室長	太田 祥宏
執行役員 DX基盤本部長	宮川 祐吉

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役3名及び社外監査役4名を選任しております。

当社は、社外取締役鎌田富久が代表取締役を務める有限会社TomyKから出資を受けております。また、社外取締役の向井千秋及び杉山全功、並びに社外監査役の下村健一は当社の新株予約権を保有しております。これらの関係以外に当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役鎌田富久は、ネットワークソフトウェア会社の株式会社ACCESSの創業者であり、同社の退任後はスタートアップ支援をする有限会社TomyKを設立し、ロボット、AI、IoT、宇宙、ゲノム、医療など様々な分野のスタートアップを支援しており、先端技術分野での経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると共に、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っていただくために選任しております。

社外取締役向井千秋は、JAXA在籍時の宇宙飛行士の経験をはじめとし、アメリカ航空宇宙局での研究活動及び国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会議長など国内外での宇宙事業発展に長らく貢献をしており、その他大手上場企業の社外取締役を務めるなど宇宙業界及び会社経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると共に、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っていただくために選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役杉山全功は、株式会社ザッパラスをはじめとし、複数社のスタートアップ企業の取締役を務め上場企業として大きく成長をさせた実績を有しており、会社経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化に寄与していただけると共に、その知見を活かして社外取締役として監督・提言を行っていただくために選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役下村健一は、レーザーフロントテクノロジー株式会社常勤監査役を務め、オムロンレーザーフロント株式会社では品質環境本部長を務めるなど、製造業のコンプライアンス業務に精通していることから、当社の監査体制の強化に寄与していただけると共に、当社のガバナンス強化にあたり有用な監査を期待できると考え、選任しております。

社外監査役小幡映未子は、20年以上に亘る弁護士活動では一般銀行法務、証券化・流動化、プロジェクトファイナンスを含む幅広い金融取引法務を経験しており、複数の社外監査役の経験を併せて、当社の監査体制の強化に寄与していただけると共に、当社における監査機能を十分発揮できることが期待できるものと考え、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役原田誠司は、20年以上に亘る公認会計士としての経験を有しており、当社の監査体制の強化に寄与していただけると共に、当社における監査機能を十分発揮できることが期待できるものと考え、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役佐藤裕は、総合電機メーカーである日本電気株式会社において主に生産管理業務及び経営企画業務に従事するとともに、関係会社の取締役・監査役職務の経験を有しております。また日本電気株式会社退職後はスタートアップ企業における監査役の経験を有しており、当社のガバナンス強化にあたり有用な監査を期待できると考え、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社においては社外役員を選任するための独立性に関する独自の基準又は方針等を定めておりませんが、選任にあたっては、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提とし、また、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する要件等も参考にしております。当社の社外役員は当該判断基準を満たしており、一般株主とは利益相反の生じるおそれのない人選をしております。また、社外役員により監督又は監査に期待する機能及び役割につきましても、会社経営、会計財務及び企業統治等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあると考えております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、「②社外役員の状況」に記載した豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において当社の経営全般に対して、独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことで、取締役等の職務執行の監督又は監視を行っております。社外取締役は、取締役会において経営管理本部からの内部統制基本方針や内部統制整備状況の説明、及び内部監査室からの監査計画と監査結果報告を受け、適切な助言・提言をされます。社外監査役は、監査法人、内部監査室と共に原則四半期毎に開催する三様監査会議に出席し、監査法人・内部監査室からの監査状況の説明を受けます。また四半期毎の監査法人レビュー報告会に経営管理本部と社外監査役（常勤監査役）が出席し、その状況については全ての社外監査役が監査役会において常勤監査役から報告を受けま

す。これらの会議において社外監査役は各監査の結果・改善状況等の情報共有を受けて、適切な助言・提言をされます。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役4名（うち社外監査役4名）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。監査役監査は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。最近事業年度における個々の監査役の監査役会への出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
下村 健一	13回	13回
百合本 安彦 （注）1	13回	13回
村井 勝 （注）2	13回	13回

（注）1．監査役百合本安彦は、2024年11月30日に辞任しております。

2．監査役村井勝は、2024年8月20日に辞任しております。

3．監査役小幡映未子及び監査役原田誠司は2024年8月20日に就任しており、監査役佐藤裕は2025年2月27日に就任しているため、上表に記載されておられません。

監査役会においては、主に、監査計画及び監査方針の策定、監査結果の報告、監査上の重要事項についての審議、監査報告書の作成、監査法人の監査計画及び結果の審議を行っております。また内部監査室及び監査法人との三様監査会議等での連携を図ることで、各部署の往査を含む業務監査、会計監査を効果的に実施しております。常勤監査役の活動としては、重要会議としての取締役会の他に経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を行い法令・規程順守と不適切な取引の有無を監査し、監査結果を監査役会に付議しております。常勤監査役と内部監査室長は原則隔週にて定例会を開催し、相互の課題認識を確認し双方の監査に活かしております。また半期毎に全常勤取締役と全監査役が出席する意見交換会を開催し、当期の監査状況報告と現状のリスク認識についての意見交換を実施しております。なお最近事業年度においては、当社の事業伸長と社員数増加に伴って新たに適用される法令順守についてのコンプライアンス監査を実施しその結果を監査役会に付議し審議しております。また会計監査人選任のため、会社法及び公益社団法人日本監査役協会の指針に基づく監査法人の評価を実施し、その評価結果は監査役会で検討を行い会計監査人選任議案の内容を決定しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査責任者である内部監査室長を中心に各部門から兼務で内部監査補助者3名の体制で、内部監査規程に基づき全部署を対象に計画的かつ網羅的に監査を実施しております。

内部監査責任者は、年間内部監査計画に基づき監査を実施し、代表取締役及び取締役会に対して監査結果を報告しております。また、内部監査担当者は、常勤監査役及び会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。なお、監査対象となった各グループに対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認した上で、代表取締役及び取締役会に報告しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

2020年5月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 高木 修
指定有限責任社員・業務執行社員 小高 由貴

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名
その他 11名

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任・再任については、多様な規模・業種の企業等に対する監査の経験、当社の事業及び事業段階に対する理解を備え、当社を取り巻く経営環境や経営戦略の変化に対応した監査が期待できる審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等とその実績・実体を比較検証すると共に監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、監査人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	18,600	—	38,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	18,600	—	38,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査法人から提示された見積り案をもとに検討し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、適切であると評価し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 当社は役員報酬規程を定めており、取締役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は取締役会で決議することとし、監査役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は監査役同士の協議で決定することとしております。また、各取締役の報酬は1年ごとに、会社の業績、会社の利益水準、他社の水準及びそれぞれの職務、実績、会社への貢献度等を考慮し、取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定することとしております。

なお、取締役及び監査役の報酬は、株主総会決議により報酬総額の限度額を決定しております。2024年10月15日開催日の臨時株主総会において取締役の報酬総額を年額250,000千円以内と決議しており、2024年8月20日開催の定時株主総会において監査役の報酬総額を年額20,000千円以内と決議しております。

また、当該事業年度における各取締役の報酬については、上記方針に基づき、代表取締役が報酬案を作成し、当該報酬案について社外取締役と協議した後、2024年10月15日開催の取締役会での審議を経て取締役会決議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のち、非 金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	32,502	32,502	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	0
社外取締役	—	—	—	—	—	4
社外監査役	4,020	4,020	—	—	—	4

(注) 最近事業年度における社外取締役の報酬等は無報酬であります。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2022年6月1日から2023年5月31日まで）及び当連結会計年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2022年6月1日から2023年5月31日まで）及び当事業年度（2023年6月1日から2024年5月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結会計期間（2024年12月1日から2025年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年6月1日から2025年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人との連携を密にするとともに開示支援専門会社等が主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,454,982	5,142,383
売掛金	16,165	48,778
契約資産	99,033	242,656
原材料及び貯蔵品	166,593	182,104
前渡金	131,682	1,523,083
その他	145,388	177,166
流動資産合計	2,013,845	7,316,173
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	39,684	39,684
機械及び装置	1,600,079	1,727,779
工具、器具及び備品	114,647	167,906
減価償却累計額	△946,112	△1,297,652
減損損失累計額	—	△637,717
有形固定資産合計	808,299	—
無形固定資産		
ソフトウェア	14,760	—
無形固定資産合計	14,760	—
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,611	37,097
その他	10	10
投資その他の資産合計	35,621	37,107
固定資産合計	858,681	37,107
資産合計	2,872,527	7,353,280
負債の部		
流動負債		
買掛金	72,632	239,986
短期借入金	※ 122,519	※ 338,218
未払金	151,009	166,223
未払法人税等	12,322	9,584
前受金	—	746,827
契約負債	31,747	1,361
プロジェクト損失引当金	—	299,669
その他	21,986	24,782
流動負債合計	412,218	1,826,652
固定負債		
長期借入金	550,000	550,000
固定負債合計	550,000	550,000
負債合計	962,218	2,376,652
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	7,950,276	14,190,873
利益剰余金	△6,140,329	△9,314,608
株主資本合計	1,909,946	4,976,264
新株予約権	363	363
純資産合計	1,910,309	4,976,627
負債純資産合計	2,872,527	7,353,280

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2024年11月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,371,336
売掛金	36,456
契約資産	143,465
原材料及び貯蔵品	665,860
前渡金	2,123,433
その他	276,622
流動資産合計	6,617,175
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	39,684
機械及び装置	1,727,779
工具、器具及び備品	183,826
減価償却累計額	△1,297,652
減損損失累計額	△653,638
有形固定資産合計	—
投資その他の資産	
敷金及び保証金	38,181
その他	10
投資その他の資産合計	38,191
固定資産合計	38,191
資産合計	6,655,367
負債の部	
流動負債	
買掛金	162,464
短期借入金	※1 235,334
未払金	190,578
未払法人税等	1,750
前受金	172,257
契約負債	184,602
プロジェクト損失引当金	271,389
その他	30,127
流動負債合計	1,248,504
固定負債	
長期借入金	※1,※2 813,275
固定負債合計	813,275
負債合計	2,061,780
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	14,190,873
利益剰余金	△9,699,769
株主資本合計	4,591,103
新株予約権	2,483
純資産合計	4,593,586
負債純資産合計	6,655,367

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
売上高	※1 1,313,609	※1 2,110,676
売上原価	※2 1,299,864	※2 2,380,029
売上総利益又は売上総損失(△)	13,745	△269,353
販売費及び一般管理費	※3 1,749,009	※3 2,268,741
営業損失(△)	△1,735,264	△2,538,094
営業外収益		
受取利息	35	25
補助金収入	378,917	53,590
為替差益	35,199	8,984
その他	2,981	5,532
営業外収益合計	417,133	68,132
営業外費用		
支払利息	8,469	16,430
株式交付費	3,246	21,842
その他	537	1,477
営業外費用合計	12,253	39,749
経常損失(△)	△1,330,384	△2,509,711
特別利益		
新株予約権戻入益	396	—
特別利益合計	396	—
特別損失		
固定資産除却損	—	※4 151
減損損失	—	※5 649,817
特別損失合計	—	649,969
税金等調整前当期純損失(△)	△1,329,988	△3,159,680
法人税、住民税及び事業税	12,328	14,597
法人税等合計	12,328	14,597
当期純損失(△)	△1,342,316	△3,174,278
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,342,316	△3,174,278

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
当期純損失(△)	△1,342,316	△3,174,278
包括利益	△1,342,316	△3,174,278
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,342,316	△3,174,278

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
売上高	921,637
売上原価	899,156
売上総利益	22,481
販売費及び一般管理費	※1 1,141,597
営業損失(△)	△1,119,116
営業外収益	
受取利息	428
補助金収入	735,688
受取保険料	100,000
その他	2,240
営業外収益合計	838,356
営業外費用	
支払利息	10,561
為替差損	8,307
資金調達費用	60,000
その他	14
営業外費用合計	78,884
経常損失(△)	△359,644
特別損失	
減損損失	※2 23,635
特別損失合計	23,635
税金等調整前中間純損失(△)	△383,280
法人税、住民税及び事業税	1,880
法人税等合計	1,880
中間純損失(△)	△385,160
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△385,160

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
中間純損失(△)		△385,160
中間包括利益		△385,160
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		△385,160

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	7,022,789	△4,798,013	2,324,776	759	2,325,535
当期変動額						
新株の発行	463,743	463,743		927,486		927,486
減資	△463,743	463,743		—		—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△1,342,316	△1,342,316		△1,342,316
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△396	△396
当期変動額合計	—	927,486	△1,342,316	△414,830	△396	△415,226
当期末残高	100,000	7,950,276	△6,140,329	1,909,946	363	1,910,309

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	7,950,276	△6,140,329	1,909,946	363	1,910,309
当期変動額						
新株の発行	3,120,298	3,120,298		6,240,597		6,240,597
減資	△3,120,298	3,120,298		—		—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△3,174,278	△3,174,278		△3,174,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		—
当期変動額合計	—	6,240,597	△3,174,278	3,066,318	—	3,066,318
当期末残高	100,000	14,190,873	△9,314,608	4,976,264	363	4,976,627

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,329,988	△3,159,680
減価償却費	357,756	355,973
補助金収入	△378,917	△53,590
受取利息	△35	△25
支払利息	8,469	16,430
減損損失	—	649,817
固定資産除却損	—	151
株式交付費	3,246	21,842
為替差損益 (△は益)	△45,670	△13,129
新株予約権戻入益	△396	—
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△56,672	△176,236
原材料及び貯蔵品の増減額 (△は増加)	△74,362	△15,510
前渡金の増減額 (△は増加)	45,654	△1,391,400
仕入債務の増減額 (△は減少)	△14,574	167,353
未払金の増減額 (△は減少)	△139,210	13,145
プロジェクト損失引当金の増減額 (△は減少)	—	299,669
前受金及び契約負債の増減額 (△は減少)	27,048	716,441
その他	1,651	△30,467
小計	△1,596,000	△2,599,216
利息及び配当金の受取額	35	25
利息の支払額	△8,469	△16,430
法人税等の支払額	△3,505	△17,336
補助金の受取額	378,917	53,590
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,229,022	△2,579,367
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△36,963	△178,889
無形固定資産の取得による支出	△3,595	△1,924
定期預金の預入による支出	—	△800,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,558	△980,814
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	22,519	215,698
長期借入金の返済による支出	△20,000	—
株式の発行による収入	924,240	6,218,755
財務活動によるキャッシュ・フロー	926,759	6,434,453
現金及び現金同等物に係る換算差額	45,670	13,129
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△297,151	2,887,401
現金及び現金同等物の期首残高	1,652,133	1,354,982
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,354,982	※ 4,242,383

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△383,280
補助金収入	△735,688
受取利息	△428
受取保険料	△100,000
支払利息	10,561
資金調達費用	60,000
減損損失	23,635
為替差損益 (△は益)	12,330
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	111,513
原材料及び貯蔵品の増減額 (△は増加)	△483,756
前渡金の増減額 (△は増加)	△600,349
仕入債務の増減額 (△は減少)	△80,321
未払金の増減額 (△は減少)	22,754
プロジェクト損失引当金の増減額 (△は減少)	△28,279
前受金及び契約負債の増減額 (△は減少)	344,358
その他	△95,196
小計	△1,922,145
利息及び配当金の受取額	428
利息の支払額	△10,561
法人税等の支払額	△9,714
保険金の受取額	100,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,841,993
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△14,319
無形固定資産の取得による支出	△4,915
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,235
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△102,883
長期借入れによる収入	203,275
新株予約権の発行による収入	2,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,512
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12,330
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,771,047
現金及び現金同等物の期首残高	4,242,383
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,471,336

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社アクセルスペース

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

法人税法の規定による定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、機械及び装置については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

機械及び装置 5年

工具、器具及び備品 2～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなくまた貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

ロ 受注損失引当金

受注案件に係る見積総原価が受注金額を超過した場合に、超過相当額について将来の損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる受注案件について、損失見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上していません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① AxelLiner事業

AxelLiner事業においては、顧客と人工衛星等の開発・製造・試験・運用等及び委託試験研究サービスに係る契約を締結しており、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究サービスを履行する義務を負っております。これらの履行義務は、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、期間がごく短い製造・研究を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い製造・研究については、製造・研究完了時に収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した人工衛星等の製造・開発等や委託試験研究に関して発生した原価が原価総額に占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

② AxelGlobe事業

AxelGlobe事業においては、主に人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約を締結しており、顧客から依頼された画像撮影を実施し、引渡す義務を負っております。これらは契約に基づき顧客への引渡し完了した時点で収益を認識しております。支払条件は契約ごとに異なりますが、製品の引渡し等に応じて対価を受領しております。なお、取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社アクセルスペース

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

法人税法の規定による定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、機械及び装置については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

機械及び装置 5年

工具、器具及び備品 2～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなくまた貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

ロ 受注損失引当金

受注案件に係る見積総原価が受注金額を超過した場合に、将来の損失発生が見込まれる受注案件に備えるため、超過相当額について将来の損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる受注案件について、損失見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上していません。

ハ プロジェクト損失引当金

当社グループのプロジェクトの仕様変更等から生じる将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる損失について、損失見込額を計上することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① AxelLiner事業

AxelLiner事業においては、顧客と人工衛星等の開発・製造・試験、運用等及び委託試験研究サービスに係る契約を締結しており、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究サービスを履行する義務を負っております。これらの履行義務は、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、期間がごく短い製造・研究を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い製造・研究については、製造・研究完了時に収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した人工衛星等の製造・開発等や委託試験研究に関して発生した原価が原価総額に占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

② AxelGlobe事業

AxelGlobe事業においては、主に人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約を締結しており、顧客から依頼された画像撮影を実施し、引き渡す義務を負っております。これらは契約に基づき顧客への引渡し完了時点で収益を認識しております。支払条件は契約ごとに異なりますが、製品の引渡し等に応じて対価を受領しております。また、AxelGlobe事業においては、委託試験研究サービスに係る契約も締結しておりますが、当該サービスに関しては委託試験研究の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した委託試験研究に関して発生した原価が原価総額に占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。

なお、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. 一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 684,178千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、原価総額の見積額に対する発生原価の割合(原価比例法)により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、発注先から入手した見積書や社内承認された見積単価等の客観的な価格による積算価格により算出しておりますが、人工衛星の製造過程に必要な部材等には、特殊性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり、専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、業務完了までの原価総額の見積りについては、業務進捗等に伴い各種費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

③ 翌年度の連結財務諸表に与える影響

原価総額の見積りは、契約変更や見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年5月31日)
有形固定資産	808,299
無形固定資産	14,760
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

各資産グループで減損の兆候の有無の判定を行い、兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 1,714,953千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、原価総額の見積額に対する発生原価の割合（原価比例法）により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、発注先から入手した見積書や社内承認された見積単価等の客観的な価格による積算価格により算出しておりますが、人工衛星の製造過程に必要な部材等には、特殊性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり、専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、業務完了までの原価総額の見積りについては、業務進捗等に伴い各種費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

③ 翌年度の連結財務諸表に与える影響

原価総額の見積りは、契約変更や見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
有形固定資産	—
無形固定資産	—
減損損失	649,817

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

各資産グループで減損の兆候の有無の判定を行い、兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の可否を判定しております。

減損損失の認識の可否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」という。)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

当連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」という。)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社グループは、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
当座貸越極度額	965,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	22,519	238,218
差引額	942,480	1,761,781

上記当座貸越契約は、当社グループの特定プロジェクトの支出を限度とした紐付き借入契約であります。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (収益認識関係) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。また、プロジェクト損失引当金繰入額が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
棚卸資産評価損	15,364千円	23,969千円
プロジェクト損失引当金繰入額	—	299,669

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
給与手当	327,324千円	421,404千円
退職給付費用	1,650	6,207
研究開発費(※)	982,621	1,276,149

(※) なお、当社の研究開発費には当期製造費用に含まれるものではありません。

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
ソフトウェア	—千円	151千円
工具、器具及び備品	—	0

※5 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自2022年6月1日至2023年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年6月1日至2024年5月31日)

用途	場所	種類	金額(千円)
Axelliner事業用資産	本社 (東京都中央区)	建物附属設備	1,503
		機械及び装置	123,443
		工具、器具及び備品	43,122
		ソフトウェア	10,483

用途	場所	種類	金額（千円）
AxelGlobe事業用資産	軌道上	機械及び装置	441,382
共用資産	本社 （東京都中央区）	工具、器具及び備品	28,266
		ソフトウェア	1,170
		特許権	446

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

当連結会計年度において、AxelLiner事業用資産及びAxelGlobe事業用資産に関して、使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失178,552千円、441,382千円として特別損失に計上しております。

共用資産に関して、より大きな単位で使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失29,882千円として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	49,500	—	—	49,500
A種優先株式	30,338	—	—	30,338
B種優先株式	36,371	—	—	36,371
C種優先株式	35,467	—	—	35,467
C2種優先株式(注2)	—	10,387	—	10,387
合計	151,676	10,387	—	162,063
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. C2種優先株式の株式数の増加10,387株は、第三者割当増資による新株発行に伴う増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプション及び自社株式オプション	—	—	—	—	—	363
合計			—	—	—	—	363

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	49,500	—	—	49,500
A種優先株式	30,338	—	—	30,338
B種優先株式	36,371	—	—	36,371
C種優先株式	35,467	—	—	35,467
C2種優先株式	10,387	—	—	10,387
D種優先株式（注2）	—	54,887	—	54,887
合計	162,063	54,887	—	216,950
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）1. 2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. D種優先株式の株式数の増加54,887株は、第三者割当増資による新株発行に伴う増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプション及び自社株式オプション	—	—	—	—	—	363
合計			—	—	—	—	363

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
現金及び預金勘定	1,454,982千円	5,142,383千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△100,000	△900,000
現金及び現金同等物	1,354,982	4,242,383

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)

オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
1年内	60,577
1年超	50,481
合計	111,058

(金融商品関係)

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や新株発行）を調達しております。また、資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び研究開発に係る資金調達であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに入金期日及び残高の管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部において資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち58%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	35,611	35,648	37
資産計	35,611	35,648	37
(1) 長期借入金	550,000	542,611	△7,389
負債計	550,000	542,611	△7,389

注1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,454,982	—	—	—
売掛金	16,165	—	—	—
敷金及び保証金	30,986	4,624	—	—
合計	1,502,134	4,624	—	—

注2. 短期借入金、長期借入金の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	122,519	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	—	550,000	—	—
合計	122,519	—	—	550,000	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- ・レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- ・レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 敷金及び保証金	—	35,648	—	35,648
資産計	—	35,648	—	35,648
(1) 長期借入金	—	542,611	—	542,611
負債計	—	542,611	—	542,611

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や新株発行）を調達しております。また、資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び研究開発に係る資金調達であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに入金期日及び残高の管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部において資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち60%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	37,097	36,828	△269
資産計	37,097	36,828	△269
(1) 長期借入金	550,000	538,829	△11,171
負債計	550,000	538,829	△11,171

注1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,142,383	—	—	—
売掛金	48,778	—	—	—
敷金及び保証金	900	36,197	—	—
合計	5,192,062	36,197	—	—

注2. 短期借入金、長期借入金の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	338,218	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	550,000	—	—	—
合計	338,218	—	550,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- ・レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- ・レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 敷金及び保証金	—	36,828	—	36,828
資産計	—	36,828	—	36,828
(1) 長期借入金	—	538,829	—	538,829
負債計	—	538,829	—	538,829

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 1名 子会社使用人 3名	当社使用人 2名 子会社使用人 4名	当社取締役 2名 当社使用人 1名 子会社使用人 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 80,000株	普通株式 160,000株	普通株式 542,000株
付与日(注) 2	2016年5月31日	2018年2月22日	2019年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月2日～ 2026年5月26日	2020年3月2日～ 2028年2月21日	2021年3月20日～ 2029年3月19日

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取引先 1名	当社使用人 2名 子会社使用人 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 138,000株	普通株式 80,000株	普通株式 506,000株
付与日(注) 2	2019年4月1日	2019年7月17日	2019年11月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月2日～ 2029年3月19日	2020年3月2日～ 2026年6月30日	2021年10月16日～ 2029年10月15日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 16名 子会社使用人 70名	当社取締役 3名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 2,304,000株	普通株式 380,000株
付与日(注) 2	2021年7月30日	2021年8月25日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2023年7月21日～ 2031年7月20日	2023年8月21日～ 2031年8月20日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日(2020年3月2日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。

3. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	60,000	40,000	412,000
付与	—	—	—
失効	20,000	—	138,000
権利確定	—	—	—
未確定残	40,000	40,000	274,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	138,000	80,000	240,000
付与	—	—	—
失効	72,000	—	70,000
権利確定	—	—	—
未確定残	66,000	80,000	170,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,928,000	380,000
付与	—	—
失効	310,000	340,000
権利確定	—	—
未確定残	1,618,000	40,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	127.50	313.13	313.25
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	313.25	313.00	313.25
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	5.50	—	—

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	313.25	313.25
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第4回新株予約権以外のストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を、本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法等により算定した価格及び有償第三者割当価格を基礎として決定しております。

(2) 第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法

- ① 使用した評価技法：モンテカルロ・シミュレーション
- ② 主な基礎数値及びその見積方法

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
株価変動性(注) 1	42.74%
満期までの期間(注) 2	10年
配当利回り(注) 3	0%
無リスク利率(注) 4	△0.004%

- (注) 1. 類似上場企業のボラティリティの平均値に基づいております。
2. 新株予約権の付与決議の日から満期までの期間によっております。
3. 直近事業年度における配当実績によっております。
4. 満期までの期間に対応した償還年月日の長期国債の利回り

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 317,559千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

当連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 1名 子会社使用人 3名	当社使用人 2名 子会社使用人 4名	当社取締役 2名 当社使用人 1名 子会社使用人 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 80,000株	普通株式 160,000株	普通株式 542,000株
付与日(注) 2	2016年5月31日	2018年2月22日	2019年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月2日～ 2026年5月26日	2020年3月2日～ 2028年2月21日	2021年3月20日～ 2029年3月19日

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取引先 1名	当社使用人 2名 子会社使用人 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 138,000株	普通株式 80,000株	普通株式 506,000株
付与日(注) 2	2019年4月1日	2019年7月17日	2019年11月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年3月2日～ 2029年3月19日	2020年3月2日～ 2026年6月30日	2021年10月16日～ 2029年10月15日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 16名 子会社使用人 70名	当社取締役 3名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 2,304,000株	普通株式 380,000株
付与日(注) 2	2021年7月30日	2021年8月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2023年7月21日～ 2031年7月20日	2023年8月21日～ 2031年8月20日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 上記の新株予約権は、株式会社アクセルスペースが発行した新株予約権のうち、株式会社アクセルスペースが株式移転により当社を設立した日(2020年3月2日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る

義務を、株式会社アクセルスペースから当社が承継したものであります。

3. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	40,000	40,000	274,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	40,000	40,000	274,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3－2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	66,000	80,000	170,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	66,000	80,000	170,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第6回 新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6－2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,618,000	40,000

	第6回 新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
付与	—	—
失効	302,000	—
権利確定	—	—
未確定残	1,316,000	40,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	127.50	313.13	313.25
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回(第3-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	313.25	313.00	313.25
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	5.50	—	—

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回(第6-2回) 新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	313.25	313.25
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 第4回新株予約権以外のストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法を、本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法等により算定した価格及び有償第三者割当価格を基礎として決定しております。

(2) 第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法

- ① 使用した評価技法：モンテカルロ・シミュレーション
- ② 主な基礎数値及びその見積方法

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
株価変動性(注) 1	42.74%
満期までの期間(注) 2	10年
配当利回り(注) 3	0%
無リスク利率(注) 4	△0.004%

- (注) 1. 類似上場企業のボラティリティの平均値に基づいております。
2. 新株予約権の付与決議の日から満期までの期間によっております。
3. 直近事業年度における配当実績によっております。
4. 満期までの期間に対応した償還年月日の長期国債の利回り

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額、及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 524,561千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、13,318千円であります。

当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、22,211千円であります。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年5月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,928,081千円
棚卸資産評価損	94,081
減価償却の償却超過額	41,608
未払事業税	934
繰延税金資産小計	2,064,705
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△1,928,081
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△136,623
評価性引当額小計 (注) 1	△2,064,705
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産 (負債) の純額	—

(注) 1. 評価性引当額が453,627千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	665	16,710	3,565	50,421	—	1,856,718	1,928,081
評価性引当額	△665	△16,710	△3,565	△50,421	—	△1,856,718	△1,928,081
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）2	2,902,608千円
減損損失	217,688
プロジェクト損失引当金	100,389
棚卸資産評価損	75,251
前渡金評価損	14,979
減価償却の償却超過額	8,814
未払事業税	626
繰延税金資産小計	3,320,358
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△2,902,608
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△417,750
評価性引当額小計（注）1	△3,320,358
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	—

（注）1. 評価性引当額が1,255,653千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（※）	16,710	3,565	50,421	—	148,048	2,683,862	2,902,608
評価性引当額	△16,710	△3,565	△50,421	—	△148,048	△2,683,862	△2,902,608
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	
人工衛星等の開発・製造・試験、運用等	334,721	—	334,721
委託試験研究サービス	680,868	—	680,868
画像撮影サービス	—	298,019	298,019
顧客との契約から生じる収益	1,015,590	298,019	1,313,609
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,015,590	298,019	1,313,609

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

履行義務への配分額の算定に関する情報

① 独立販売価格の見積

収益は、独立販売価格の比率に基づき、契約において識別したそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

独立販売価格は、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、計上すべき利益率を設定したうえで顧客が支払うと見込まれる価格を見積もる方法を採用しております。

② 値引きを行っている場合の取引価格の配分

独立販売価格の合計が当該契約の取引価格を超える場合には、顧客に値引きを行っているものとして、当該値引きについて、契約における履行義務に対して比例的に配分しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2022年6月1日)	当連結会計年度末 (2023年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	31,321	16,165
契約資産	27,204	99,033
契約負債	4,699	31,747

契約資産は、製造・研究の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、履行義務の充足に係る進捗に応じ、収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

契約資産残高の重要な変動は、進捗度に応じて認識した収益の計上によるものです。契約負債の残高に重要な変動はありません。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末 (2023年5月31日)
1年以内	3,022,154
1年超2年以内	3,177,194
2年超3年以内	6,785,310
3年超4年以内	5,668,644
4年超5年以内	1,112,450
5年超	1,193,901
合計	20,959,655

残存履行義務に配分した取引価格は、AxelLiner事業における人工衛星等の開発・製造・試験、運用等及び委託試験研究サービスの契約に係るもの、並びにAxelGlobe事業における人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約に係るものであります。上記の取引価格には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	
人工衛星等の開発・製造・試験、運用等	202,763	—	202,763
委託試験研究サービス	1,516,401	128,118	1,644,519
画像撮影サービス	—	263,393	263,393
顧客との契約から生じる収益	1,719,164	391,511	2,110,676
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,719,164	391,511	2,110,676

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 （5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

履行義務への配分額の算定に関する情報

① 独立販売価格の見積

収益は、独立販売価格の比率に基づき、契約において識別したそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

独立販売価格は、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、計上すべき利益率を設定したうえで顧客が支払うと見込まれる価格を見積もる方法を採用しております。

② 値引きを行っている場合の取引価格の配分

独立販売価格の合計が当該契約の取引価格を超える場合には、顧客に値引きを行っているものとして、当該値引きについて、契約における履行義務に対して比例的に配分しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結

会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2023年6月1日)	当連結会計年度末 (2024年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	16,165	48,778
契約資産	99,033	242,656
契約負債	31,747	1,361

契約資産は、製造・研究の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、履行義務の充足に係る進捗に応じ、収益を認識するにつれて取り崩しております。

契約資産残高の重要な変動は、進捗度に応じて認識した収益の計上によるものです。契約負債の残高に重要な変動はありません。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりであります

(単位：千円)

	当連結会計年度末 (2024年5月31日)
1年以内	2,019,906
1年超2年以内	2,039,339
2年超3年以内	2,375,080
3年超4年以内	1,822,774
4年超5年以内	1,300,618
5年超	891,537
合計	10,449,256

残存履行義務に配分した取引価格は、AxelLiner事業における人工衛星等の開発・製造・試験、運用等及び委託試験研究サービスの契約に係るもの、並びにAxelGlobe事業における人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約に係るものであります。上記の取引価格には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の総額の前連結会計年度末からの大幅な減少は、当連結会計年度にNEDOとの委託試験研究で見込まれる収益総額が計画変更により減少した影響です。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは各本部の事業内容を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、AxelLiner事業及びAxelGlobe事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

AxelLiner事業は小型衛星の開発・製造・運用サービスを提供するとともに、政府系機関より宇宙開発に係る委託試験研究サービスを受託しております。

AxelGlobe事業は、当社グループが保有する小型衛星から取得した地球表面の画像データ及び画像データの解析サービス、解析結果に基づくソリューションサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益又は損失は、経常損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1. 2. 3	連結財務諸表 計上額 (注) 4
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,015,590	298,019	1,313,609	—	1,313,609
計	1,015,590	298,019	1,313,609	—	1,313,609
セグメント損失 (△)	△287,268	△528,433	△815,701	△514,682	△1,330,384
セグメント資産	459,810	767,787	1,227,597	1,644,929	2,872,527
その他の項目					
減価償却費	22,826	320,015	342,842	14,913	357,756
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,516	—	17,516	23,241	40,757

(注) 1. セグメント損失の調整額△514,682千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社共通の管理費用であります。

2. セグメント資産の調整額1,644,929千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に当社グループの余資運転資金（現金・預金）、管理用固定資産等であります。

3. その他の項目の調整額のうち、各報告セグメントに配分していない減価償却費は、14,913千円あります。当該減価償却費は管理用固定資産に係るものであります。

4. セグメント損失は、連結財務諸表の経常損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは各本部の事業内容を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、AxelLiner事業及びAxelGlobe事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

AxelLiner事業は小型衛星の開発・製造・運用サービスを提供するとともに、政府系機関より宇宙開発に係る委託試験研究サービスを受託しております。

AxelGlobe事業は、当社グループが保有する小型衛星から取得した地球表面の画像データ及び画像データの解析サービス、解析結果に基づくソリューションサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1. 2. 3	連結財務諸表 計上額 (注) 4
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,719,164	391,511	2,110,676	—	2,110,676
計	1,719,164	391,511	2,110,676	—	2,110,676
セグメント損失 (△)	△1,233,831	△614,153	△1,847,984	△661,727	△2,509,711
セグメント資産	1,301,863	715,448	2,017,311	5,335,969	7,353,280
その他の項目					
減価償却費	26,367	312,538	338,906	17,067	355,973
減損損失	178,552	441,382	619,934	29,882	649,817
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	160,007	—	160,007	22,875	182,882

(注) 1. セグメント損失の調整額△661,727千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社共通の管理費用であります。

2. セグメント資産の調整額5,335,969千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に当社グループの余資運転資金（現金・預金）等であります。

3. その他の項目の調整額のうち、各報告セグメントに配分していない減価償却費は、17,067千円であります。当該減価償却費は管理用固定資産に係るものであります。

4. セグメント損失は、連結財務諸表の経常損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	オーストラリア	その他	合計
1,182,850	116,742	14,016	1,313,609

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT)	676,348	AxelLiner事業
Space BD株式会社	216,946	AxelLiner事業

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	オーストラリア	その他	合計
1,981,162	120,917	8,596	2,110,676

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
国立研究開発法人新エネルギー・産業 技術総合開発機構 (NEDO)	1,239,099	AxelLiner事業
国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT)	277,301	AxelLiner事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

（単位：千円）

	Axelliner事業	AxelGlobe事業	全社・消去	合計
減損損失	178,552	441,382	29,882	649,817

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前連結会計年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
主要株主	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996	銀行業	(被所有) 間接 11.5	資金の借入等	資金の借入	1,717,485	短期借入金	238,218
							利息の支払	8,734	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 1. 資金の借入については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

	当連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)
1株当たり純資産額	△187円68銭
1株当たり当期純損失(△)	△43円75銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
2. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,342,316
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,342,316
普通株式の期中平均株式数(株)	30,682,382
(うち普通株式(株))	(9,900,000)
(うちA種優先株式(株))	(6,067,600)
(うちB種優先株式(株))	(7,274,200)
(うちC種優先株式(株))	(7,093,400)
(うちC2種優先株式(株))	(347,182)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(2,328,000株)。 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
1株当たり純資産額	△213円36銭
1株当たり当期純損失（△）	△85円72銭

- （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
2. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
3. 1株当たり純資産については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△3,174,278
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△3,174,278
普通株式の期中平均株式数（株）	37,031,506
（うち普通株式（株））	(9,900,000)
（うちA種優先株式（株））	(6,067,600)
（うちB種優先株式（株））	(7,274,200)
（うちC種優先株式（株））	(7,093,400)
（うちC2種優先株式（株））	(2,077,400)
（うちD種優先株式（株））	(4,618,906)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類（2,026,000株）。 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自2022年6月1日 至2023年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. 受取保険料

株式会社アクセルスペースは、決算日後において人工衛星「PYXIS」に対する打上保険に関し、保険会社による保険金の支払が確定し、2024年8月に保険金の支払いを受けましたので、2025年5月期第1四半期において、営業外収益として受取保険料を計上いたします。

なお、当該保険は、株式会社アクセルスペースの人工衛星「PYXIS」が打上げ後に所定の軌道に投入されない、ロケットから分離されない、完全な喪失や破壊又は使用不能になった場合に、衛星に生じた損害を補填する目的で設定したものです。

保険金受取時期：2024年8月29日

付保対象：株式会社アクセルスペースの人工衛星「PYXIS」

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保険支払条件：「PYXIS」が所定の軌道に投入されない、ロケットから分離されない、完全な喪失、破壊や使用不能になった場合

保険補填先：株式会社アクセルスペース

支払損害補填金：100,000千円

2. 多額の資金借入

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2024年9月26日付にて、極度借入2,000,000千円の借入契約を締結しております(財務制限条項については一部期日を更新しております)。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、連結貸借対照表には計上していません。

当該借入は、当社グループにおける「GRUS-3」プロジェクトの開発・AxelLiner事業の運転資金として使用する予定です。

(借入1) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：設備資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：7年

コミットメント期間：2024年9月30日～2026年9月30日

返済期限：2031年9月30日

担保設定：打上保険等で当社が有する保険金請求債権

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

(借入2) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利

契約期間：1年(2回の期間1年の延長オプション)

返済期限：2025年9月30日

担保設定：無担保・無保証

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値と

すること。

- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

3. 優先株式の取得及び消却と普通株式の交付

当社は2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月4日をもってA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてを2024年10月4日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

- (1) 取得及び消却した株式数
 - A種優先株式：30,338株
 - B種優先株式：36,371株
 - C種優先株式：35,467株
 - C2種優先株式：10,387株
 - D種優先株式：54,887株
- (2) 交換により交付した普通株式：167,450株
- (3) 増加後の発行済普通株式数：216,950株

4. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月17日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年10月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数：216,950株

今回の株式分割により増加する株式数：43,173,050株

株式分割後の発行済株式総数：43,390,000株

③ 株式分割の効力発生日

2024年10月17日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 資本金の額の変動

今回の株式分割に際して、資本金の変動はありません。

⑥ 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年10月17日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たり行使価額を次のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	25,500円	127.50円
第2回新株予約権	62,626円	313.13円
第3回新株予約権	62,650円	313.25円
第4回新株予約権	62,650円	313.25円
第5回新株予約権	62,650円	313.00円

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3-2回新株予約権	62,650円	313.25円
第6回新株予約権	62,650円	313.25円
第6-2回新株予約権	62,650円	313.25円
第8回新株予約権	62,650円	313.25円
第9回新株予約権	62,650円	313.25円
第10回新株予約権	62,650円	313.25円

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

5. 定款の一部変更

2024年10月15日に開催される当社臨時株主総会において、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数867,800株（2024年10月17日効力発生日の株式分割を反映した場合、173,560,000株）とし、また、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

6. ストック・オプション（新株予約権）の発行

(1) 第8回新株予約権

2023年12月7日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議し、2024年9月30日に発行しました。

付与対象者の区分	当社取締役 当社従業員 子会社取締役 子会社従業員
新株予約権の数（個）	5,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650
新株予約権の行使期間	自 2026年9月10日 至 2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 資本組入額 31,325

(2) 第9回新株予約権

2024年9月9日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議し、2024年9月30日に発行しました。

付与対象者の区分	当社取締役 当社従業員 子会社従業員
新株予約権の数（個）	8,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650
新株予約権の行使期間	自 2026年9月10日 至 2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 資本組入額 31,325

(3) 第10回新株予約権

2024年9月9日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議し、2024年9月30日に発行しました。

付与対象者の区分	当社取締役 当社従業員 子会社取締役 子会社従業員
新株予約権の数(個)	4,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,650
新株予約権の行使期間	自 2024年9月9日 至 2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 63,180 資本組入額 31,590
新株予約権と引換えに払い込む金銭(円)	新株予約権1個あたり530

7. 自己新株予約権の取得

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、自己新株予約権の取得を下記のとおり決議しました。

(1) 自己新株予約権の取得を行う理由

株式会社日本政策金融公庫との新事業育成資金(新株予約権付融資)の契約に従い実施するもの

(2) 自己新株予約権取得に係る事項の内容

- 取得対象株式の種類：第5回新株予約権
- 取得する新株予約権の総数：新株予約権400個(新株予約権の目的となる株式の数400株、2024年10月17日効力発生日の株式分割を反映した場合80,000株)
- 新株予約権の取得価額の総額：上場日以降1ヵ月間を経過した日(当該日が東京証券取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の東京証券取引所における終値の単純平均の価格
- 取得日：2025年9月頃を予定
- 取得方法：株式会社日本政策金融公庫との相対取引

8. 多額の資金借入

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2025年3月26日付にて、4,000,000千円の借入契約を締結しております。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、連結貸借対照表には計上しておりません。当該借入は、当社グループにおける運転資金として使用する予定です。

主要な契約条件：

借入先：株式会社三井住友銀行

借入額：4,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：4年

返済期間：2026年4月28日～2029年3月28日

最終返済期限：2029年3月28日

担保設定：無担保

財務制限条項：

- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること
- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること
- 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること
- 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、または30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用」)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約及び限度貸付契約

当社グループは、取引銀行2行と当座貸越契約及び限度貸付契約を締結しております。当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び借入未実行残高は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2024年11月30日)	
当座貸越極度額	3,000,000千円
貸付限度額	1,000,000
借入実行残高	398,610
差引額	3,601,389

当該当座貸越契約及び限度貸付契約は、当社グループの特定プロジェクトの支出に紐付く契約であります。

※2 財務制限条項

当中間連結会計期間末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年9月26日契約(当連結会計年度末残高 263,275千円)

- 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当中間連結会計期間末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間
(自2024年6月1日
至2024年11月30日)

従業員給料及び手当	243,571千円
退職給付費用	4,737
研究開発費	554,418

※ 2. 当中間連結会計期間において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)

用途	場所	種類	金額 (千円)
AxelLiner事業用資産	本社 (東京都中央区)	工具、器具及び備品	4,409
		ソフトウェア	3,215
AxelGlobe事業用資産	本社 (東京都中央区)	工具、器具及び備品	3,480
		ソフトウェア	4,500
共用資産	本社 (東京都中央区)	工具、器具及び備品	8,031

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

AxelLiner事業用資産及びAxelGlobe事業用資産に関して、使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失7,624千円、7,980千円として特別損失に計上しております。

共用資産に関して、より大きな単位で使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失8,031千円として特別損失に計上しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間連結会計期間
(自2024年6月1日
至2024年11月30日)

現金及び預金勘定	3,371,336千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△900,000
現金及び現金同等物	2,471,336

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	761,073	160,564	921,637	—	921,637
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	761,073	160,564	921,637	—	921,637
セグメント利益又は損失 (△)	268,563	△267,767	796	△360,440	△359,644

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△360,440千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用、資金調達費用及び支払利息等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社共通の管理費用であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の経常損失 (△) と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間に、「AxelLiner事業」セグメントにおいて減損損失を7,624千円、「AxelGlobe事業」セグメントにおいて減損損失を7,980千円、その他全社資産において減損損失を8,031千円計上しております。

(収益認識関係)

当中間連結会計期間（自2024年6月1日 至2024年11月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計
人工衛星等の開発・製造・試験、運用等	2,440	—	2,440
委託試験研究サービス	758,633	104,439	863,073
画像撮影サービス	—	56,124	56,124
顧客との契約から生じる収益	761,073	160,564	921,637
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	761,073	160,564	921,637

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△8円88銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△385,160
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△385,160
普通株式の期中平均株式数(株)	43,390,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2024年9月9日開催の取締役会決議により付与された新株予約権は下記のとおりであります。 ・第8回新株予約権 新株予約権の数 5,200個 (普通株式 1,040,000株) ・第9回新株予約権 新株予約権の数 8,600個 (普通株式 1,720,000株) ・第10回新株予約権 新株予約権の数 4,000個 (普通株式 800,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。 2. 当社は2024年9月17日開催の取締役会において、2024年10月17日を効力発生日として普通株式1株につき200株の割合で株式分割することを決議いたしました。期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり中間純損失」を算定しております。

(重要な後発事象)

(多額の資金借入)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2025年3月26日付にて、4,000,000千円の借入契約を締結し実行しております。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、中間連結貸借対照表には計上しておりません。当該借入は、当社グループにおける運転資金として使用する予定です。

主要な契約条件：

借入先：株式会社三井住友銀行

借入額：4,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：4年

返済期間：2026年4月28日～2029年3月28日

最終返済期限：2029年3月28日

担保設定：無担保

財務制限条項：

- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること
- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること
- 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること
- 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、または30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	122,519	338,218	2.42	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	550,000	550,000	0.75	2026年6月
合計	672,519	888,218	—	—

（注）1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	—	550,000	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（2）【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第6期第3四半期連結累計期間（自 2024年6月1日 至 2025年2月28日）の連結財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第3四半期連結会計期間（2024年12月1日から2025年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年6月1日から2025年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューが行われており、期中レビュー報告書を受領しております。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,013,895
売掛金	28,652
契約資産	210,072
仕掛品	330
原材料及び貯蔵品	718,127
前渡金	2,503,843
その他	282,058
流動資産合計	5,756,979
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	42,003
機械及び装置	1,727,779
工具、器具及び備品	219,397
減価償却累計額	△1,297,652
減損損失累計額	△691,527
有形固定資産合計	—
投資その他の資産	
敷金及び保証金	114,073
その他	10
投資その他の資産合計	114,083
固定資産合計	114,083
資産合計	5,871,062
負債の部	
流動負債	
買掛金	204,786
短期借入金	269,053
未払金	184,956
未払法人税等	2,927
前受金	285,200
契約負債	78,418
プロジェクト損失引当金	34,825
その他	27,067
流動負債合計	1,087,238
固定負債	
長期借入金	※ 871,966
固定負債合計	871,966
負債合計	1,959,204
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	14,190,873
利益剰余金	△10,381,498
株主資本合計	3,909,375
新株予約権	2,483
純資産合計	3,911,858
負債純資産合計	5,871,062

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)
売上高	1,234,519
売上原価	1,143,953
売上総利益	90,566
販売費及び一般管理費	1,841,454
営業損失(△)	△1,750,887
営業外収益	
受取利息	1,833
補助金収入	735,948
受取保険料	100,000
その他	3,424
営業外収益合計	841,205
営業外費用	
支払利息	15,787
為替差損	9,506
資金調達費用	60,000
その他	14
営業外費用合計	85,308
経常損失(△)	△994,990
特別損失	
減損損失	68,685
特別損失合計	68,685
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,063,676
法人税、住民税及び事業税	3,213
法人税等合計	3,213
四半期純損失(△)	△1,066,889
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,066,889

(四半期連結包括利益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)
四半期純損失(△)	△1,066,889
四半期包括利益	△1,066,889
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,066,889

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用」)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表に関する注記)

当第3四半期連結会計期間末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結する金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年9月26日契約(当第3四半期連結会計期間末残高 321,966千円)

- 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当第3四半期連結会計期間末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

(セグメント情報等の注記)

当第3四半期連結累計期間(自2024年6月1日 至2025年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	AxelLiner事業	AxelGlobe事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,026,341	208,178	1,234,519	—	1,234,519
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,026,341	208,178	1,234,519	—	1,234,519
セグメント利益又は損失(△)	98,777	△516,732	△417,955	△577,035	△994,990

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△577,035千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用、資金調達費用及び支払利息等であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない全社共通の管理費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間に、「AxelLiner事業」セグメントにおいて減損損失を42,791千円、「AxelGlobe事業」セグメントにおいて減損損失を13,587千円、その他全社資産において減損損失を12,306千円計上しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間において、使用価値により測定している回収可能価額を見積った結果、将来キャッシュ・フローがマイナスとなることから、当該有形固定資産の帳簿価額を減損損失68,685千円として特別損失に計上しております。そのため、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）の償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間

(自2024年6月1日

至2025年2月28日)

減価償却費

一千円

(重要な後発事象)

(多額の資金借入)

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2025年3月26日付にて、4,000,000千円の借入契約を締結し実行しております。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、四半期連結貸借対照表には計上しておりません。当該借入は、当社グループにおける運転資金として使用する予定です。

主要な契約条件：

借入先：株式会社三井住友銀行

借入額：4,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：4年

返済期間：2026年4月28日～2029年3月28日

最終返済期限：2029年3月28日

担保設定：無担保

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること
- b. 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること
- c. 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュフローの金額を一定金額の範囲内にすること
- d. 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、または30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 5 月 31 日)	当事業年度 (2024年 5 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	590,478	4,252,404
売掛金	※1 1,136	※1 195
前払費用	2,120	14,720
その他	98	11
流動資産合計	593,833	4,267,331
固定資産		
投資その他の資産		
子会社長期貸付金	3,000,000	5,600,000
敷金及び保証金	177	1,077
子会社貸倒引当金	△1,626,811	△4,825,589
投資その他の資産合計	1,373,365	775,487
固定資産合計	1,373,365	775,487
資産合計	1,967,199	5,042,818
負債の部		
流動負債		
未払金	32,717	46,158
未払法人税等	10,032	7,294
その他	14,140	12,738
流動負債合計	56,890	66,190
負債合計	56,890	66,190
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	6,096,747	12,337,344
資本剰余金合計	6,096,747	12,337,344
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△4,286,800	△7,461,079
利益剰余金合計	△4,286,800	△7,461,079
株主資本合計	1,909,946	4,976,264
新株予約権	363	363
純資産合計	1,910,309	4,976,627
負債純資産合計	1,967,199	5,042,818

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
売上高	※1 333,192	※1 407,972
売上原価	—	—
売上総利益	333,192	407,972
販売費及び一般管理費	※2 315,175	※2 380,924
営業利益	18,016	27,047
営業外収益		
受取利息	※1 16,278	※1 31,675
その他	452	922
営業外収益合計	16,731	32,598
営業外費用		
株式交付費	3,246	21,842
その他	—	997
営業外費用合計	3,246	22,839
経常利益	31,501	36,805
特別利益		
新株予約権戻入益	396	—
特別利益合計	396	—
特別損失		
子会社貸倒引当金繰入額	1,364,180	3,198,778
特別損失合計	1,364,180	3,198,778
税引前当期純損失(△)	△1,332,282	△3,161,972
法人税、住民税及び事業税	10,033	12,305
法人税等合計	10,033	12,305
当期純損失(△)	△1,342,316	△3,174,278

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	5,169,260	5,169,260	△2,944,484	△2,944,484	2,324,776
当期変動額						
新株の発行	463,743	463,743	463,743			927,486
減資	△463,743	463,743	463,743			—
当期純損失（△）				△1,342,316	△1,342,316	△1,342,316
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	927,486	927,486	△1,342,316	△1,342,316	△414,830
当期末残高	100,000	6,096,747	6,096,747	△4,286,800	△4,286,800	1,909,946

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	759	2,325,535
当期変動額		
新株の発行		927,486
減資		—
当期純損失（△）		△1,342,316
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△396	△396
当期変動額合計	△396	△415,226
当期末残高	363	1,910,309

当事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	6,096,747	6,096,747	△4,286,800	△4,286,800	1,909,946
当期変動額						
新株の発行	3,120,298	3,120,298	3,120,298			6,240,597
減資	△3,120,298	3,120,298	3,120,298			—
当期純損失（△）				△3,174,278	△3,174,278	△3,174,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	6,240,597	6,240,597	△3,174,278	△3,174,278	3,066,318
当期末残高	100,000	12,337,344	12,337,344	△7,461,079	△7,461,079	4,976,264

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	363	1,910,309
当期変動額		
新株の発行		6,240,597
減資		—
当期純損失（△）		△3,174,278
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	3,066,318
当期末残高	363	4,976,627

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

当社における顧客との契約から生じる主な収益は子会社からの業務委託費であり、子会社との契約に基づき経営管理業務を履行する義務を負っております。当該業務委託費に係る履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

当事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

当社における顧客との契約から生じる主な収益は経営管理料であり、子会社との契約に基づき経営管理業務を履行する義務を負っております。当該経営管理料に係る履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)

1. 子会社に対する貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年5月31日)
子会社長期貸付金	3,000,000
子会社貸倒引当金	1,626,811

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

子会社に対する貸付金等の評価に当たっては、子会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力及び債務超過の額を総合的に勘案したうえで、当該回収不能見込額を子会社貸倒引当金として計上しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該回収不能見込額の見積りにあたっては、子会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、子会社の財政状態及び経営成績が変動した場合には、翌事業年度の財務諸表において、子会社貸倒引当金の金額に重要な影響をあたえる可能性があります。

当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)

1. 子会社に対する貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年5月31日)
子会社長期貸付金	5,600,000
子会社貸倒引当金	4,825,589

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

子会社に対する貸付金等の評価に当たっては、子会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力及び債務超過の額を総合的に勘案したうえで、当該回収不能見込額を子会社貸倒引当金として計上しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該回収不能見込額の見積りにあたっては、子会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、子会社の財政状態及び経営成績が変動した場合には、翌事業年度の財務諸表において、子会社貸倒引当金の金額に重要な影響をあたえる可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
売掛金	1,136	195

2 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
株式会社アクセルスペース	—	238,218

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
売上高	333,192	407,972
受取利息	16,271	31,662

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.3%、当事業年度3.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.7%、当事業年度97.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)	当事業年度 (自2023年6月1日 至2024年5月31日)
役員報酬	34,932	36,522
給与手当	155,457	154,058
支払報酬	51,967	69,275

(有価証券関係)

前事業年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、当該子会社株式は全額減損処理済であり貸借対照表計上額はありません。

当事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、当該子会社株式は全額減損処理済であり貸借対照表計上額はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年5月31日)
繰延税金資産	
子会社貸倒引当金	544,981千円
子会社株式	899,168
未払事業税	934
繰延税金資産小計	1,445,084
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,445,084
評価性引当額小計	△1,445,084
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産	
子会社貸倒引当金	1,616,572千円
子会社株式	899,168
未払事業税	626
繰延税金資産小計	2,516,367
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,516,367
評価性引当額小計	△2,516,367
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針） 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針） 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自2022年6月1日 至2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2023年6月1日 至2024年5月31日）

1. 多額の資金借入

当社は、2024年9月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2024年9月26日付にて、極度借入2,000,000千円の借入契約を締結しております（財務制限条項については一部期日を更新しております）。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、貸借対照表には計上しておりません。

当該借入は、当社グループにおける「GRUS-3」プロジェクトの開発・AxelLiner事業の運転資金として使用する予定です。

(借入1) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：設備資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：7年

コミットメント期間：2024年9月30日～2026年9月30日

返済期限：2031年9月30日

担保設定：打上保険等で当社が有する保険金請求債権

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

(借入2) 主要な契約条件：

借入先：株式会社みずほ銀行

総借入枠：1,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利

契約期間：1年(2回の期間1年の延長オプション)

返済期限：2025年9月30日

担保設定：無担保・無保証

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- b. 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期損益が、損失とならないようにすること。
- c. 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

2. 優先株式の取得及び消却と普通株式の交付

当社は2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月4日をもってA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてを2024年10月4日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式：30,338株

B種優先株式：36,371株

C種優先株式：35,467株

C2種優先株式：10,387株

- D種優先株式：54,887株
 (2) 交換により交付した普通株式：167,450株
 (3) 増加後の発行済普通株式数：216,950株

3. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月17日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2024年10月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数：216,950株

今回の株式分割により増加する株式数：43,173,050株

株式分割後の発行済株式総数：43,390,000株

③ 株式分割の効力発生日

2024年10月17日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 資本金の額の変動

今回の株式分割に際して、資本金の変動はありません。

⑥ 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年10月17日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たり行使価額を次のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	25,500円	127.50円
第2回新株予約権	62,626円	313.13円
第3回新株予約権	62,650円	313.25円
第4回新株予約権	62,650円	313.25円
第5回新株予約権	62,650円	313.00円
第3-2回新株予約権	62,650円	313.25円
第6回新株予約権	62,650円	313.25円
第6-2回新株予約権	62,650円	313.25円
第8回新株予約権	62,650円	313.25円
第9回新株予約権	62,650円	313.25円
第10回新株予約権	62,650円	313.25円

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 定款の一部変更

2024年10月15日に開催される当社臨時株主総会において、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数867,800株（2024年10月17日効力発生日の株式分割を反映した場合、173,560,000株）とし、

また、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

5. スtock・オプション（新株予約権）の発行

（1）第8回新株予約権

2023年12月7日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議し、2024年9月30日に発行しました。

付与対象者の区分	当社取締役 当社従業員 子会社取締役 子会社従業員
新株予約権の数（個）	5,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650
新株予約権の行使期間	自 2026年9月10日 至 2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 資本組入額 31,325

（2）第9回新株予約権

2024年9月9日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議し、2024年9月30日に発行しました。

付与対象者の区分	当社取締役 当社従業員 子会社従業員
新株予約権の数（個）	8,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650
新株予約権の行使期間	自 2026年9月10日 至 2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 62,650 資本組入額 31,325

（3）第10回新株予約権

2024年9月9日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議し、2024年9月30日に発行しました。

付与対象者の区分	当社取締役 当社従業員 子会社取締役 子会社従業員
新株予約権の数（個）	4,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	62,650
新株予約権の行使期間	自 2024年9月9日 至 2034年9月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 63,180 資本組入額 31,590
新株予約権と引換えに払い込む金銭（円）	新株予約権1個あたり530

6. 自己新株予約権の取得

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、自己新株予約権の取得を下記のとおり決議しました。

(1) 自己新株予約権の取得を行う理由

株式会社日本政策金融公庫との新事業育成資金（新株予約権付融資）の契約に従い実施するもの

(2) 自己新株予約権取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類：第5回新株予約権
- ・取得する新株予約権の総数：新株予約権400個（新株予約権の目的となる株式の数400株、2024年10月17日効力発生日の株式分割を反映した場合80,000株）
- ・新株予約権の取得価額の総額：上場日以降1ヵ月間を経過した日（当該日が東京証券取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の東京証券取引所における終値の単純平均の価格
- ・取得日：2025年9月頃を予定
- ・取得方法：株式会社日本政策金融公庫との相対取引

7. 多額の資金借入

当社は、2025年3月17日開催の取締役会において、以下の借入を実行することを決議し、2025年3月26日付にて、4,000,000千円の借入契約を締結しております。当該借入は期末日後に生じた事象であるため、貸借対照表には計上していません。当該借入は、当社グループにおける運転資金として使用する予定です。

主要な契約条件：

借入先：株式会社三井住友銀行

融資額：4,000,000千円

資金使途：運転資金

借入利率：基準金利＋スプレッド

契約期間：4年

返済期間：2026年4月28日～2029年3月28日

最終返済期限：2029年3月28日

担保設定：無担保

財務制限条項：

- a. 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること
- b. 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維持すること
- c. 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュフローの金額を一定金額の範囲内にすること
- d. 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、または30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
子会社貸倒引当金	1,626,811	3,198,778	—	—	4,825,589

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料（注）2	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.axelspacehd.com/ja/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前 所有者の氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の住 所	移動後 所有者の 提出会社と の関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2022年 12月28日	SBIベンチャ ー企業成長支 援投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 SBI イン ベストメント 株式会社 代表取締役執 行役員会長兼 社長 北尾吉 孝	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	SBI Ventures Three合同会 社 代表社員： SBI Ventures Two株式会社 職務執行者 登輝久	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 549 B種優先株式 490	A種優先株式 34,381,674 (62,626) B種優先株式 34,756,680 (70,932) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 5
2022年 12月28日	SBIベンチャ ー企業成長支 援2号投資事 業有限責任組 合無限責任組 合員 SBI イン ベストメント 株式会社 代表取締役執 行役員会長兼 社長 北尾吉 孝	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	SBI Ventures Three合同会 社 代表社員： SBI Ventures Two株式会社 職務執行者 登輝久	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 786 B種優先株式 701	A種優先株式 49,224,036 (62,626) B種優先株式 49,723,332 (70,932) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 5
2022年 12月28日	SBIベンチャ ー企業成長支 援3号投資事 業有限責任組 合無限責任組 合員 SBI イン ベストメント 株式会社 代表取締役執 行役員会長兼 社長 北尾吉 孝	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	SBI Ventures Three合同会 社 代表社員： SBI Ventures Two株式会社 職務執行者 登輝久	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 1,516 B種優先株式 1,354	A種優先株式 94,941,016 (62,626) B種優先株式 96,041,928 (70,932) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 5
2022年 12月28日	SBIベンチャ ー企業成長支 援4号投資事 業有限責任組 合無限責任組 合員 SBI イン ベストメント 株式会社 代表取締役執 行役員会長兼 社長 北尾吉 孝	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	SBI Ventures Three合同会 社 代表社員： SBI Ventures Two株式会社 職務執行者 登輝久	東京都港区 六本木一丁 目 6 番 1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 1,097 B種優先株式 980	A種優先株式 68,700,722 (62,626) B種優先株式 69,513,360 (70,932) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 5
2023年 3月31日	スカパー J S A T株式会社 代表取締役執 行役員社長 米倉英一	東京都港区 赤坂一丁目 8 番 1 号	当社の株主	株式会社 Space Compass 代表取締役 Co-CEO 小松 大実・堀茂弘	東京都千代 田区大手町 一丁目 6 番 1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 4,790	A種優先株式 427,713,470 (89,293) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 6

移動年月日	移動前 所有者の氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の住 所	移動後 所有者の 提出会社と の関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2024年 7月22日	株式会社INCJ 代表取締役 亀山慎之介・ 長田敬	東京都港区 虎ノ門一丁 目3番1号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	Kepple Liquidity 1 号投資事業有 限責任組合 代表組合員： 株式会社ケッ プルグループ 代表取締役 CEO 神先孝 裕	東京都港区 虎ノ門五丁 目9番1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	B種優先株式 8,458	B種優先株式 679,938,620 (80,390) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 7
2024年 8月27日	グローバル・ ブレイン5号 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 グローバ ル・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	当社の株主	AH-GB未来創 造投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 グローバ ル・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	当社の株主	A種優先株式 1,597	A種優先株式 181,577,303 (113,699) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 8
2024年 8月27日	グローバル・ ブレイン5号 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 グローバ ル・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	当社の株主	日揮みらい投 資事業有限責 任組合 無限責任組合 員 グローバ ル・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	当社の株主	A種優先株式 1,597	A種優先株式 181,577,303 (113,699) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 8
2024年 8月27日	グローバル・ ブレイン5号 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 グローバ ル・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	当社の株主	富国-GB投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 グローバ ル・ブレイン 株式会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	当社の株主	A種優先株式 1,596	A種優先株式 181,463,604 (113,699) (注) 4	所有者 の事情 による (注) 8
2024年 10月4日	—	—	—	31VENTURESー グローバル・ ブレインーグ ロース I 合同 会社 代表社員 三 井不動産株式 会社 職務執行者 高波英明 代表社員 グ ローバル・ブ レイン株式会 社 職務執行者 百合本安彦	東京都中央 区日本橋一 丁目4番1 号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	B種優先株式 △17,340 C種優先株式 △5,292 D種優先株式 △7,045 普通株式 29,677	—	(注) 9

移動年月日	移動前 所有者の氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の住 所	移動後 所有者の 提出会社と の関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2024年 10月4日	—	—	—	SMBC-GBグ ロース1号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 SMBCベン チャーキャピ タル・マネジ メント株式会 社 代表取締役 吉川弘昭 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取締役社 長 百合本安 彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	D種優先株式 △25,065 普通株式 25,065	—	(注) 9
2024年 10月4日	—	—	—	株式会社SMBC 信託銀行（特 定運用金外信 託口 宇宙フ ロンティアフ ァンド） 代表取締役 萩原攻太郎	東京都千代 田区丸の内 一丁目3番 2号 三井 住友銀行東 館内	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	C種優先株式 △10,972 普通株式 10,972	—	(注) 9
2024年 10月4日	—	—	—	株式会社 Space Compass 代表取締役 Co-CEO 小松 大実・堀茂弘	東京都千代 田区大手町 一丁目6番 1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 △4,790 C2種優先株式 △4,790 普通株式 9,580	—	(注) 9
2024年 10月4日	—	—	—	Kepple Liquidity1 号投資事業有 限責任組合 代表組合員： 株式会社ケッ プルグループ 代表取締役 CEO 神先孝 裕	東京都港区 虎ノ門五丁 目9番1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	B種優先株式 △8,458 普通株式 8,458	—	(注) 9
2024年 10月4日	—	—	—	SBI Ventures Three合同会 社 代表社員： SBI Ventures Two株式会社 職務執行者 登輝久	東京都港区 六本木一丁 目6番1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	A種優先株式 △3,948 B種優先株式 △3,525 普通株式 7,473	—	(注) 9
2024年 10月4日	—	—	—	ジャパン・コ インベスト3 号投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員：三井住友 トラスト・イ ンベストメン ト株式会社 代表取締役 吉田憲正	東京都港区 芝三丁目33 番1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	C種優先株式 △6,858 普通株式 6,858	—	(注) 9

移動年月日	移動前 所有者の氏名 又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の住 所	移動後 所有者の 提出会社と の関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2024年 10月4日	—	—	—	JPインベスト メント1号投 資事業有限責 任組合 無限責任組合 員：JPインベ ストメント1 号有限責任事 業組合 組合員 JPイ ンベストメン ト株式会社 職務執行者 水上圭	東京都千代 田区大手町 二丁目3番 1号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	C種優先株式 △6,858 普通株式 6,858	—	(注) 9

(注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2022年6月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を参考にして当事者間で協議の上、決定した価格であります。

5. グループ内資本関係の移動。

6. 移動前所有者が50%出資する先への移動。

7. 移転前所有者の会社解散を考慮した移動。

8. ファンド運営期間の満了に伴う移動。

9. 2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付しております。なお、当該優先株式の発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及びオプション価値法等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。

10. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合

で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	2023年3月31日	2023年12月29日
種類	C2種優先株式（注）8	D種優先株式（注）8
発行数	2,077,400株	10,977,400株
発行価格	446.47円（注）4	568.50円（注）5
資本組入額	223.23円	284.25円
発行価額の総額	927,486,391円	6,240,597,013円
資本組入額の総額	463,743,196円	3,120,298,507円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	（注）2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2024年9月30日	2024年9月30日	2024年9月30日
種類	第8回新株予約権 （ストック・オプション）	第9回新株予約権 （ストック・オプション）	第10回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 1,040,000株	普通株式 1,720,000株	普通株式 800,000株
発行価格	313.25円（注）4	313.25円（注）4	315.9円（注）4・6
資本組入額	156.63円	156.63円	157.95円
発行価額の総額	325,780,000円	538,790,000円	252,720,000円
資本組入額の総額	162,895,200円	269,403,600円	126,360,000円
発行方法	2023年12月7日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2024年9月9日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2024年9月9日開催の臨時株主総会及び2024年9月9日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）3	（注）3	（注）3

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条（以下「同施行規則」という。）の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年5月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及びオプション価値法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 本新株予約権は1個あたり530円で有償発行しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき313.25円	1株につき313.25円	1株につき313.25円
行使期間	2026年9月10日から 2034年9月9日まで	2026年9月10日から 2034年9月9日まで	2024年9月9日から 2034年9月9日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況① [ストック・オプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況① [ストック・オプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況① [ストック・オプション制度の内容]」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況① [ストック・オプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況① [ストック・オプション制度の内容]」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況① [ストック・オプション制度の内容]」に記載のとおりであります。

8. 2024年10月4日を期限とした取得請求権行使により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式30,338株、B種優先株主に普通株式36,371株、C種優先株主に普通株式35,467株、C2種優先株主に普通株式10,387株、D種優先株主に普通株式54,887株を交付しております。なお、当該優先株式の発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及びオプション価値法等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、同日付で取得したA種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株の全てを消却しております。
9. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社Space Compass 代表取締役 Co-CEO 小松 大実・堀 茂弘 資本金 18,720百万円	東京都千代田区 大手町一丁目6 番1号	衛星系電気 通信事業	958,000	427,713,470 (446.47)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 地下 誠二 資本金 1,000,424百万円	東京都千代田区 大手町一丁目9 番6号	銀行業	671,800	299,935,187 (446.47)	—
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役 小島 拓朗	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	投資業	223,800	99,918,867 (446.47)	—
東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明 資本金 101,900百万円	東京都千代田区 大手町二丁目6 番4号	保険業	223,800	99,918,867 (446.47)	—

(注) 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SMBC-GBグロース1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル・マネジメント株式会社 代表取締役 吉川 弘昭 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	投資業	5,013,000	2,849,865,435 (568.50)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
31VENTURESーグローバル・ブレインーグロースI合同会社 代表社員 三井不動産株式会社 職務執行者 高波 英明 代表社員 グローバル・ブレイン株式会社 職務執行者 百合本 安彦 資本金 10百万円	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	投資業	1,409,000	801,009,455 (568.50)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
EP-GB投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	投資業	861,800	489,928,991 (568.50)	—
YMT-GB投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバル・ブレイン株式会社 代表取締役社長 百合本 安彦	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	投資業	879,400	499,934,503 (568.50)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
TUSIC投資事業有限責任組合 無限責任組員 東京理科大学 イノベーション・キャピタル株式 会社 代表取締役 片寄 裕市・高 田 久徳	東京都新宿区神 楽坂一丁目3番 地	投資業	879,400	499,934,503 (568.50)	—
KII3号インパクト投資事業有 限責任組合 無限責任組員 慶應イノベ ーション・イニシアティブ3号有 限責任事業組合 組員 株式会社慶應イノベ ーション・イニシアティブ 職務執行者 山岸 広太郎	東京都港区虎ノ 門五丁目9番1 号	投資業	879,400	499,934,503 (568.50)	—
ナントCVC3号あけぼの投資事 業有限責任組合 無限責任組員 南都キャピタ ルパートナーズ株式会社 代表取締役 堺 敦行	奈良県奈良市大 宮町四丁目297 番地2	投資業	527,800	300,051,661 (568.50)	—
パーソルベンチャーパートナ ーズ合同会社 代表社員 パーソルホールディ ングス株式会社 職務執行者 加藤 丈幸 資本金 1百万円	東京都港区南青 山一丁目15番5 号	投資業	351,800	199,996,541 (568.50)	—
西武しんきんキャピタル企業投 資3号投資事業有限責任組合 無限責任組員 西武しんきん キャピタル株式会社 代表取締役 宇佐美 大典	東京都渋谷区恵 比寿西一丁目20 番2号	投資業	175,800	99,941,421 (568.50)	—

(注) 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
深澤 達彦	—	会社役員	150,000	46,987,500 (313.25)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
杉山 全功	—	会社役員	30,000	9,397,500 (313.25)	特別利害関係者等 (当社取締役)
向井 千秋	—	会社役員	30,000	9,397,500 (313.25)	特別利害関係者等 (当社取締役)

1. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 新株予約権証券取得者である当社及び当社子会社の従業員25名、割当株式総数830,000株に関する記載は省略しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
折原 大吾	—	会社役員	450,000	140,962,500 (313.25)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子 会社の取締役)
濱田 牧子	—	会社役員	450,000	140,962,500 (313.25)	特別利害関係者等 (当社取締役)
永島 隆	東京都中野区	会社員	360,000	112,770,000 (313.25)	特別利害関係者等 (大株主上位10位) 当社子会社従業員
中村 友哉	東京都中央区	会社役員	200,000	62,650,000 (313.25)	特別利害関係者等 (大株主上位10位) (当社代表取締役、当 社子会社代表取締役)

- (注) 1. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 上記のほか、新株予約権証券取得者である当社の従業員1名、割当株式総数260,000株に関する記載は省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
中村 友哉	東京都中央区	会社役員	150,000	47,385,000 (315.9)	特別利害関係者等 (大株主上位10位) (当社代表取締役、当 社子会社代表取締役)
折原 大吾	—	会社役員	150,000	47,385,000 (315.9)	特別利害関係者等 (当社取締役、当社子 会社取締役)
濱田 牧子	—	会社役員	150,000	47,385,000 (315.9)	特別利害関係者等 (当社取締役)
深澤 達彦	—	会社役員	150,000	47,385,000 (315.9)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
永島 隆	東京都中野区	会社員	40,000	12,636,000 (315.9)	特別利害関係者等 (大株主上位10位) 当社子会社従業員

- (注) 1. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 上記のほか、新株予約権証券取得者である当社及び当社子会社従業員3名、割当株式総数160,000株に関する記載は省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
31VENTURES－グローバル・ブレイン－グロースⅠ合同会社 ※1	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	5,935,400	12.17
SMBC-GBグロース1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	5,013,000	10.28
中村 友哉 ※1※2※6	東京都中央区	3,450,000 (550,000)	7.07 (1.13)
永島 隆 ※1※8	東京都中野区	2,680,000 (420,000)	5.49 (0.86)
宮下 直己 ※1※9	東京都江東区	2,260,000	4.63
株式会社SMBC信託銀行（特定運用金外信託口 宇宙フロンティアファンド） ※1	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 三井住友銀行東館内	2,194,400	4.50
株式会社Space Compass ※1	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	1,916,000	3.93
Kepple Liquidity1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	1,691,600	3.47
SBI Ventures Three合同会社 ※1	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,494,600	3.06
ジャパン・コインベスト3号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝三丁目33番1号	1,371,600	2.81
JPインベストメント1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,371,600	2.81
野尻 悠太 ※9	—	1,040,000	2.13
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	958,000	1.96
KII3号インパクト投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	879,400	1.80
TUSIC投資事業有限責任組合	東京都新宿区神楽坂一丁目3番地	879,400	1.80
YMT-GB投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	879,400	1.80
EP-GB投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	861,800	1.77
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号	845,800	1.73
— ※8	—	700,000 (60,000)	1.43 (0.12)
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	671,800	1.38
SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番地4号	638,800	1.31
EEIクリーンテック投資事業有限責任組合	東京都品川区東五反田五丁目11番1号	638,800	1.31
折原 大吾 ※3※7	—	600,000 (600,000)	1.23 (1.23)
濱田 牧子 ※3	—	600,000 (600,000)	1.23 (1.23)
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1	563,800	1.16

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6	548,600	1.12
ナントCVC 3 号あけぼの投資事業有限責任組合	奈良県奈良市大宮町四丁目297番地の 2	527,800	1.08
三菱UFJキャピタル 7 号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目 3 番 4 号	498,200	1.02
西武しんきんキャピタル企業投資 3 号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番 2 号	495,200	1.02
— ※ 5	—	380,000 (360,000)	0.78 (0.74)
パーソルベンチャーパートナーズ合同会社	東京都港区南青山一丁目15番 5 号	351,800	0.72
AH-GB未来創造投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番 1 号	319,400	0.65
日揮みらい投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番 1 号	319,400	0.65
富国-GB投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番 1 号	319,200	0.65
国立研究開発法人科学技術振興機構	埼玉県川口市本町四丁目 1 番 8 号	319,200	0.65
深澤 達彦 ※ 7	—	300,000 (300,000)	0.61 (0.61)
— ※ 5	—	300,000 (300,000)	0.61 (0.61)
有限会社TomyK ※ 4	東京都千代田区飯田橋二丁目18番 1 -2904号	280,000	0.57
合同会社J&TC Frontier	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号	274,400	0.56
— ※ 8	—	230,000 (230,000)	0.47 (0.47)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	223,800	0.46
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	168,400	0.35
テクノロジーベンチャーズ 4 号投資事業有限責任組合	東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号	159,800	0.33
株式会社ウェザーニューズ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 3 番 幕張テクノガーデン	159,600	0.33
— ※ 5	—	150,000 (150,000)	0.31 (0.31)
— ※ 8	—	130,000 (70,000)	0.27 (0.14)
— ※ 8	—	130,000 (130,000)	0.27 (0.27)
— ※ 8	—	100,000 (100,000)	0.20 (0.20)
— ※ 8	—	100,000 (100,000)	0.20 (0.20)
— ※ 8	—	86,000 (26,000)	0.18 (0.05)
— ※ 8	—	86,000 (86,000)	0.18 (0.18)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
その他59名		1,694,000 (1,314,000)	3.47 (2.69)
計	—	48,786,000 (5,396,000)	100.00 (11.06)

（注） 1. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示しております。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
- ※3 特別利害関係者等（当社の取締役）
- ※4 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
- ※5 当社の従業員
- ※6 子会社の代表取締役
- ※7 子会社の取締役
- ※8 子会社の従業員
- ※9 子会社の元取締役

3. （ ）内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月 3 日

株式会社アクセルスペースホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングス及び連結子会社の2023年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月3日

株式会社アクセルスペースホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングス及び連結子会社の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結財務諸表の【注記事項】（重要な後発事象） 2. 多額の資金借入に記載されているとおり、会社は2024年9月17日開催の取締役会において、「GRUS-3」プロジェクトの開発・Axelliner事業の運転資金として、金融機関からの極度借入2,000,000千円の借入契約の締結を決議し、同月26日に本借入契約を締結している。
 2. 連結財務諸表の【注記事項】（重要な後発事象） 8. 多額の資金借入に記載されているとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、会社グループで使用する運転資金として、金融機関から4,000,000千円の資金の借入を実行することを決議し、同月26日に本借入契約を締結している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年7月3日

株式会社アクセルスペースホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングス及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

中間連結財務諸表の【注記事項】（重要な後発事象）（多額の資金借入）に記載されているとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、会社グループで使用する運転資金として、金融機関から4,000,000千円の資金の借入を実行することを決議し、同月26日に本借入契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月 3 日

株式会社アクセルスペースホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2022年6月1日から2023年5月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングスの2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 7 月 3 日

株式会社アクセルスペースホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2023年6月1日から2024年5月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングスの2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 【注記事項】（重要な後発事象） 1. 多額の資金借入に記載されているとおり、会社は2024年9月17日開催の取締役会において、「GRUS-3」プロジェクトの開発・AxelLiner事業の運転資金として、金融機関からの極度借入2,000,000千円の借入契約の締結を決議し、同月26日に本借入契約を締結している。
2. 【注記事項】（重要な後発事象） 7. 多額の資金借入に記載されているとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、会社グループで使用する運転資金として、金融機関から4,000,000千円の資金の借入を実行することを決議し、同月26日に本借入契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 7 月 3 日

株式会社アクセルスペースホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小高 由貴

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社アクセルスペースホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年12月1日から2025年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年6月1日から2025年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

四半期連結財務諸表に関する注記事項（重要な後発事象）（多額の資金借入）に記載されているとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、会社グループで使用する運転資金として、金融機関から4,000,000千円の資金の借入を実行することを決議し、同月26日に本借入契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

